

美 作 大 学
自 己 評 価 報 告 書 ・ 本 編

[日本高等教育評価機構]

平成 20 年 6 月

美 作 大 学

目 次

I 建学の精神、使命・目的、大学の個性・特色等	1
1 建学の精神	1
2 本学の使命	2
3 本学の個性・特色	2
II 美作大学の沿革と現況	4
1 本学の沿革	4
2 本学の現況	5
III 基準ごとの自己評価	8
基準 1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	8
基準 2 教育研究組織	12
基準 3 教育課程	23
基準 4 学 生	33
基準 5 教 員	50
基準 6 職 員	61
基準 7 管理運営	67
基準 8 財 務	73
基準 9 教育研究環境	78
基準 10 社会連携	83
基準 11 社会的債務	92
IV 特記事項	98

I 建学の精神、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

美作大学の淵源となる学校法人美作学園の歴史は、大正 4(1915)年苫田郡教育会が現在の津山市田町に津山高等裁縫学校（高等女学校令により、大正 10(1921)年に津山実科高等女学校と改称）を創設したことに始まる。このことから明らかなように、本学園は岡山県北部の女子教育、とりわけ社会において必要とされる知識・技能の習得、併せて人間性の涵養を図ることを通し、いまだその人権が十分に認められず、社会での活躍の場もあまり保証されていなかった女性の自立と社会への貢献を目的としてスタートした。

この学園発足時の理念・目的、即ち①専門的知識及び技能の教育研究による専門的職業人の養成、②豊かな人間性の涵養、③地域社会への貢献は、その後の本学園の長い歴史の中でも堅持され、次に示す「学園の建学の理念」及び「大学の理念・目的」で示す通り、現在の美作大学は元より、平成 17(2005)年設置した大学院、そして同一法人設置の美作大学短期大学部においても脈々と受け継がれている。

【美作学園の建学の理念】

本学園は豊かな情操と知性とを育むことにより、人としての道を培い、一人の自立した人間として国際的な視点から社会に貢献できる、自由で創造的な人格の育成を目的とする。

あわせて本学園は、寒さに耐え凛として薫り高い花を咲かせる白梅を学花に定め、これを目指す人間像の象徴とする。

【美作大学の理念・目的】

美作大学は、学園の「建学の理念」に則り、教育研究の研鑽に真摯に取り組む教職員による高等教育・学術の拠点としてその社会的使命を果たしていくため、次の四点を未来に向けた本学の目的とする。

1. 専門教育と教養教育の充実、及び両者の調和を図ることにより、新しい時代の生活の向上に寄与できる、人間性豊かな専門的職業人の養成を目指す。
2. 小規模大学の特性を生かし、学生の個性を尊重し能力を向上させ、創造的で自立した人間の育成を目指す。
3. 地域社会の課題を反映させた教育研究への取り組みにより、社会の発展に寄与することを目指す。
4. 地域社会の人々に対し広く学習の機会を提供し、文化の進展に寄与することを目指す。

注：平成 12(2000)年の大幅な改組、そして平成 15(2003)年の共学化を踏まえ、その不易の精神を生かしつつも、現代の社会に見合うべく新たに美作学園の建学の理念を、そしてそれを受けて大学の理念・目的の制定を行った。

点検・評価によりその精神を継承しつつも見直しを図った建学の精神、そして大学の理念・目的に端的に示すように、美作大学は

- ①人間性豊かな専門的職業人の養成、大学院にあつては高度専門的職業人の養成

②創造的で自立した人間の育成

③社会の発展と文化の進展への寄与

というこれらの目的を掲げ、地域社会の人々の生活の質の向上のための教育研究を展開している。

2. 本学の使命

本学は、岡山県北唯一の大学院を備えた四年制大学である。大学創設以来一貫して生活科学分野の教育研究の充実を図りながら、今日に至っている。この間、日本社会の大きな変化に対応し、時代のニーズに加え地域の要請に応えるため、学科の増設等の改組を進め、教育研究体制の整備・拡充、加えて平成 17(2005)年度からは、大学院の設置による教育研究の高度化を図ってきたところである。このことから明らかなように、本学の重要な使命の一つは、「多様化し、複雑さを増す生活問題の解明・解決に取り組み、地域社会で求められる人材の育成に努めることにより、地域社会の人々の生活の質の向上に寄与すること」である。この使命を果たすべく本学では次に示す教育目標を掲げ、その達成に向け努力しているところである。

【美作大学教育目標】

美作大学は、美作学園「建学の理念」及び美作大学「理念・目的」を受けて、教育力の向上に組織的に取り組むことにより、次に掲げる教育目標の達成を目指す。

1. 専門教育の充実を図り、地域社会の発展に貢献できる専門的職業人を養成する。併せて、学生支援体制の整備を図り、専門分野への就職・進学を促進する。
2. 教養教育の充実により、広い視野を持った社会人としての基礎的能力を養う。
3. 学生個々に応じた指導・教育により、学生の満足度を高め、勉学及び卒業後の進路への意欲を高める。
4. ボランティア活動等を積極的に推進し、社会への関心を高め、社会に貢献できる人間を育成する。

今一つの本学の使命は、県北唯一の四年制大学という本学の地理的条件とも深く関連するが、「地域社会に開かれた大学として、文化・産業そして行政等の面での地域社会への貢献」である。その使命を果たすべく、平成 15(2003)年度には地域生活科学研究所を設置し、地域社会の課題を反映させた研究、地域の産業・農産品等と結び付いた産官学民共同の研究・商品開発、各種審議会等への委員の派遣、更には社会人や現職教員を対象とした研修のための様々な講座の開設、高大連携による高校への講師派遣や生徒の積極的な受け入れ、社会人への授業開放等の取り組みを幅広く展開しているところである。

3. 本学の個性・特色等

沿革に示すとおり、平成 12(2000)年度以降の一連の改革を通じ、本学は理念・目的それに基づく使命の具現化を目指し、地域社会の人々の生活の向上に密接に関わる生活科学の分野における教育研究体制の整備・拡充と高度化に努めると共に、教育研究分野の特化、学生との関係を密にした教職員一丸となった学生支援、地域のニーズに対応した社会貢献の推進により、地方の小都市における小規模大学としての特性を踏まえた大学の個性化を

図るべく努力を続けているところである。

即ち、本学は個性・特色として、次の3つの機能の充実に努めている。

①食と子どもと福祉と建築・まちづくりという、地域社会の人々の生活に不可欠な分野における専門的職業人（学部）、高度専門的職業人（大学院）の養成

- ・学部では、食物学科における管理栄養士の養成、児童学科における小学校・幼稚園教諭及び保育士の養成、福祉のまちづくり学科における社会福祉士・建築士の養成
- ・大学院にあっては、食及び居住環境の分野における高度専門的職業人、専修免許を持った幼稚園・小学校教諭、中学校・高等学校教諭（家庭）及び栄養教諭の養成
- ・インターンシップ実習やボランティア活動等の推進による実践的・応用的能力、加えて課題探求能力をもった質の高い職業人の養成

②学生支援の充実

- ・担任を中心としながら、担任と学生課及び学生相談室や保健室との緊密な連携による学生個々に対応した支援
- ・国家試験、採用試験対策のための支援の充実
- ・就職支援室と教員との協働による就職先開拓と就職支援
- ・ボランティア活動の推進による社会人としての資質の涵養（この取組みは、本学が目指す人間力の育成と③の地域貢献の両目的をもっている）
- ・教育委員会との連携による実践的な教育力の養成と採用試験を視野に入れた対策講座の推進

③地域貢献機能

- ・公開講座、岡山県生涯学習大学委託講座、講演会等
- ・高大連携による生徒の科目等履修生の受け入れ、出前講座等
- ・教育委員会の要請による十年研修講座の実施
- ・研究所による地域社会の課題を反映させた研究の推進、受託研究等、研究成果の公開発表会
- ・産学官民の連携による研究及び商品開発（研究所の下にある技術交流プラザ）
- ・津山市をはじめ周辺町の各種審議会への委員の派遣

Ⅱ 美作大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

- 大正 4 年 4 月 苫田郡教育会が津山市に津山高等裁縫学校を創設
- 昭和 23 年 4 月 学制改革により岡山県美作高等学校に改称
- 昭和 26 年 4 月 美作短期大学（家政科）を創設
- 昭和 42 年 4 月 美作女子大学（家政学部家政学科、入学定員：80 人）を創設
美作女子大学附属幼稚園を創設
- 昭和 44 年 4 月 家政学部家政学科を家政学専攻（入学定員：30 人）と管理栄養士
専攻（入学定員：50 人）に専攻分離
- 昭和 53 年 4 月 美作短期大学を大学のある現北園校地に移転し、美作女子大学短期
大学部と改称
- 昭和 56 年 4 月 家政学部に食物学科と児童学科の 2 学科を設置、家政学科は募集
停止（食物学科入学定員：40 人 児童学科入学定員：60 人
計 100 人）
- 平成 12 年 4 月 学部名称を生活科学部に改称
短期大学部の定員の一部を大学へ移し、大学に福祉環境デザイン学
科（社会福祉コースと福祉建築コースの 2 コース制、入学定員：80
人）を設置、また、食物学科を管理栄養士養成課程とし入学定員を
80 人へ増の改組
- 平成 15 年 4 月 児童学科が保育士養成施設指定（入学定員 60 人の内 30 人の指定）
短期大学部に専攻科介護福祉専攻を設置
- 平成 15 年 4 月 大学、短期大学部共に男女共学とし、大学名を美作大学、美作大学
短期大学部と改称
地域生活科学研究所を設置
- 平成 17 年 4 月 大学院生活科学研究科生活科学専攻修士課程（食生活安全学、児童
心理学及び居住環境計画学の 3 分野で構成、入学定員：8 人）を設
置
- 平成 18 年 4 月 大学コンソーシアム岡山加盟
- 平成 19 年 4 月 児童学科の入学定員を 80 人へ増
これにより生活科学部入学定員は 220 人⇒240 人
大学院生活科学研究科生活科学専攻博士後期課程（食生活安全学・
機能食材開発及び居住環境計画の 2 分野で構成、入学定員：3 人）
を設置
津山市立図書館との相互利用協定の締結
- 平成 20 年 4 月 福祉環境デザイン学科を福祉のまちづくり学科に改称し、社会福祉
専攻（入学定員：50 人）と建築・まちづくり専攻（入学定員：30

人)の2専攻に分離

大学院人間発達学研究科人間発達学専攻修士課程（発達支援及び学校・教育課程開発の2分野で構成、入学定員：5人）を設置、これに伴い、生活科学研究科博士前期課程の入学定員を3人へ減
津山市、美作大学（美作大学短期大学部を含む）、国立津山工業高等専門学校との三者間の包括協定を締結

注：太字の力所が主に大学及び大学院の沿革に係るものである。

2. 本学の現況

○所在地 〒：708-8511 岡山県津山市北園町50番地

○学部・学科等及び大学院の構成 (平成20年5月1日現在)

学部等	学科等	
生活科学部	食物学科	
	児童学科	
	福祉のまちづくり学科 (平成20年度は1年次のみ)	社会福祉専攻 建築・まちづくり専攻
	福祉環境デザイン学科(平成20年度は2～4年次)	
生活科学研究科	生活科学専攻（博士前期課程）	
	生活科学専攻（博士後期課程、平成20年度は1、2年次のみ）	
人間発達学研究科	人間発達学専攻（修士課程、平成20年度は1年次のみ）	

○短期大学部の学科等の構成 (平成20年5月1日現在)

学科等
栄養学科
幼児教育学科
専攻科介護福祉専攻

○学部の学生数 (平成20年5月1日現在)

学科等	入学定員	編入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	在学学生総数
食物学科	80	若干名	320	92	94	88	89	363
児童学科	80	若干名	280	89	88	87	90	354
社会福祉専攻	50	若干名	50	33	—	—	—	33
建築・まちづくり専攻	30	若干名	30	13	—	—	—	13
福祉環境デザイン学科	—	若干名	240	—	51	89	80	220
合計	240	若干名	920	227	233	264	259	983

注：①児童学科は、平成19年度から入学定員を60人から80人に定員変更を行っている。

美作大学

②平成 20 年度から、福祉環境デザイン学科を福祉のまちづくり学科に改称し、同学科を社会福祉専攻と建築・まちづくり専攻の 2 専攻に分離し、専攻ごとに募集を行っている。

○大学院の学生数 (平成 20 年 5 月 1 日現在)

研究科等	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	在学学生総数
生活科学研究科生活科学専攻(博士前期)	3	11	0	4	—	4
生活科学研究科生活科学専攻(博士後期)	3	6	2	5	—	7
人間発達学研究科人間発達学専攻(修士)	5	5	4	—	—	4
合 計	11	22	6	9	—	15

注：①生活科学専攻（博士前期課程）の入学定員は、人間発達学研究科の設置に伴い、平成 20 年度からそれまでの 8 人を 3 人に変更
 ②生活科学専攻（博士後期課程）は平成 19 年度設置。
 ③人間発達学専攻（修士課程）は平成 20 年度設置。

○短期大学の学生数 (平成 20 年 5 月 1 日現在)

学 科 等	入学定員	収容定員	1年次	2年次	在学学生総数
栄養学科	40	80	44	41	85
幼児教育学科	70	140	85	90	175
専攻科介護福祉専攻	20	20	22	—	22
合 計	130	240	151	131	282

注：専攻科介護福祉専攻は 1 年課程である。

○附属幼稚園の園児数 (平成 20 年 5 月 1 日現在)

入学定員	収容定員	年少児	年中児	年長児	在園児数総数
60 人	180 人	69	73	66	208

○同一法人 岡山県美作高校の生徒数 (平成 20 年 5 月 1 日現在)

	全 日 制				通信制	合 計
	1 年次	2 年次	3 年次	計		
入学定員	262	262	262	786	300	1,086
在学生	261	264	242	767	179	946

○教員数

(平成 20 年 5 月 1 日現在)

学科・専攻・研究科 研究所等	専任教員数					助 手	兼担 教員数	兼任 教員数
	教授	准教授	講師	助教	計			
食物学科	9	6	5	0	20	4	8	31
児童学科	9	4	6	0	19	0	8	44
福祉のまちづくり学科	7	9	2	0	18	0	10	51
生活科学専攻(博士課程)	0	0	0	0	0	0	10	4
人間発達学専攻(修士課程)	0	0	0	0	0	0	9	6
地域生活科学研究所	0	0	0	0	0	0	22	10
合 計	25	19	13	0	57	4	67	146

○職員数

(平成 20 年 5 月 1 日現在)

	事務・技術職員等
正職員	27 人
契約職員等	22 人
パート	10 人
計	59 人

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1. 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

《1-1の視点》

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

(1) 1-1の事実の説明（現状）

毎年入学式において、理事長及び学長が新入生及び父母に向けて学園の建学の理念、大学の理念・目的を祝辞、式辞の中に盛り込み説明している。特に学長式辞については、入学式後全教職員にメール送信、加えて本学で発行している「学報みまさか」に掲載し、学内外に周知を図っている。

本学は小規模な大学であることもあって、伝統的に月1回教職員全員による「職員会議」を行い、諸行事や提出物等必要事項についての連絡と情報交換を行っているが、教職員に対しては、年度当初の教職員が一堂に会した職員会議で学長が同様の説明をしている。併せて、法人主催の教職員を対象とした研修会においても、学園の建学の理念、大学の理念・目的を踏まえた内容の研修を行っている。また、新採用の教職員に対しては、初任者研修の中で説明し、その理解の上で教育研究、学生支援そして業務に当たることを求めている。

学生に対しては、『履修要項（『学生便覧』）』の冒頭にそれらを掲載している。特に、新入生に対しては、入学直後に各学科単位で実施している宿泊を伴うオリエンテーション・セミナーの中で、『履修要項』を使い当該学科の教育課程とも関連付けながら理解を深めている。

学外に対しては、『大学案内』及び本学ホームページに掲載し、周知に努めている。また、年数回実施しているオープンキャンパスの際も、大学全体の説明において本学の特色を説明する中で、本学の理念・目的について、パワーポイントにより、参加した高校生やその保護者に対し分かりやすく説明を行っている。

大学院についても、『大学院の案内・募集要項』及び本学ホームページに本大学院の目的を掲載し、学内外に対しての周知に努めている。また、大学院生に対しては、『大学院履修要項』にも学部同様に本大学院の目的、研究科及び課程毎の教育目的及び人材養成の目標を掲載し、年度当初の履修ガイダンスの中で説明し、理解を求めている。

(2) 1-1の自己評価

本学の理念・目的は本学の特色で触れたところであるが、食・子ども・福祉そして建築・まちづくりの分野での地域社会で必要とされる専門的職業人の育成である。そのためには、それぞれの資格・免許に必要な知識や技能に加え、実際にそれを活用できるだけの人間的な力量、換言すれば人間力の涵養が求められる。そのことについては、上に述べたところであるが、機会あるごとに、また様々な媒体を通じて学生そして教職員に対しては周知を図っている。ただ学生の場合、1年次学生への周知が中心であるため、高学年次になると

理解度が低くなっている。高学年次学生へ理解を深めるための工夫が必要である。

学外への公表についても、本学ホームページ、『大学案内』により行っている。『大学案内』については、資料請求のあった高校生への配布は元より、オープンキャンパス参加の高校生及びその保護者への配布、更に本学は年間4回程教職員による高校進路室への訪問（中国・四国の高校を中心及び関西・九州の一部の高校約500校）を行ったり、年1回同地域の数ヶ所で高校教員を対象とした進学説明会を開催しており、これらの際には『大学案内』を用いて大学の理念・目的等について説明し、周知を図っている。

また、本学は「学報みまさか」を発行しているが、平成15(2003)年に学園の建学の理念及びそれを踏まえた大学の理念・目的を制定した際、その第53号及び第54号において、学生、教職員に加え保護者や卒業生等への周知を図ったことも付記しておく。

このように本学では、様々な機会に、また様々な情報媒体を通じ学内外に学園の建学の理念、大学の理念・目的について情報発信を行っており、十分認知されているものと認識している。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学園の建学の理念、そして大学の理念・目的は、簡潔に言えば「豊かな人間性を備え、広い視野に立って、お互いの人格と個性を尊重できる自由で自立した創造的な人格の育成と地域社会への貢献」である。このような本学の目指すところは、学内外に様々な機会に、様々な方法により十分情報発信しており、高く評価している。ただ「自己評価」で指摘した、高学年次の学生に対しての情報発信と理解を深めるための試みについては、未だ十分とは言えない。来年度からは学期開始時期に行っているクラス会において、担任からの説明による周知及び理解を深めていく計画である。

1-2. 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

《1-2の視点》

- 1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。
- 1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。
- 1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

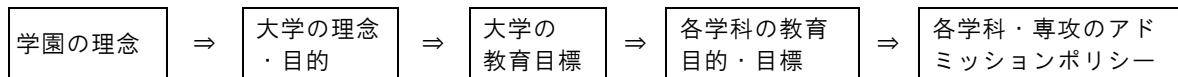
(1) 1-2の事実の説明（現状）

- 1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

本学園の建学の理念「豊かな人間性を備え、広い視野に立って、お互いの人格と個性を尊重できる自由で自立した創造的な人格の育成と地域社会への貢献」は、大学の目的として掲げた「新しい時代の生活の向上に貢献できる、人間性豊かな専門的職業人の養成」、「創造的で自立した人間の育成」、「地域社会の課題を反映させた教育研究による社会の発展への寄与」及び「広く学習の機会を提供し、文化の進展に寄与」の4点の中に具体化されている。また、これらの本学の目的を受け、特に学生に対する教育及び支援に焦点を定めた本学の「教育目標」にも十分反映されている。

本学では、大学の理念・目的、それを受けた大学の「教育目標」を踏まえ、各学科の「教育目的・目標」、そして各学科の「アドミッションポリシー」を定めている。これらの関係を図示すると、図1-2-1のようになる。

図1-2-1 学園の理念、大学の理念・目的等の流れ



大学院についても上記の流れの中に位置づけ、研究科委員会においての協議を経て、大学院の目的、研究科・課程毎の目的及び教育目標等を設定している。

なお、学園の理念から各学科の教育目的・目標については、大学及び大学院の『履修要項』や『大学案内』等に掲載、アドミッションポリシーについては、大学及び大学院それぞれの『学生募集要項』に掲載している。また、それぞれについて本学ホームページにおいても公表している。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

大学の目的・教育目標、そして各学科及び大学院の教育目標は、学部・大学院それぞれの『履修要項』に掲載され、全教職員及び学生に周知されている。

この度の福祉のまちづくり学科への名称変更と専攻分離等を行った場合や、点検・評価結果を受けて大学の教育目標あるいは学科の教育目的・目標の見直しを行った場合は、月1回開催されている職員会議において周知を図っている。

入学生に対しては、学科単位で入学直後に行っている宿泊を伴うオリエンテーション・セミナーにおいて、『履修要項』を使い大学の教育目標、当該学科の教育目的・目標について周知を図っており、大学院生に対しては履修ガイダンスにおいて周知を図っている。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

本学の教育目的・教育目標、更に各学科の教育目的・目標は本学ホームページにおいて、また、『大学案内』において公表している。大学院の目的及び目標についても同様である。

学生募集のための高校進路室訪問や各地で開催する進学説明会においても、『大学案内』により高校教員への周知を図っている。更に年に数回実施しているオープンキャンパスにおいても、参加の高校生とその保護者に対しても周知に努めている。

なお、大学の理念・目的、各学科の教育目的・目標に基づく各学科・専攻のアドミッションポリシーについても同様に公表し、その周知に努めている。

(2) 1-2の自己評価

本学の目的・教育目標は、学園の建学の理念及び大学の理念に基づいた妥当なものであると考える。また、その学内外に対する公表の仕方についても適切であり、教職員及び学生に対する周知方法も同様に適切であると考える。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

平成 19(2007)年度には、学科の一部改組、大学院人間発達学研究科の設置へ向けた取り組み、更には自己点検・評価の取り組みの中で、表現の統一・整合性を図る、具体的で分かりやすい現代的な表現にする等の見直しを図ったが、これからも社会の変化・要請や学生の状況を視野に入れながら、自己点検・評価委員会の定期的な点検を進めていく。学生に対する周知については、特に高学年の学生に重点を置いて、次年度からは学期始めのクラス会での周知を図ることとする。

[基準1の自己評価]

本学園の建学の理念は、平成 15(2003)年度の男女共学を機に、理事長のリーダーシップの下、「建学の理念起草委員会」において慎重な検討を行い、建学の理念についてその不易の精神を生かしつつ、現代社会に見合うべく見直しを図ったところである。その精神は大学の理念・目的、教育目標そして各学科の教育目的・目標に十分反映されている。

それらは、学内においては『履修要項』に掲載、職員会議、研修会、そして学生に対しては、オリエンテーション等の機会に周知が行われている。学外に対しても、本学ホームページ、『大学案内』、また、様々な機会を利用して周知する努力を行っている。

[基準1の改善・向上方策（将来計画）]

大学の理念・目的等については、社会の状況の変化、本学に対する社会の教育研究上の要請の変化に留意しながら、これからも常に点検・評価を行い、見直しを進めていく計画である。高学年次の学生に対しては、次年度からクラス会を利用し周知を図っていくこととする。

基準 2. 教育研究組織

2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

《2-1の視点》

- 2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。
- 2-1-② 大学院を有する場合は、その教育研究上の目的を達成するために必要な研究科等の教育研究組織の規模、構成を有しており、適切に運営されているか。
- 2-1-③ 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が全体として統合され、教育研究上の目的に照らして、それぞれ適切に連携されているか。

(1) 2-1の事実の説明（現状）

- 2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

本学は、沿革で述べたとおり、改組により新たな学科を設置したことに伴い、平成12(2000)年に大学設置以来の家政学部を、生活科学部に改称した。現在、生活科学部1学部であり、その下に、管理栄養士養成課程である食物学科、幼稚園・小学校教諭及び保育士養成を目的とする児童学科、そして高齢者や障害者の生活しやすい住環境の知識を有する社会福祉士の養成を目的とする福祉のまちづくり学科社会福祉専攻と、福祉の視点を持った建築士とまちづくりの専門家を養成する福祉のまちづくり学科建築・まちづくり専攻を設置している。学科の規模は、3学科共に入学定員各80人、収容定員各320人であり、学部（大学）全体としては入学定員240人、収容定員960人(平成22年完成年度時点、平成20年度は児童学科の収容定員が280人であり、学部の収容定員は920人)である。

なお、福祉のまちづくり学科は、平成12(2000)年度に設置した福祉環境デザイン学科(社会福祉コースと福祉建築コースの2コースで編成)を、平成20(2008)年度から、学科の基本コンセプトは継承しながら、社会的にもまた高校生にも学科の教育研究目的や内容が理解しやすい学科名称に改称すると共に、人材養成の方向をより明確にするために専攻分離を行った。

本学は理念・目的に示すように、地域生活の向上に貢献できる専門的職業人の養成を目指している。そのため、以下に示すように、各学科及び専攻で取得できる免許・資格に必要な養成施設としての認可を関係諸機関から受けている(ただし、認定心理士は日本心理学会による認定資格である)。

- ・食物学科：管理栄養士国家試験受験資格、栄養士
中学校・高等学校教諭一種免許（家庭）及び栄養教諭一種免許
- ・児童学科：幼稚園及び小学校教諭一種免許
保育士（入学定員80人の内30人）
認定心理士（日本心理学会）

- ・福祉のまちづくり学科社会福祉専攻
 - 社会福祉士国家試験受験資格
 - 中学校・高等学校教諭一種免許（家庭）及び高等学校教諭一種免許（福祉）
- ・福祉のまちづくり学科建築・まちづくり専攻
 - 一級建築士（要実務経験 2 年）及び二級建築士国家試験受験資格
 - 木造建築士国家試験受験資格
 - 中学校・高等学校教諭一種免許（家庭）

上記の他、全学科・専攻でレクリエーション・インストラクターの資格及び社会福祉主事の任用資格、そして学科・専攻によってそれぞれの専門と関連するその他の任用資格の取得が可能ないように教育課程を編成している。

本学で取得可能なこれらの資格・免許は、いずれも地域社会の人々の生活の質の向上に密接に関わるものであり、本学の教育研究上の目的に沿ったものである。

教育研究上の基本組織として置かれる学部、学科等の規模は、表 2-1-1 に示すとおりである。全学科等が一つのキャンパス内にあり、本『報告書・データ編』の「表 9-1」に示すとおり、校地と校舎のいずれも大学設置基準上の必要面積を超え、十分な校地・校舎の規模を確保している。

研究科については、次の 2-1-②で述べるように、本学の理念・目的の更なる充実を目指して、平成 15(2003)年度の研究所の設置を契機に、平成 17(2005)年度以降本学の教育研究の高度化を目指し、鋭意大学院の設置・充実を進めてきたところである。現在、学部・学科の基礎の上に 2 研究科を設置している。内、1 研究科は博士課程、他の研究科は修士課程である。また、附属研究機関として、学部及び大学院の教育研究の充実、更には地域貢献を目的とした地域生活科学研究所を設置している。

附属機関としては、研究所の他に附属図書館、附属幼稚園、情報処理教育センター、そして体育館の改築を機に、平成 18(2006)年度にはスポーツ振興及びスポーツによる地域貢献を目的として、スポーツセンターを新たに設けたところである。

学科間、研究科間そして学部と研究科との間の連携・調整も各種会議・委員会等により定期的に行われ、組織運営の制度も十分に整備されている。また、研究所等の附属機関についても運営には常勤の教職員が関わる組織としている。

美作学園は大学と同じキャンパス内に美作大学短期大学部を設置している。同短期大学部は栄養学科（入学定員 40 人）、幼児教育学科（入学定員 70 人）と 1 年課程の専攻科介護福祉専攻（入学定員 20 人）から構成されている。学内の各種会議及び委員会も教授会を別々に開く他は、原則として大学・短期大学部合同の委員会として組織運営され、また、それぞれの所属の教員が相互に兼任として所属外の大学あるいは短期大学部の教育・学生指導に深く関わり、教育研究及び学生支援において相乗効果が発揮されるよう緊密な連携を図っている。

表 2-1-1 学部学科及び専攻の入学定員及び在籍学生数 (平成 20 年 5 月 1 日現在)

生活科学部		入学定員	編入学定員	収容定員	在籍学生数
食物学科		80	若干名	320	363
児童学科		80	若干名	280	354
福祉のまちづくり学科	社会福祉専攻	50	—	50	33
	建築・まちづくり専攻	30	—	30	13
福祉環境デザイン学科		—	若干名	240	220
合 計		240	若干名	920	983

注：①福祉環境デザイン学科は、平成 20(2008)年度から福祉のまちづくり学科へ改称し、専攻分離を行った。

②児童学科は、平成 19 年度より入学定員を 60 人から 80 人へ増やした。従って平成 20 年度の同学科の収容定員は 280 人である。

2-1-② 大学院を有する場合は、その教育研究上の目的を達成するために必要な研究科等の教育研究組織の規模、構成を有しており、適切に運営されているか。

大学院については、平成 17(2005)年度に学部の教育研究を基礎とした生活科学研究科修士課程（食生活安全学分野・児童心理学分野及び居住環境計画学分野の 3 専門分野で構成）を設置、そして平成 19(2007)年度には同専攻の博士課程（食生活安全学・機能食材開発分野及び居住環境計画分野の 2 専門分野で構成）の設置を行った。次いで平成 20(2008)年度には、生活科学専攻の中の児童心理学分野を充実発展させ、地域社会の要請に 대응するため、人間発達学研究科人間発達学専攻修士課程（発達支援分野及び学校・教育課程開発分野の 2 専門分野で構成）を新たに設置したところである。

本学は「地域生活の向上に貢献できる専門的職業人の養成」、「地域社会のニーズを反映させた教育研究への取り組みにより、社会の発展に寄与する」ことを理念・目的としている。近年地域社会の急速な変容の中で、地域社会が抱える課題も非常に多岐・多様化・複雑化してきている。そのため、大学院において生活科学分野のより高度な教育研究を進めることにより、高度の専門的知識・技能更には見識を備えた専門的職業人及び研究者を養成し、地域社会に貢献することが本学の使命であるとの認識に立って大学院の整備充実を進めてきている。

大学院で取得できる資格・免許は次のとおりである。

- ・生活科学研究科生活科学専攻（博士前期課程）
中学校・高等学校教諭専修免許（家庭）
栄養教諭専修免許（食生活安全学・機能食材開発分野のみ）
- ・人間発達学研究科人間発達学専攻
幼稚園教諭専修免許
小学校教諭専修免許

表 2-1-2 は、大学院における入学定員・収容定員及び教員配置の一覧である。表中の大学院担当教員は、研究指導教員及び研究指導補助教員の合計数である。両研究科共に教員組織については、設置基準上の要件を十分に充足している。また、これらの教員は全て学部教員の兼担であり、従って大学院と学部との連携は緊密である。また、研究科委員会

の議事録は教授会構成員にも配付すると共に、特に重要な議案については口頭での説明も
行っている。

博士課程については、研究科長の下に博士前期課程担当責任者及び博士後期課程担当責
任者を配置し、それぞれが研究科委員会で運営に必要な事項を提案することとしている。
なお、今年度から大学院は2つの研究科で構成されることとなったが、規模が小さいこと、
両者の緊密な連携を図っていく必要から、2つの研究科合同の研究科委員会開催を基本と
している。しかし、それぞれの研究科独自の懸案事項については、研究科毎の委員会を開
催することにしており、適切に運営を行っている。

表 2-1-2 研究科の入学定員、収容定員 (平成 20 年 5 月 1 日現在)

研究科名	入学定員	収容定員	在籍学生数
生活科学研究科(博士前期課程)	3	11	4
生活科学研究科(博士後期課程)	3	6	7
人間発達学研究科(修士課程)	5	5	4
計	11	22	15

研究科毎の教員組織 (平成 20 年 5 月 1 日現在)

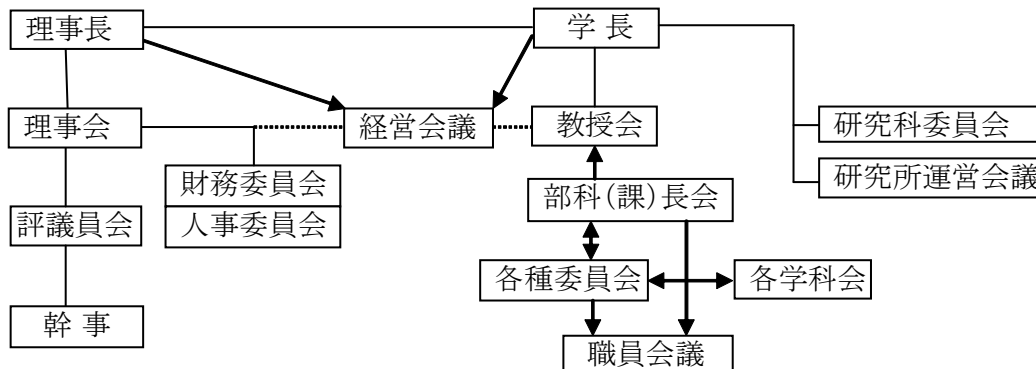
研究科名	教員組織	
	博士前期・修士課程	博士後期課程
生活科学研究科	10	8
人間発達学研究科	9	—

- 注：①生活科学研究科博士前期課程は平成 20 年度から入学定員を 8 人から 3 人に変更。
②生活科学研究科博士後期課程は、現在 2 年次まで。
③人間発達学研究科は 1 年次のみ。

2-1-③ 教育研究の基本的な組織(学部、学科、研究科、附属機関等)が全体として統
合され、教育研究上の目的に照らして、それぞれ適切に連携されているか。

大学全体の運営は、図 2-1-1 に示した体制で行われ、教育研究の目的に沿って、そ
れぞれの組織が相互に連携しながら運営されている。

図 2-1-1 大学運営体制



注：図書館運営に関する図書館運営委員会及び情報処理教育センターの運営に関する「情報処理教育センター委員会」は、上記の各種委員会に含んでいる。また、スポーツセンター及びボランティアセンターは学生部学生課の下に位置づけている。

上記図中の会議、委員会の内、その主なものについてその目的・所掌事項及び構成等について以下示すことにする。

経営会議：「大学経営会議規程」に基づき運営されている。理事長、学長、学部長、事務局長の役職者の他に「理事長が指名した者若干名」で構成されている。教育研究体制の方向性や教育研究環境の整備、また、大学運営の重要事項について審議する。

教授会：「教授会運営規程」に基づき運営されている。教授会は教授及び准教授で構成されており、学術研究及び教育上重要な事項、教育課程及び履修に関する事項、教員の人事に関する事項、学生の身分異動に関する事項、各種委員会規程に関する事項等、大学運営に関する重要な事項を審議する。

研究科委員会：大学院の教育研究の充実を図り、その運営の円滑な推進のために「大学院学則」に基づき運営されている。本委員会は、学長、研究科長、学部長、教務部長、大学院を担当する教授・准教授及び講師及び事務局長で構成されており、大学院の教育研究に関わる全ての事項について審議する。2 研究科合同で実施しているが、いずれかの研究科に固有の課題については、当該研究科の小委員会で協議し、その結果は合同の研究科委員会に報告している。また、研究科委員会の審議内容については、学部教授会へも報告することとしている。

部科（課）長会議：大学の教育研究の推進・充実及び管理運営の円滑化を図るため、「部科（課）長会議規程」に基づき運営されている。本会議は、学長、学部長、図書館長、事務局長、教務・学生・就職及び広報の各部長、研究所長及び副部長、各学科長、事務局の各課長又は室長で構成されており、教授会に付議する事項、大学の管理運営に関し議長が付議した事項について審議する。また、大学の全般的な業務の連絡調整に当たる。

地域生活科学研究所運営会議：本学の教育研究の向上と地域社会の発展に寄与することを目的として、「地域生活科学研究所運営会議規程」に基づき運営されている。本会議は、所長、副所長、所長補佐及び事務局担当職員で構成されており、また、本会議には学長、学部長、事務局長及び名誉所長もオブザーバーとして出席することとし、本研究所の企画運営に関する事項及び調査研究、受託事業等に関する事項について審議・決定する。

これらの他、委員会としては、入学試験委員会、学生募集委員会、就職委員会、自己点検・評価委員会、ファカルティ・ディベロップメント推進委員会（以下、FD 委員会とする）、人権教育委員会、ハラスメント防止委員会、図書館運営委員会、情報処理教育センター委員会、予算委員会、教務委員会、学生委員会、教職課程委員会、紀要編集委員会、職員研究助成審議委員会、公開講座企画運営委員会及び倫理審査委員会等がそれぞれの委員会規程に基づいて運営され、必要な事項については審議結果を案として部科（課）長会議や教授会へ提案することとしている。また、多くの議案については学科の意見が反映されるよう連携をとっている。

学科会では、各種委員会からの要請事項についての審議、学科の教育研究の推進についての検討、学生の教育・就職及び生活面での支援、教員間の連絡調整等を行っている。

本学では小規模大学の特性を生かし、大学設置以来伝統的に専任の教職員を一同に会した「職員会議」を月1回開催している。職員会議では、各種会議や委員会等で決まった事項についての報告、事務局各課からの行事等についての連絡、提出物や行事への協力依頼等を行っている。これらの内容の大部分は学内メールでも連絡しているが、月1回全教職員が集まったところでの報告・連絡また依頼等を行うことにより、周知徹底に加え、教職員同士の一体感を醸成する上で重要な機能を果たしている。

(2) 2-1の自己評価

教育研究組織は、本学が人口11万人程度の内陸部の地方都市である津山市に位置していることを考慮して、適切な規模で構成されている。学部、大学院そして研究所共に大学の「理念・目的」に即した体系的な構成となっている。しかし、平成20(2008)年度名称変更等の改組と教育課程の充実を図った福祉のまちづくり学科については、現在入学定員を大幅に割り込んだ入学者数であるため、学生募集広報活動の一層の工夫と努力の必要を痛感している。

1 学部3学科と小規模であるため、部科(課)長会議・入学試験委員会・学生募集委員会及び就職委員会等重要な会議には学長・学部長・事務局長・各学科長及び専攻主任が出席、また、各種委員会は各学科(一部の委員会は専攻)から選出された委員で構成されており、学科間で相互に連携している。また、学部と研究科についても、研究科委員会の委員は全て学部の教員が兼担しており、両者の連携についても問題はない。

組織運営は、それぞれの会議や委員会が定期的に、あるいは臨時に開催され、学長又は規程により定められた委員長が業務を掌握し、教育目標達成に向けた教育研究の充実、学生の多様なニーズへの対応、地域との連携や貢献等、迅速な対応ができるようになっている。ただ、運営上あるいは社会に対する責務上各種の会議及び委員会を設けているが、本学の規模の面からしてそのための教員の負担が大きく、教育研究や学生支援に十分な時間が必ずしも取れない状況も一部ではあるが発生しているのも事実である。

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

福祉環境デザイン学科の福祉のまちづくり学科への名称変更及び同学科の社会福祉専攻と建築・まちづくり専攻への専攻分離、また、教育目的・目標に沿った各学科及び専攻の新教育課程、大学院に新たに人間発達学研究科を設置するといった一連の改変により、本学は平成20(2008)年度から新たなスタートを切った。今後は、授業内容への教育目的の浸透が求められ、新学長のリーダーシップの下、FD委員会を中心に教育の一層の充実を推進していくこととしている。

福祉のまちづくり学科の学生募集広報活動については、学生募集広報室と当該学科の教員が一体となって、学生募集活動に取り組んでいる。

なお、各種委員会については、前年度一部の委員会については見直しを行ったが、今年度中には、他の委員会についての見直しを行い、例えば、委員構成の点検や関係の深い委員会についてはそれを一つの委員会に合併する等により、効率化を図ると共に、教員の負担のできるだけ軽減を図っていく計画である。

2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

《2-2の視点》

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとれているか。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(1) 2-2の事実の説明（現状）

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとれているか。

本学では、平成 19(2007)年度に各学科の専門教育課程の改正に加えて、教養教育課程についての全面的な改正を行った。その進め方としては、学部長と教務部長とで本学の教育目的・目標を基に改正のガイドラインを決め、それを踏まえ各学科から選出された教員より成る基礎教育委員会で検討、その過程では検討事項について各委員が所属の学科会の意見を聴き、学科の意思を反映させるといったやり取りを何回か行い、基礎教育委員会で原案を作成した。出来上がった改正案については教務委員会で検討、次いで部科（課）長会議での審議、そして最後に教授会での審議を経て改正を行った。

本学では、教養教育課程所属の教員の配置は行わず、当該課程の授業は学科所属の教員が学科の枠を越えて専門分野と関連した授業科目を担当することとしている。担当教員の決め方については、教務部長を中心に行うが、ケースによっては学部長も関与し、調整することとしている。なお、全学必修の「1 年次セミナー」については、当該科目の目的から、学生を 10 人程度のグループに分け、当該学科の教員全員がその教育に当たる体制を採っている。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

平成 19(2007)年度までは基礎教育委員会を設置し、当該委員会がその運営に当たってきた。平成 20(2008)年度からは、それまで学科毎に教養教育課程が異なっていたものを全学共通の教育課程に改正したことに合わせて、基礎教育委員会を廃止し教務部長を委員長とする教務委員会が教養教育の運営についても責任を持つこととした。なお、平成 20(2008)年度は教養教育について教務委員会が責任を持つ最初の年ということもあり、これまでの基礎教育委員会委員長や委員にもオブザーバーとして必要に応じ出席を求め、継続性を図ることとしている。

また、改正した教養教育課程は、全学共通の教養教育の課程と各学科及び専攻の専門基礎から構成されている。専門基礎の教育課程については、それぞれの学科・専攻が責任をもって運営することとしている。

(2) 2-2の自己評価

本学では、平成 19(2007)年度における教養教育の全面的な見直しを機に、今年度からは教務委員会が責任を持って教養教育の検討、運営にあたることとした。その意図としては、一つには委員会組織の見直しがあるが、それ以上に教育課程の検討、またその運営を教務委員会に一本化することにより、教養教育と専門教育との連続性を図り、地域の生活の向上に貢献できる人間性豊かな専門的職業人の養成という本学の教育目的・目標の達成に効果的であると考えたことによる。

ややもすると、一般教養として専門教育と切り離して見られがちな教養教育について、専門的職業人として社会に貢献できるその基盤としての豊かな人間性の涵養や、広い視野を養うこと等を目的とした教養教育本来の意義を、教務部長を中心とした教務委員会が十分に認識しつつ、教育課程の検討やその運営に当たり、その目的・目標が達成できるようにしている。

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

前述したように、平成20(2008)年度から教養教育の運営上の責任体制の変更を行ったところである。従って、今年1年間は、学長、学部長及び教務部長を中心にして、教務委員会が意図したように教養教育についてもその適正な運営について十分にその役割を果たしていけるかを検証していくこととしている。

2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

《2-3の視点》

- 2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。
- 2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

(1) 2-3の事実の説明(現状)

- 2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

学部の教育研究に関する審議を行う機関としては、教授会、部科(課)長会議、教務委員会、学生委員会、入学試験委員会、就職委員会、図書館運営委員会等各種会議・委員会が設置されている。これに加えて、規程は定めていないが各学科では月1回単位で学科会を開いている。委員会の内、教育研究に特に重要な委員会は学長が委員長となり、他の委員会についてはそれに関連する部の部長が委員長となっている。委員会によっては、各学科から選出された委員に加え、各学科長・専攻長も委員に入ること、学科・専攻の意思を反映させる、また、委員会から学科・専攻に検討を依頼するといった双方向での連携により、教育内容や運営、更には学生支援に関する責任に応じた審議を行っている。

委員会で審議された議案の内、重要な事項については部科(課)長会議に提案され、そこでの審議を経て、教授会に提案され、全学的な見地から総括的な審議・検討が行われる。

大学院の研究科委員会は、研究指導教員及び研究指導補助教員、学長、学部長、教務部長も構成員として出席し、教育課程、学位授与に関する事項や教育研究環境の整備等の重要案件について審議・決定し、その結果については研究科委員会議事録により教授会に報告することで、大学院と学部との連携を図っている。

教授会及び研究科委員会、更には各種委員会での決定事項については、急を要する事項は学内ランにより、そうでない事項については学科会や職員会議において教職員に連絡、更に事務局についても週2回開催の事務局連絡会議において報告し、全学的に教育研究、学生支援の円滑で効果的な推進を図っている。

なお、教育研究等に係る各種会議及び委員会には、表2-3-1に示すように、メンバ

一が職責により委員として参加し、各職責に応じた教育研究、学生支援に関する事項の審議そして推進に責任を果たしている。

表 2-3-1 教育研究等に係る主な会議及び委員会の構成 (平成 20 年度)

	学 長	学 部 長	教 員 系 部 長	図 書 館 長	学 科 長 等	教 授	准 教 授	講 師	学 科 選 出 教 員	事 務 局 長	事 務 局 部 長	事 務 局 課 長	事 務 局 職 員 等	そ の 他
教授会	○	○				○	○			※	※	※		※学長が指名した オブザーバー
研究科委員会	○	○				○	○			※		※	※	※研究科長が指名 したオブザーバー
自己点検・ 評価委員会	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	研究所長等
FD 委員会		○	教務			△	△	△	○			教務		
教員採用選考 予備会議	○	○	教務		○					○				学長が委嘱した者
教員昇任選考 予備会議	○	○	教務		○					○				学長が委嘱した者
教務委員会			教務						○			教務		
入学試験委員会	○	○	教務		○	△	△	△		○	広報	総務 広報	入試	
入学者選考会議	○	○	教務		○					○	総務 広報	○	総括 参与	
情報処理教育セン ター委員会		○	教務		○	△	△	△				教務		センター長
図書館運営委員会				○					○				図書	
教職課程委員会			教務			△	△	△				教務		
学生委員会			学生						○			学生		
就職委員会	○	○	就職 学生		○	△	△	△	○	○	○	○	総括 参与	
学生募集委員会	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	総括 参与	広報主任
職員研究助成 審議委員会	○	○	教務		○					○	総務	総務 経理		

注：△は学長が委嘱した者

上記の会議、委員会の他、教育研究に係る委員会として紀要編集委員会、倫理審査委員会、人権教育委員会等を置いている。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

- ・教授会は、「教授会運営規則」に基づき、平成 19(2007)年度には臨時教授会を含め 12 回開催され、教授会に付議された教育研究に係る事項の審議決定が行われた。また、各委員会等の審議状況の報告や検討、ならびに学長の諮問に基づく審議が行われ、その役割を果たしている。
- ・研究科委員会は、平成 19(2007)年度には 4 回開催され、大学院の教育研究に係る事項の審議を行い、その役割を果たしている。

- ・部科（課）長会議は、平成 19(2007)年度には 10 回開催され、本学の理念・目的に基づきつつ、教授会において審議する教育研究に係る事項の案件についての審議、その他の案件についての審議決定が行われ、その役割を果たしている。
- ・各種委員会の内、教務委員会や学生委員会は毎月 1 回程度、その他の委員会は各委員長の要請により適宜開催し、課題の検討・解決に当たっている。
- ・各学科会は、毎月 1 回程度開催され、学科の抱える案件についての審議、学科の教育課程についての検討や担当科目についての相互理解といった FD 活動、各種委員会での審議事項についての報告、更には当該学科の単位過少修得学生やメンタルな面・経済的な面で問題を抱えている学生の状況についての報告により、情報の共有化を図り、連携して支援を行うようにしている。
- ・教育研究に係る学習者の要求は、担任や卒論指導教員、オフィスアワーや授業評価、また、「学長ラブ・ポスト」（学友会主体による大学に対しての諸要望を出すためのポスト）等を通じて常にくみ上げており、教務委員会、学生委員会等で対応している。
これらの取り組みに加えて、平成 20(2008)年度からは、FD 活動の一環として FD 委員会のメンバーと学生代表との意見・情報の交換会を設け、教育研究に学生の要求をより反映できるように図った。

（2） 2－3 の自己評価

- ・大学の教育研究運営の責任体制が明確にされ、各種会議及び委員会間の連携が図られている。
- ・主要な会議・委員会には、学長、学部長、部長更には事務局長が委員長あるいは構成員として加わり、リーダーシップを発揮し、本学の理念・目的が教育研究に反映されるよう図っている。
- ・多くの委員会には各学科から選出された教員が委員として参画、それに加え、主要な会議・委員会には学科長及び専攻主任も委員として参画し、それぞれの学科の課題や現状を踏まえて審議、また、全学的な意思を反映すべき事項あるいは当該学科に固有の課題については学科会での審議を要請することにより、学長等によるトップダウンとボトムアップの調和を図っている。
- ・教授会や研究科委員会が定期的で開催され、大学全体の学事運営に関する方針が明確にされている。
- ・学習者の要求に対応できるシステムが機能している。

（3） 2－3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の教育研究に関わる意思決定機関のシステムは、本学の理念・目的及び学習者の要求に対応できるよう、現状ではほぼ適切に機能している。しかし、2－1 の改善・向上方策で述べたように、教員の負担の軽減のためにも、その機能は維持しつつ、関係の深い委員会についてはそれを一つの委員会に統合する必要がある、今年度も昨年に引き続いてそれを進めているところである。また、今後とも急速に変化していく社会のニーズ、そして大学を取り巻く状況の変化をも踏まえつつ、注意深く教職員の意見に耳を傾けるとともに必要な改善を行い、社会の急速な変化に対応しうるような即応性と全学の一致したコンセ

ンサスの両立を目指していく。

[基準2の自己評価]

- ・教育研究組織は、本学の理念・目的に則り適切に構築されており、現在円滑に機能している。また、学部と大学院との連携も円滑である。
- ・図書館・地域生活科学研究所・スポーツセンター等の附属施設も教員との連携が円滑になされている。
- ・本学の教学の意思決定システムは、学長及び学部長のリーダーシップの発揮と同時に、委員会や学科会等を介し教員の意思が反映されるシステムとなっており、適切に機能している。
- ・委員会等の組織については、本学の教員組織等の面からして、教員のそれらの委員会の運営にかかる時間が多い状況にあるため、教育研究・学生支援に十分な時間の確保が困難な状況が認められる。
- ・学生の満足度向上を図る更なる取組みを現在充実させつつあり、教育研究の充実を進めつつある。

[基準2の改善・向上方策（将来計画）]

- ・教養教育と専門教育の連続性を目的に、教務委員会が教養教育及び専門教育の教育課程についての検討と運営を担うことができるよう委員会組織を改めたところであるが、本委員会がその目的に向けた機能を十分発揮できるかの検証を行い、その結果によっては修正の検討を行うこととしている。
- ・平成19(2007)年度から着手した委員会等の組織の点検・評価と、それに基づく見直しを引き続き進めていく。
- ・福祉のまちづくり学科の定員充足については、同学科の教育研究の充実とその実績をもとに、今年度は学生募集広報室と当該学科の教員が一体となった学生募集活動を展開し、定員充足に努めており今後もその努力を続けていく。

基準3. 教育課程

3-1. 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

《3-1の視点》

- 3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、研究科ごとの教育目的・目標が設定されているか。
- 3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。
- 3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

(1) 3-1の事実の説明（現状）

平成15(2003)年度の共学化を機に、建学の理念についてその不易の精神を生かしつつも、現代社会に見合うべく新たに建学の理念を制定した。この「建学の理念」に則り、教育研究の研鑽に真摯に取り組む教職員による高等教育・学術の拠点としてその社会的使命を果たしていくため、人間性豊かな専門的職業人の養成、創造的で自立した人間の育成、地域社会の発展への寄与、地域社会の人々に対する学習の機会の提供を本学の目的とした。「理念・目的」を受けて、教育目標を定め、教育力の向上に組織的に取り組んできた。各学科・研究科はこれにもとづいて教育目標を定め、教育課程を編成している。平成19(2007)年度に、自己点検・評価委員会と各学科・研究科との連携の下に教育目標の点検・評価を進め、これまでのものを一部修正し、本学の教育目標を以下のように定めた。

1. 専門教育の充実を図り、地域社会の発展に貢献できる専門的職業人を養成する。併せて、学生支援体制の整備を図り、専門分野への就職・進学を促進する。
2. 教養教育の充実により、広い視野を持った社会人としての基礎的能力を養う。
3. 学生個々に応じた指導・教育により、学生の満足度を高め、勉学及び卒業後の進路への意欲を高める。
4. ボランティア活動等を積極的に推進し、社会への関心を高め、社会に貢献できる人間を育成する。

平成19(2007)年度の点検・評価に伴って、各学科及び研究科は教育目標の見直しを行い、新たな教育目標を以下のように定めた。平成20(2008)年度には、この教育目標に基づいて、学部の3学科で教育課程を改定した。

○学科毎の教育目標

【食物学科】

食物学科は、医療、福祉、教育分野の栄養サポートや食育を担い、食のエキスパートとして食生活の改善に寄与し、それを通して地域社会の人々の生活の質の向上に貢献できる人材の養成を目的とし、以下の教育目標にもとづいて教育課程を編成している。

1. 医療、公衆衛生、福祉、特定給食施設等の現場において、個人の身体状況・栄養状態等に応じた栄養サポートや給食管理、傷病者に対する栄養サポートや給食管理を担う専門的知識と技術を持った管理栄養士を養成する。特に現場への対応能力、実践力のある管理栄養士の養成に力を注ぐ。

- 2.学校現場において、児童、生徒の食育及び給食における栄養管理を担うことのできる専門的知識や技術を持った栄養教諭を養成する。
- 3.食物に関する高い専門性を有し、調理師養成教育にも貢献しうる高等学校及び中学校の家庭科教員を養成する。
- 4.管理栄養士や栄養教諭、家庭科教員等として、現場において専門的知識や技術を生かすことのできるように、深い教養や思考力、職業意識、協働力、コミュニケーション力等の能力を高める。

【児童学科】

児童学科は、子どもを取りまく社会環境の変化や子どもの意識・行動の複雑化・多様化等に対応した教育の推進を通じ、保育・教育・子育て支援の分野において優れた知見と実践的・応用的能力を身に付けた、地域社会に貢献できる専門的職業人の養成を目的とし、以下の教育目標にもとづいて教育課程を編成している。

- 1.子どもの心理・発達、児童文化、教育学等子どもへの理解を深める学習を基礎に、模擬授業の積極的な導入、教育現場との連携を密にした教育により、幼稚園・小学校教諭としての資質の向上や実践的・応用的能力を養う。
- 2.乳幼児を中心とする子どもの発達、人間形成についての学習を基礎に、福祉の知識や援助技術の習得により、子育て支援についての優れた知見と実践力を持った保育者を養成する。
- 3.発達支援や臨床心理等の心理系科目の充実、そして現場との連携を密にすることにより、子どもの心の問題に対処できる人材を養成する。
- 4.学生が主体的に取り組む学習を展開し、保育・教育の現場で求められる課題設定能力と解決能力を養う。

【福祉のまちづくり学科】

福祉環境デザイン学科は、平成 20(2008)年度から福祉のまちづくり学科に変更し、従来の「社会福祉」コースと「福祉建築」コースを「社会福祉専攻」と「建築・まちづくり専攻」の2専攻に改組した。

福祉のまちづくり学科は、少子・高齢社会が急速に進むわが国において、安心・安全に暮らすことのできるまちづくりは焦眉の課題となっている。福祉のまちづくり学科は、「住み慣れたまちや地域でのいきいきとした生活」のために必要な諸課題の解決を目指し、地域社会づくりに貢献する「社会福祉士」と「建築士」の養成を目的とし、以下の教育目標にもとづいて教育課程を編成している。

- 1.「社会福祉専攻」と「建築・まちづくり専攻」の2専攻を置き、「社会福祉専攻」では福祉の理念、専門的知識と技術を持ち、住まい・施設及びまち（地域）づくりの知見を持った社会福祉士を、また、「建築・まちづくり専攻」では、住まい・施設及びまち（地域）づくりの専門的知識と技術を持ち、福祉の知見を持った建築技術者を養成する。
- 2.「社会福祉専攻」では、特に地域福祉の充実のため、生活援助の提案・実践力を持った社会福祉専門家を養成する。

- 3.「建築・まちづくり専攻」では、特に高齢時代、福祉社会を視野に入れた地域社会づくりや居住環境の整備に貢献できる建築技術者を養成する。
- 4.少人数教育により、専門分野の研修会参加や現場体験を重視し、現場対応力、実践力のある人材を養成する。
- 5.福祉や建築・まちづくりの分野の実務を支える様々な IT（情報技術）活用能力の習得を重視し、高い IT リテラシーを持った人材を養成する。
- 6.地域社会や暮らしに対する強い関心や問題意識、目的意識、柔軟な思考力そして何よりも豊かな人間性を持った人材を養成する。

【生活科学研究科生活科学専攻】

博士前期課程は、生活科学分野において、広い視野に立った清深な学識を身に付けるとともに、特に食と居住環境の分野における高度な教育研究を通じ、地域社会の人々の QOL（生活の質）の向上が保証される社会の構築に貢献できる高度な専門的職業人の養成を目標とする。

博士後期課程は、博士前期課程における教育研究をベースにし、専門分野において自立して研究活動を行える研究能力を有する研究者、又は高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びそれらの基礎となる学識を身に付けた高度専門的職業人の養成を目標とする。

【人間発達学研究科人間発達学専攻】

人間発達学研究科は、保育や教育に関わる共通課題、即ち発達上の諸課題を科学的に探求できる能力と、得られた見識・知見を基礎にした応用的・実践的技能を備えた高度な専門的職業人の養成を目標とする。

（2）3-1の自己評価

建学の理念に基づき、大学の教育目的・目標が設定されており、学生の状況や社会の動向や要請を踏まえて改定を行っている。大学の教育目的を達成するために、各学科・研究科が教育目的と教育目標を定め、教育課程の編成を行っている。各学科・研究科は、資格取得を中心に専門的職業人に必要な専門知識や実践力の養成に努めている。

近年、大学を取り巻く状況は複雑であり、多様な学生の受入によって、学力不足や学習意欲の低下などが取り上げられている。これらの諸問題に対して、平成 20 年度の改定では、教養教育において社会人としての基礎的能力を養った上で、専門教育に進み、社会に貢献できる能力を身につけることを目指した。社会人としての基礎的能力は、社会的な要請の強い課題解決能力、思考力、職業意識、協働力、コミュニケーション力等の能力を養うことを目標にしている。

多様な学生への対応は、初年次における少人数グループでのゼミにより、学生個々に応じた指導・教育を行い、大学での学びの指導や進路への意欲を高める努力をしている。

現場への対応能力、実践力は、ガイダンスの授業によってボランティア活動等を積極的に推進し、ボランティア活動の内容を評価して単位化することによって身につけられるようにしている。

これらの改革の取り組みは、学生の教育課程に対する満足度を高め、将来の進路への意欲を高めるものと考えている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

平成 19(2007)年度における点検・評価によって、大学及び学科・研究科の教育目標は整理できた。これらの目標の達成に向けて、当面は改正したそれぞれの学科の新しい教育課程について、FD活動を組織的に展開することにより、各教員がそれぞれの担当科目及びその隣接分野の科目についての理解を深める中で、自らの担当科目が教育目標のどの部分を達成目標とするかを明確に自覚するようにする。各科目の達成目標を明確にすることによって、学生の学習意欲や達成感を高めていく。

一方、これからも、学生の状況や社会の動向そして社会の要請を分析し、見直しを行っていく必要がある。特に本学の場合、各学科において多様な資格・免許を取得可能としているので、各資格・免許の取得要件についての施行規則等の改定に対応して、教育課程を検討していく必要がある。資格の専門性に対しての社会的要請も高まっており、それぞれの改定の趣旨に沿って教育内容を含めた教育課程の見直しが短期間のサイクルで求められている（平成 21 年度に向けては、社会福祉士や建築士養成に係る教育課程の改正）。それらに対しては、学部長・教務部そして関係する学科との連携を密にしながら教務委員会において、迅速・適切に対処することとする。

3-2. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

《3-2の視点》

- 3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。
- 3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。
- 3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。
- 3-2-④ 年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件が適切に定められ、適用されているか。
- 3-2-⑤ 教育・学習結果の評価が適切になされており、その評価の結果が有効に活用されているか。
- 3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

(1) 3-2の事実の説明（現状）

前述の教育目標を達成するために、生活科学部では教育課程の見直しを順次行ってきた。平成 17(2005)年度に、社会への関心を高め、ボランティア活動等を推進するために全学科で「インターンシップ・ボランティア」の単位を認めるようにした。平成 19(2007)年度に、初年次教育の重要性から、学生個々に応じた教育を行うために、少人数クラスの「1 年次セミナー」を設けた。

これらを踏まえて、平成 20(2008)年度の教育課程改定では、全学科で教育課程の大幅な見直しを行った。教養・基礎科目は、教養教育の充実によって社会人としての基礎的能力を養うように表 3-2-1 のような科目群を設け、主に 1・2 年次において全学科共通の

教育を行っている。専門教育科目では、各学科で表 3-2-1 に示す科目構成によって、基礎的な科目からより専門的な科目を学年進行にしたがって配置し、専門的職業人の養成を行っている。その他に学科によって、教職に関する科目を設けている。

以下に学科ごとの教育内容について説明する。

	教養・基礎科目	専門教育科目	資格関連科目
食物学科		社会・環境と健康	教職に関する科目
		人体の構造と機能および疾病	
		食べ物と健康	
		基礎栄養学	
		応用栄養学	
		栄養教育論	
		臨床栄養学	
		公衆栄養学	
	導入科目	給食経営管理論	
	共通教養科目	総合演習	
キャリア科目	臨地実習		
情報リテラシー科目	その他の科目		
児童学科	外国語科目	児童文化領域	
	スポーツ健康科目	心理学領域	
	単位互換科目	教育学領域	
	学科基礎科目	教科関連領域	
		教職関連領域	
		子育て支援領域	
福祉のまちづくり学科		卒業研究	
		学科基幹科目	教職に関する科目
		社会福祉系	
		まちづくり系	
		建築系	
		社会福祉専攻展開科目	
		建築・まちづくり専攻展開科目	
	その他の専門科目		

注：児童学科では、教職に関する科目及び保育士資格に関する科目は、いずれも学科専門教育科目の中に位置づけられている。

【食物学科】

食物学科は、管理栄養士養成を通して「地域社会の人々の生活の質の向上に貢献できる人材の養成」（学科教育目標）を目指していることから、管理栄養士養成校の指定基準に基づく教育課程を主体としている。管理栄養士養成課程教育課程における「専門基礎分野」では「社会・環境（人間や生活）と健康」「人体構造と機能、疾病の成り立ち」「食べ物と健康」、また「専門分野」では「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」の各教育分野について、講義・演習及び実習・実験のそれぞれ所定の単位数以上の科目を開講し、各科目の教育内容の関連性、専門性を考慮して年次配当を定めている。また「特に現場への対応能力、実践力のある管理栄養士の養成に力を注ぐ」（学科教育目標）ために、「福祉臨床栄養学」「福祉臨床栄養学実習」「小児栄養学実習」「高齢期栄養学演習」「給食調理学実習」などの科目を設けている。また管理栄養

士養成の教育課程には生物や化学の基礎知識が必要となるが、入学時の習得度が学生個々により異なることから、1年次前期に基礎教育科目として「基礎化学Ⅰ・Ⅱ」「栄養基礎化学」「基礎生物学Ⅰ・Ⅱ」を開講している。

本学科は、栄養教諭、高等学校及び中学校の家庭科教員養成の教育課程を設けているが、主として3年次以降に関連科目を配置し、管理栄養士専門科目の修得状況から教職履修の有無を3年次までに判断するよう指導している。

また専門的職業人への高い意識付けのため、4年間を通してキャリア教育を重視し、「食物学演習」「キャリアデザイン論」「ボランティア実習」「インターンシップ実習」「臨地実習」などの科目に加え、課外における指導（キャリアデザインプランづくり、卒業生や先輩による講話会、就職講座等）に力を入れている。

【児童学科】

「インターンシップ・ボランティア」の活用によって実践的・応用的能力の養成や現場との連携を密にしている。「授業支援ボランティア」「スクールフレンド」「メンタルフレンド」等、学科の教育目標・教育内容に密接に関連した実践的活動に取り組んでおり、単位を取得した学生もこれまで毎年続いている。

「教職関連領域」の科目群によって、幼稚園・小学校教諭としての資質の向上や実践的・応用的能力を養成している。特に、「総合演習」は、学生が自分たちで具体的テーマを設定して研究・実践に取り組むことで、保育・教育技術の向上を目指す。「子育て支援領域」には保育士必修科目が含まれており、子育て支援についての優れた知見と実践力を持った保育者を養成する。「心理学領域」は、発達支援や臨床場面に対応する際の基礎となる能力を養うために設けられている。「卒業研究」では演習によって自らのテーマで取り組み、「卒業論文」を全員が提出するようにしている。

【福祉のまちづくり学科社会福祉専攻】

「学科基幹科目」は、「社会福祉系」の社会福祉士指定科目を中心に、「まちづくり系」・「建築系」の科目によって、福祉についての幅広い知識や視野を身につけ、住み慣れた地域（コミュニティ）での生活支援ができる人材を養成する。「中山間地域生活論」は、中山間地域で現在起こっている福祉問題をこれからのわが国の問題として捉え、中山間地域の生活問題と支援方法について学ぶ。「NPO・ボランティア活動論」は、地域全体を支援し、福祉コミュニティづくりをめざすコミュニティ・ソーシャルワーカーの養成を行う。「社会福祉専攻展開科目」の「社会福祉援助技術演習」及び「社会福祉援助技術現場実習」は、個人・家族・地域を支援し、地域における福祉関連の機関・団体を組織化し、政策提言までを行える実践的な社会福祉士を養成する。

【福祉のまちづくり学科建築・まちづくり専攻】

「学科基幹科目」の「建築系」の科目及び「建築・まちづくり専攻展開科目」は、建築設計・計画、建築環境・設備、建築構造、建築生産の分野で構成され、一般の工学部建築学科と同様に、卒業と同時に2級建築士の受験資格を取得し、卒業後2年の実務経験を経て1級建築士の受験資格を取得できる教育課程となっている。各科目においては、演習・実習は元より、講義科目においても、建築系の実践に必要な教材のビジュアルな提示や現場

見学等を数多く取り入れ、学生の理解を深めている。3年次に開講している「建築技術特別講義Ⅰ・Ⅱ」は、2級建築士資格取得を目指した国家試験受験対策を通して、実践力のある人材の育成に努めている。また、学生に対してインターンシップ（オープンデスク）を積極的に推奨し、これまでも多くの学生が現場体験を行っている。

「学科基幹科目」の「まちづくり系」は地域社会や暮らしに対する強い関心や問題意識、目的意識を深めることができ、「福祉系」の科目は社会福祉士指定科目によって福祉の十分な知見が得られる教育課程となっている。以上の教育課程によって、住宅・建築・まちづくりの現場で活躍できる工学系の「優しさのある、福祉的な知見を持った建築技術者」の養成を目指している。

年間学事予定、授業期間は履修要項に明示されている。授業は半期15回の授業が確保できるように、祝日の授業実施や補講日の設定なども行っている。半期15回の授業を確保するために、試験期間は授業期間とは別に設定している。学生には、前期・後期の授業開始前に教務課ガイダンスを行い、行事予定表及び授業時間割などを配付し、説明を行っている。

卒業に必要な単位数は、124単位と学則に定めている。卒業要件は、今回の教育課程の見直しで、全学科とも教養・基礎科目30単位、専門教育科目94単位に統一された。年次別履修科目の上限や進級要件は特に定めていない。しかし、卒業や資格取得に必要な科目を学年配当にしたがって履修することが履修科目の制限になるように配慮している。

修得単位の状況について『報告書・データ編』の表3-3を概観すると、1年次は食物・福祉環境の2学科で概ね51単位以上、児童学科は41～50単位が中心である。2年次は食物学科で41単位以上、児童学科で31～50単位、福祉環境デザイン学科で21～50単位、3年次は食物学科で31～50単位、児童学科で31単位以上、福祉環境デザイン学科で11～30単位、4年次は全学科で30単位以下となっている。学生は4年間で150単位ほどを修得しており、大部分の学生が資格取得のために卒業要件以上に履修をしている。どの学科も1年次で多く、4年次で少ない修得状況になっている。これは、1年次は教養科目で編成されており、半期2単位の講義科目が多いので、修得単位が多くなっていると思われる。4年次は就職活動や卒業研究に当てられるように配当を少なくしている。2・3年次は、学科によって修得単位数が違っている。これは学科で取得できる資格等に係る学外実習の時期の違い、更には国家試験への対策等を配慮した学年配当を行っていることによる。

いずれにしても、このように学科ごとに修得状況が違うので、履修科目の上限を一律に定めることが難しくなっている。また、各学科とも複数の資格を取得できるように教育課程を編成しているため、修得単位数にバラツキがある。特に、児童学科は取得できる資格が多彩であり、修得単位のバラツキが大きい。このことも、履修科目の上限の設定を困難にしている。

進級要件は設定していないが、資格取得のための学外実習の履修要件を各学科で定め、学習意欲の喚起に努めている。実習履修要件には、学習の評価結果も加えられ、学生指導に役立てている。

以上の学部教育の上に、大学院では表3-2-2のような科目構成によって教育を行っている。

以下に研究科ごとの教育内容について説明する。

研究科	課程	分野	共通	科目領域
生活科学	生活科学専攻 博士前期課程	食生活安全学・機能 食材開発分野	生活科学論ゼミナール 前期特別研究	食生活の安心・安全
		居住環境計画分野		健康の維持・増進
	生活科学専攻 博士後期課程	食生活安全学・機能 食材開発分野	後期特別研究	居住環境の安心・安全
		居住環境計画分野		居住環境の利便性・快適性・文化性
人間発達学	人間発達学専攻 修士課程	発達支援分野	特別研究	博士後期課程基礎ゼミナール
		学校・教育課程 開発分野		博士後期課程基礎ゼミナール
				発達心理
				発達支援
				教育臨床
				教授法・教育課程開発

【生活科学研究科生活科学専攻】

博士前期課程は、「食」と「住」に関する現代的課題について幅広い知識、問題意識を持たせることを目的とした必修のオムニバス授業である「生活科学論ゼミナール」を基礎として、食生活安全学・機能食材開発分野と居住環境計画分野に分かれる。「食生活安全学・機能食材開発分野」は、「食」の安全・安心の確保に関わる「食生活の安全・安心」領域をベースに、健康の維持・増進を追求する「健康の維持・増進」領域によって編成されている。「居住環境計画分野」は、居住環境の安全・安心の確保に関わる「居住環境の安全・安心」領域をベースに、居住環境の利便性・快適性・文化性を高めることを追求する「居住環境の利便性・快適性・文化性」領域によって編成されている。

博士後期課程は、食生活安全学・機能食材開発分野と居住環境計画分野のそれぞれの分野において、広く深い知識と知見の獲得と問題意識を持たせることを目的としたオムニバス授業である「博士後期課程基礎ゼミナール」を開講している。

【人間発達学研究科人間発達学専攻】

発達支援分野の教育課程は、心理学研究法を基礎として、人間発達のメカニズム及び保育・児童福祉に関する専門的な知見を習得し、子育て支援及び発達支援の能力を育成するよう体系性を持たせている。学校・教育課程開発分野の教育課程は、教育に関する専門的な知見の基礎の上に、教育臨床及び生徒指導・支援能力を育成し、また、教育内容及び指導技術に関する専門的な知見の上に、教授法・教育課程開発能力を育成するよう体系性を持たせている。

(2) 3-2の自己評価

本学の教育目標の中心は、社会人としての基礎的能力をもった専門的職業人の養成にある。社会人としての基礎的能力は、教育課程を通して養成するものと考えられる。教養・基礎教育科目では、初年次における少人数ゼミやボランティア活動等の推進によって、学生の勉学や進路への意欲を高め、4年間の学びの基礎となるように努力をしている。

また、専門的職業人の養成に当たっては、単に資格要件を充足するだけでなく、現場体験に基づく実践的活動や課題解決能力を養う演習によって、社会に貢献できる人間を育成するように努めている。

年次別履修科目の上限は、学年配当にしたがって履修することが履修科目の制限になる

ように配慮している。それでも、学生は複数の免許・資格の取得を希望するので、履修科目が多くなる傾向がある。卒業要件以上に資格要件の履修をするため、負担が過重になる場合もある。

学習の結果は学外実習履修要件に反映されるので、資格取得を目指す学生の動機付けになっている。しかし、学外実習履修要件を満たさない場合でも進級するので、人数としてはわずかであるが、このような学生の場合学年配当に従った履修計画が難しくなることもある。このような学生に対しては、担任が中心となり教務課とも連携して履修指導を行っている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

社会人としての基礎的能力の養成を目指した新たな教育課程に基づく初年次教育は始まったばかりである。これからは、FD活動や教務委員会を中心に、各教員に対する初年次教育の意義の一層の理解を図ると共に、目標の達成度についての評価を行う中で、改善を図っていくこととする。

専門教育においては、各教員はそれぞれの担当科目が教育目標や資格の専門性のどの部分を担うかを明確にすることが求められる。その上で、科目の達成目標を学生に提示すれば、学習意欲を引き出すことにつながるであろう。このような取り組みは、学生が進路を明確にして、特定の資格取得に絞ることにもつながる。そのため、各学科において学科長のリーダーシップの下、当該学科の教務委員と連携して各教員が学科の教育課程と同時にその中の自らの担当する科目への理解を深める場をこれまでに引き続き設けて行くこととする。

[基準3の自己評価]

本学の教育目標の一つは、地域生活の向上に役立つ専門的職業人の養成である。この目標の成果は、就職状況に現れている。平成 16(2004)年から平成 19(2007)年の過去4年間の就職率は学部平均で91%であった。そのうち、食物学科では栄養士、管理栄養士、中学・高校家庭科教員などの専門職への就職率が87%、児童学科では小学校教員、幼稚園教員、保育士、指導員などの専門職への就職率が69%、福祉環境デザイン学科では福祉施設職員、相談員、指導員、建築会社、設計事務所、高校福祉科教員などの専門職への就職率が57%であった。また、平成 20(2008)年3月卒業学生について、食物学科では管理栄養士国家試験の合格率が約70%、児童学科では小学校教員採用試験の合格者が5人(卒業生を含めると18人)、福祉環境デザイン学科では社会福祉士国家試験の合格率が66%(社会福祉士を養成する全国の私立大学中3位の合格率)であった。これらの結果は、卒業生の多くがそれぞれの専門を生かした職についていることを示している。本学の学生は入学時から資格取得の希望が強く、ほとんどの学生が何らかの資格を取得して卒業する。入学時の志望意欲を就職時まで維持するように、各学科及び就職支援室を中心にキャリアデザイン教育を実施、加えて国家試験や採用試験対策講座を計画的に実施し、実力養成を図ってきた結果と評価している。

【基準3の改善・向上方策（将来計画）】

本学の専門職への就職率は、本学の教育が目標を達成していることを表している。その理由の一つは、本学の学生が入学時から専門職への就職を強く希望していることにある。こうした資格取得希望の強い学生に対して、これからもその意欲を高め、実力を養成するために学科教員を中心にしながら就職支援室との連携により、専門職への就職の支援を充実し、現在の就職率を維持するように努める。

一方、近年は資格の専門性に対する社会的要請が強くなっている。そのため、資格要件の見直しが度々行われ、それに対応して、教育課程の改定を行うことが必要となっている。資格要件の見直しの背景にある社会の動きやその資格の専門性に対する社会的要請について情報の収集に努め、見直しの趣旨を十分理解した上で、これまで同様、学部長・教務部そして関係する学科との緊密な連携の下に、迅速・適切に対処し、教育課程の充実に努めていく。

基準 4. 学生

4-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

《4-1の視点》

- 4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。
- 4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。
- 4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

(1) 4-1の事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

美作学園は、平成 15(2003)年度の大学及び短期大学部の共学化を機に、建学の理念について、その不易の精神を生かしつつも現代の社会に見合うべく新たに建学の理念を制定し、これを受けて大学の「理念・目的」「教育目標」を制定した。食物学科、児童学科、福祉のまちづくり学科（平成 20 年度から「福祉環境デザイン学科」の学科名称を変更）の 3 学科は、それぞれ、この「理念・目的」「教育目標」に基づくアドミッションポリシーを、できるだけ理解しやすくするために、表 4-1-1 のように表現している。

表 4-1-1 アドミッションポリシー

食物学科	<ul style="list-style-type: none"> ○医療、福祉、教育、特定給食施設、行政等の場で、管理栄養士として地域社会に貢献しようとする人 ○管理栄養士の資格を生かして、栄養教諭や高等学校または中学校の家庭科教員として活躍しようとする人 ○上記の目標を持ち、学習意欲が高く、学生生活全般への積極性があり、人間的成長を図ろうとする人 	
児童学科	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの教育や発達支援を通して、社会に貢献したいという夢を持っている人 ○子どもの現在と未来に興味・関心を持つ人 ○子どもや子どもを取りまく人々との協働をめざす人 	
福祉のまちづくり学科	社会福祉専攻	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉の視点に立って、暮らしへの支援や地域社会づくり、居住環境の整備を通し、人々の生活の質の向上に貢献したい人 ○基礎的な学力とコミュニケーション能力を持ち、社会福祉士の資格取得に熱意を持っている人 ○ボランティア活動等による人との触れ合いの中で、社会人としての自己の能力の向上を願っている人
	建づ築く・りま専攻	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉の視点に立って、暮らしへの支援や地域社会づくり、居住環境の整備を通し、人々の生活の質の向上に貢献したい人 ○建築の学習に必要な基礎的な学力を持ち、建築士の資格取得に熱意を持っている人 ○地域社会への関心を持ち、人々との触れ合いの中で、社会人としての自己の能力の向上を願っている人

本学は、学園創立以来、地域に立脚し地域に根差し、地域の生活の向上に貢献できる人材を養成する目的から、実科・実学教育を施すことで多くの学生を迎え入れ、送り出してきた。近年は遠隔の地からの学生も多く迎え入れることになったが、その多くは、端的に、本学で取得可能な各種の資格・免許の取得をめざしている。大多数の学生は本学の位置する津山市より規模の小さい地方都市や町村の出身であるが、その多くは自らの出身地域に帰って就職する願いを持ち、その際に希望する職業に不可欠な条件としての資格・免許の取得をめざすという構図がある。資格・免許は必要な学修の結果として取得されるものであるが、本学3学科のアドミッションポリシーは、このような学生たちの「地域」「生活」「職業」意識に合致する教育内容と、本学の「理念・目的」「教育目標」が指し示す教育活動を提示するものとなっている。

アドミッションポリシーは、文言としては最近整えられたものであるが、本学への学生の受け入れ方針・入学者選抜方針として、かねてより一貫して周知を図っている。それは、大学案内や本学のホームページ、テレビ広告等の媒体をはじめ、高等学校教員を対象とする進学説明会、オープンキャンパス、大学見学会、高等学校進路課への訪問、更には保護者・家族を交えての「就職懇談会」や「後援会総会」等でも、学生生活の様子を伝えるなかで折りにふれて紹介、周知に努めている。また、本学主催の下宿・アパート等連絡会においても、学生への対応に関する参考情報としてアドミッションポリシーを伝えるようにしている。

大学院についても研究科毎にアドミッションポリシーを定め、学部同様の媒体により公表している。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。

本学には食物学科、児童学科、福祉のまちづくり学科（「社会福祉」と「建築・まちづくり」の2専攻）の3学科がある。食物学科では、病气療養者の栄養指導や相手の身体や栄養状態に応じた指導能力を身につけるため、病理学、疾病の診断・治療、栄養アセスメント等を学ぶとともに、高齢社会を見据えて、栄養ケアプラン等も設定している。児童学科では、少子化が進む中、次の世代を担う子どもたちは日本社会の存立にとって最重要課題のひとつであるとの認識から、教育、心理、児童文化など、子どもについて様々な角度から学ぶことで、学生と教員が一体となって答えを見つけ出そうとしている。また、福祉のまちづくり学科では、「福祉」と「建築」という暮らしづくりに必要な2つの専門分野の知識と技術を学修し、住まい・居住環境についての知識を持った社会福祉士と、福祉の知見を持った建築士という新たな時代の専門職の養成をめざしている。

このように、本学のこれらの学科は、本学の教育目的、教育目標に示しているように、食・子ども・福祉・建築の分野で地域の生活の向上に貢献できる人材養成をめざしている。そのため入試においては、一般入試に先立っての推薦入試と、一般入試に先立つとともに平行しても行なわれるAO入試により、アドミッションポリシーに適う学生の受け入れに努めている。

推薦入試では、志望学科の教育内容に強い関心を持ち、取得した資格・免許等を生かした進路を希望する学生の受け入れを主眼に、指定校推薦入試と一般推薦入試を実施してい

る。指定校推薦入試では、高校毎に学力についての推薦基準を設けると共に、志望する学科の教育内容に強い関心を持つ生徒の推薦を条件としており、加えて、志望理由の確認のための面接を行っている。一般推薦入試では、基礎的な学力の確認に加え、志望理由・学科の専門教育への関心の程度・コミュニケーション能力等の確認を中心とした面接を重視した選抜を行っている。現在児童学科と福祉のまちづくり学科の2学科で実施しているAO入試でもこれらの選抜基準が概ね当てはまるが、AO入試受験生にはオープンキャンパスへの参加を義務付け、志望学科・専攻の教育内容や人材養成の方向と本人の志望の動機とが合致するか、志望理由の明確さ、更には向学心や意欲、地域貢献への強い意志、将来への可能性といったことを重視し、面接に比重をかけた選抜を行っている。

なお、推薦入試、AO入試と共に、一般（Ⅰ期～Ⅲ期）入試、編入学入試、社会人特別選抜入試を設けている。これら入試種別の詳細については、それぞれの入試の時期、募集人員等を含め、「学生募集要項」をはじめ、「大学案内」、本学のホームページに掲載し、周知に努めている。

大学院においても、入試については推薦入試・一般入試・社会人特別選考及び外国人留学生選考を、修士課程・博士課程共に実施している。これらの入試では、推薦入試では勿論、他のすべての入試でも口述試験にかなりな時間をかけ、志望理由の明確さ等についての詳しい説明を求め、アドミッションポリシーにそった学生の受け入れに努めている。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

収容定員と入学定員、在籍学生数については『報告書・データ編』の表F-4に示すとおりである。大学3学科全体で見れば収容定員総数（平成20年度：920人）に対して在籍学生総数（986人）の比率は107.2%であり、わずかな超過が指摘される。しかし、第1年次と第2年次（平成20(2008)年度と19(2007)年度の入学生）の福祉のまちづくり学科の在籍学生は、入学定員80人に対して、それぞれ46人（57.5%）、51人（63.8%）であり、この学科での未充足の度合いが大きい。平成15(2003)年度に共学化したとはいえ、長らく家政系女子大学として存在した本学に建築コースが設けられていることへの認知不足を突き破れ得ない状況での学生募集であるが、今年から教育内容の充実と、国家資格をはじめとする各種資格・免許の取得率増大、それらを生かした就職実績の積み上げ等によって全学科の定員確保に努めている。

授業については学科単位での授業、また、演習・実験・実習については原則クラス分けでの授業を行っている。また、講義科目であっても重要であり、理解に困難を伴うと判断される科目については、クラス分けで行っている。

(2) 4-1の自己評価

学園創設以来、本学は岡山県北地域を基盤とする、地域に根差す高等教育の拠点として実践を重ねてきた。建学当時の「技能の習得と人間的な陶冶による女性の自立と社会への貢献」という目的とそれを支える精神は、男女共学となった現在も、時代を超えて貫かれ、この伝統のなかで本学が求める学生像はまた地域が求める学生像にもなっていた。しかし、

時代と社会の環境や人々の意識の変化のなかで、西日本を中心とする全国からの学生を迎え入れるようになって、本学の学生受け入れ方針・入学者選抜方針の明文化要請も必然となった。このため、前述のように、本学への学生の受け入れ方針・入学者選抜方針として、かねてより一貫して周知を図って来ていたものを「アドミッションポリシー」という文言で整え、『大学案内』をはじめ、あらゆる媒体と機会によって「アドミッションポリシー」の周知を行っている。

入学試験においては、推薦入試やOA入試ではアドミッションポリシーに沿った選抜を行い、その度合いはAO入試と推薦入試において特に大きい。入学後間なしのアンケートで8割近くの学生が、「入学した学科で取得できる資格を取得したいため」とその志望動機を答えている。この数値は本学がアドミッションポリシーの周知とそれに沿った入試を行っていることを裏付けている。

収容定員等については、福祉のまちづくり学科の未充足状況の改善を喫緊の課題と考えている。そのため、今年度学科名称の変更と専攻分離を行い、学科・専攻名称から高校生やその保護者が当該学科・専攻の教育内容や人材養成の方向を容易に理解できるように改正すると共に、教育課程の大幅な改正を行った。また、第20回社会福祉士国家試験で、全国の私立大学のなかで現役生の合格率第3位という抜群の実績に示される当該学科の高い教育力の周知により、教職員一体となって学生確保に努めているところである。

(3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

これからも継続して、あらゆる媒体と機会を活用してアドミッションポリシーの周知に努める。そして、「小規模」「面倒見の良さ」から生み出される実績を損なうことなく、指定校との信頼を強固にし、アドミッションポリシーに沿う学生の入学基盤を確保すべく、学生募集・広報活動を進めていく。加えて、昨年度の社会福祉士国家試験の高い実績を改善・向上への心的資源とし、学長を先頭にした学生募集活動で、本学の内実ある教育力の周知徹底により、全学科の定員充足に力を傾注する。

大学院についても特に修士課程については、本学学部学生への広報活動は元より、特に地域の現職教員を中心とした社会人への広報を強化し、学生の確保に努めると共に、それら地域の社会人の受け入れにより、地域社会への貢献を進めていく。

4-2. 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-2の視点》

- 4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。
- 4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

(1) 4-2の事実の説明(現状)

- 4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

本学では、教務部教務課が教育運営の全学的調整と最終的な成績管理を行なっているが、

担任制を敷いているため、特に各クラスの担任教員の役割が大きい。食物、児童、福祉のまちづくりの3学科とも2クラス構成であり、担任1人の学生数は多くて45人程度である。担任は学生が履修する授業については、個々の授業担当教員等からの情報と共に、学科会議での情報交換などにより、学生個々の学修概況を把握している。学期初めの履修指導は勿論、年間を通して、大学生活における諸々の相談に応じることで、総体としての学習支援を一番身近なところで行なっている。本学でもオフィスアワーを設けているが、この制度を導入するはるか以前から学生と教員の間には日常的交流があり、これは修学上問題のある学生の早期発見にも寄与している。今年度7月には、これまでの担任指導の手法を集約整理したハンディな「学生支援の手引き」を、全学の教職員スタッフに配付する。

担任制に加え、初年次教育の制度的導入として、平成18(2006)年度から「1年次セミナー」を開講している。この授業は、1年生全員が、1人の教員と10人ほどでグループを構成し、そのグループ単位で行なうもので、中心目的を「大学での勉学の仕方を学ぶ」ことにおいている。新入生の大学生活へのエスコートを兼ね、全学あげて、大学での学びの基礎力に取り組みさせることでの学習支援である。

IT活用での学習支援では、PC端末21台を備えた学生の自習室の他、情報関係教育で使用する教室3室(PC端末60台2教室と40台1教室)を、授業の空き時間や放課後及び休日等に開放し、情報関係の授業担当教員のほか、情報処理教育センターのスタッフが、機器操作上のトラブルへの対応やレポート作成その他の学習上での相談に応じている。また、学内無線LANの敷設を順次拡大し、ノートパソコン使用の利便性を高めている。

食物、児童、福祉のまちづくりの3学科とも、栄養関係職や教職や福祉職の資格・免許取得のために、隣地実習、栄養教育実習、保育実習、教育実習、社会福祉実習などの学外実習が必要とされるが、実習期間中、それぞれ学科の実習担当教員をはじめとするスタッフが実習施設を訪問して学生を指導、激励するとともに、実習先の担当者と面談を行ない、そこで得られた情報も活用し、実習の改善に努めている。

3学科ともに、取得した資格・免許を活かした職に就くために必要な国家試験や採用試験の対策に力を入れている。食物学科では、管理栄養士国家試験科目に該当する各教科担当スタッフが受験対策を含めて講義し、4年次においては、正規授業以外に各回の模擬試験(平成19年度は10回実施)の後に各分野につき1回行なわれる「模試解説講座」があり、また「国試対策特別講座(国特)」が5月以降ほぼ毎週、「国試対策特別講座(補講)」が模擬試験で不合格であった学生に対して行なわれている。加えて、週2コマ程度、チューター(食物学科助手)が付き添って、学生が自主的に過去問を共同学習する時間(チューター付きグループ学習)を設け、チューターに質問・相談を行いながら学習を進めることができるようにしている。児童学科では、教員採用試験対策としての教職教養の授業や集団模擬面接の実施、小学校の授業支援を通しての現場経験の機会提供、学科教員スタッフによる個人指導等を行なっている。福祉のまちづくり学科においても、3年次からの社会福祉士国家試験に関わる授業担当教員による個別指導や、自分たちでテーマを選んでの自主ゼミづくりの気運の醸成に加え、4年次での合宿による指導を盛り込んだ社会福祉士国家試験対策講座の通年開催を行なっている。福祉建築コースにおいては、就職希望地の設計事務所への依頼を経て行なう建築士会主催の「オープンデスク」への学生派遣にも力を注ぐと共に、外部業者と提携したWeb講座による試験対策を行っている。

大学院学生については、学生数が少ないこともあり、それぞれの研究指導教員が1対1の緊密な関係の下に、履修指導・研究指導を行っている。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

この視点については、本学は該当しない。

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

毎学年度初めに、クラスの全学生個人に対して順次行なう担任面談において、学修状況に見合った支援を行なう中で意見を聴き、これを学科会議で取り上げて改善策を立てている。

全学的に、平成13(2001)年度から毎学期末に行なっている授業評価アンケートの集約結果を授業担当者へ手渡し、授業担当者の自己評価の資料とし、それを踏まえての改善策を立てることで授業改善を行なっている。

附属図書館では、平成19(2007)年度に、大学の図書館に置いて欲しい本を学生が直接選ぶ「ブックハンティング」を行なった。これは、より学生に利用されるニーズに合った図書館をめざそうとする企画であり、初年度の試みに学生20人が参加し、予算を一人3万円までに設定して、授業や卒業論文関係の他、小説、絵本、ビジネス書籍など400冊をじっくり選んだ。今後も継続する取組みである。それに加え、平成20(2008)年度から全教員に「教育用書籍選書リスト」用紙を配付し、図書の推薦を取り付ける取組みを始めている。

本学では、「建学の理念」において「社会に貢献できる、自由で創造的な人格の育成」を、また「理念・目的」において「地域社会の課題を反映させた教育研究への取り組みにより、社会の発展に寄与する」ことを掲げているが、学生のボランティア活動への関心と意欲の高まりを受け、平成17(2005)年度に美作大学・美作大学短期大学部にボランティアセンターを開設して活動を組織的、体系的に支援してきている。この過程で、ボランティア活動への初発の方向づけを要望する声上がり、これに応じて、平成19(2007)年度には授業「ボランティア論」（教育系、福祉系の2科目）を選択科目として開講している。

(2) 4-2の自己評価

担任制による指導は小規模・きめ細かさという本学のよき伝統によるものであり、その効果は大きい。しかし、多様な入試にも関連して、学力差の問題と共に意識や価値観の異なる多様な学生の入学を得て、メンタルな面での専門的対応を余儀なくされる相談比重が大きくなっている。加えて、年々煩瑣になる諸業務との兼ね合いにも配慮が求められる面が出てきている。

「1年次セミナー」は3年目に入るが、初年度と第2年度が終了した時点で全学科の担当教員に対して授業運営についてのアンケートをとり、結果をそれぞれ次年度に活かせるように配付してきた。同僚が試みた成功例を実際に次年度に採用し次第に実を挙げてきている。

学外実習の際の実習担当教員をはじめとする学科スタッフの実習先訪問は、キャンパス内では見られない学生の姿に接することで、学生を多面的にとらえることのできる得難い機会であり、また実習学生にとっては「大学が背中を押してくれている」思いを得て、実習に向かう姿勢を整え直す機会になっている。面談して得た実習先の担当者や施設長等から得た情報は貴重であり、実習後の学内での教育や次年度以降の実習に資するとともに、卒業後の進路に関わって有益であることが多い。

国家試験や採用試験対策での上述の様々な取組みは確実に奏功している。昨年度の社会福祉士国家試験において、現役合格率で西日本の私立大学のなかで第1位（全国第3位）という結果を得たのは、このような取組みの賜物であり、本学のよき伝統によるものとして高く評価している。

授業評価については、評価実施の科目の種類や数が固定化して来ていることや、評価結果の活用などに工夫が求められる。

附属図書館の「ブックハンティング」の企画は参加学生に好評であり、今後参加者が増えると思われる。学生の要求が直截に反映されるこのような企画を他の領域においても発案し、実行したいと考えている。

ボランティアセンターの開設と整備、大学教育の一環としての授業への組み込みは、大学生活全般を視野に置くと、学生の様々な面での学習要求の汲み上げであり、本学の「建学の理念」や「理念・目的」の具現と評価している。

（3）4－2の改善・向上方策（将来計画）

指定校入試を含む推薦入試での合格者には、入学までに、学科ごとにその専門に関わる提出課題を設け、学科スタッフが添削等をして送り返す取組みを全学的に行なっているが、その一層の充実を進めていく。また学力差の問題については、「1年次セミナー」の内容を工夫し、自学自習の習慣の定着を図ることとする。

授業評価については、評価対象科目の効果的選択と評価結果の学生への返し方を検討し、授業改善の更なる実を挙げるようにする。また、授業公開や同僚間の授業研究等を実施する方向で、現在「ファカルティ・ディベロップメント委員会」で検討しているところである。

附属図書館の「ブックハンティング」企画を継続するとともに、津山市立図書館や県内公立図書館等との相互貸借ができるようにしたが、今後は「大学コンソーシアム岡山」を通じ、県内の各大学との相互検索や相互貸借の実現を図っていく。

4－3. 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

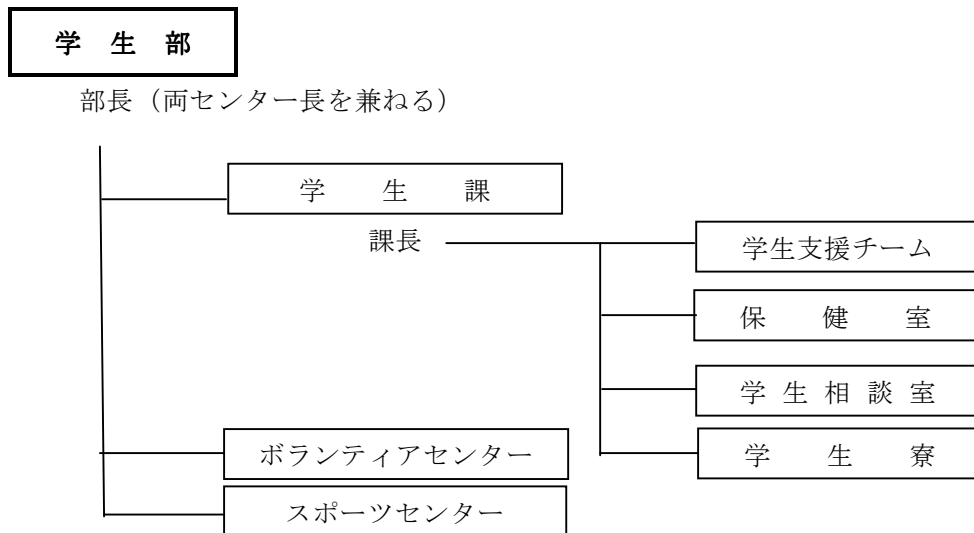
《4－3の視点》

- 4－3－① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
- 4－3－② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。
- 4－3－③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。
- 4－3－④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。
- 4－3－⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

(1) 4-3の事実の説明(現状)

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
本学の学生支援組織は、下図に示す通りである。

図 4-3-1 学生支援組織



学生部長は、ボランティアセンター長及びスポーツセンター長を兼ねるとともに、全学（短大を含む）的な学生支援案件を協議する学生委員会の委員長であり、学生課長はその学生委員会の幹事である。学生委員会は、この2人の他、短大を含む「各学科より推薦された委員各1人」を得て組織される。学生委員会での決定が実行に移される場合と、重要度に応じて部科（課）長会議、教授会を経て決定される場合とがある。

学生サービス、厚生補導については、学生支援チームが中心となって取り組んでいる。所掌領域は、◇学生生活安全確保のための支援、◇1人暮らしの学生支援、◇退学・休学発生の未然防止のための支援、◇担任制による学生支援・指導の連携強化、◇学友会活動への支援・指導、◇クラブ・サークル活動活性化のための支援、◇大学祭実行委員会の支援指導、◇奨学金等の事務及び経済上の相談窓口、◇傷害・災害保険関係事務、◇学生食堂運営に関する業者への要望、◇アルバイトの斡旋・紹介・指導、◇駐車場・駐輪場利用学生の指導、◇学内諸施設の利用マナー等に関する指導、◇その他、学内外における学生生活全般における相談・指導等の対応である。

4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

経済的な支援策として、日本学生支援機構や都道府県育英会の外部奨学金制度の利用に加え、本学独自の奨学金制度として、美作学園特別奨学金制度、美作学園育英会一般奨学金制度、美作学園教育ローン奨学金制度、授業料奨学融資制度を設けている。平成19(2007)年度の、それぞれの取得学生数を表に示した。

表 4-3-2 奨学金制度と利用(取得)者数

	奨学金制度名	取得学生数(平成19年度)
外部	日本学生支援機構	495人 (一種144人 / 二種351人)
	岡山県育英会	14人
	岡山県以外の県市町村育英会	10人
本学独自	美作学園特別奨学金※	120人
	美作学園育英会一般奨学金	17人
	美作学園教育ローン奨学金	6人
	授業料奨学融資制度	0人 (平成18年度は4人)

※：授業料の全額・半額相当額給付対象者

日本学生支援機構の受給学生は本学学生の47.8%を占めている。また、美作学園特別奨学金給付者が12.1%となっている。

【本学独自の奨学金制度の概要】

美作学園特別奨学金制度：a. 新入生対象。入学金の全額と授業料の半額を給付。

b. 入学後、2年次までの成績により、優秀者を各学科から1人採用。授業料の半額を給付。

美作学園育英会一般奨学金制度：新入生対象。月額25,000円を無利子貸与。日本学生支援機構の奨学金(一種)に外れた学生のみ。

美作学園教育ローン奨学金制度：教育ローン(国民生活金融公庫に限る)を入学時に利用する学生に対し、在学期間の利息分を奨学金として給付。

授業料奨学融資制度：在学する全学生を対象に「山陰合同銀行」と提携し、半期ごとに学納金(授業料、施設設備費、教育充実費、実験実習費)の全額について山陰合同銀行により融資を受けることができ、在学期間の利息について本学が負担する。

この他、学生寮を利用する学生のうち、沖縄県等の遠隔地出身者には寮費を減免し、希望しながら入寮できない遠隔地出身学生には月額10,000円の遠隔地奨学金を給付している。また、廉価で安全な民間のアパートや下宿の斡旋・紹介や、リスクの少ない、学生に相応しいアルバイトの情報提供などを間接的支援として行なっている。

4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

学生の課外活動は、クラブ・サークル活動などの日常的なもの、大学祭等の周年的なもの、学外からの依頼に応じての不定形・イベント的なものなど様々である。学生の全学的組織である学友会傘下のものについては、学友会の意見を受けて学生課が中心となって支援している。また、不定形・イベント的なものについても、可能な限り学生課への情報提供を呼びかけ、活動に対応した支援態勢を心がけている。問題が生じたり、課題が提出されたときには学生委員会で協議し、必要な場合には部科(課)長会議や教授会の支援を要請する。

学友会は平成 19(2007)年度から大学と短大の組織が統合され、クラブ・サークルも統合されて、本年 3 月末現在、全学のクラブ・サークル数は 58 となっている。(部、同好会、県人会等を含む)。当然ながら、クラブ・サークルは、活動が活発で実績も大きいものから、発足間もなく、これといった実績のないものまで、状況は様々である。本学では、学友会と学生委員会との間での申し合わせによる「部活動支援内規」を設け、ランクづけに基づく活動支援費の配分を行なっている。ランクは固定したものではなく、活動実績に応ずる可変的なものである。なお、技術指導の面から、本学のクラブ・サークルの育成支援に尽力して下さる外部コーチ・指導者への薄謝というかたちでの支援もしている。

平成 17(2005)年度にボランティアセンターを、続く平成 18(2006)年度にスポーツセンターを開設し、このほど両センターの規程を整備して、学生の課外活動の地平を広げた。ボランティアセンターについては、学習支援の箇所述べた「ボランティア活動への初発の方向づけ」とともに、「ボランティア活動のフォローアップ」「学生スタッフによる諸活動への指導」の実現であり、スポーツセンターにあっては、「体育館及び陸上競技場の各体育施設のスケジュール調整」「体育系クラブ及びサークルへのトレーニング指導」「トレーニングルームの利用促進及び器具使用における指導」等の支援の実現である。

なお、平成 18(2006)年度に、「課外活動において活躍、または活動を支える努力を惜しまず、かつ人物的にも優れた 20 名程度の学生を広く表彰する」という趣旨によるMAS賞 (Most Active Student)を制定し、課外活動の更なる奨励・支援に務めている。MAS賞受賞学生は、初年度 13 人、第 2 年度 24 人である。

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

本学では、保健室で学生の健康管理、健康相談活動を、また学生相談室「ことりの森」で、メンタルケア・カウンセリングの心的支援を行なっている。

保健室には 1 人の常勤職員（看護師、保健師、日本学校教育相談学会認定カウンセラー及び養護教諭資格取得者）を配置し、学生の健康管理、健康相談及びケガや病気の簡単な応急処置を行なう他、必要に応じて医療機関や専門機関等の紹介を行なっている。毎年 4 月には、全学生を対象にした定期健康診断で、身体測定・視力及び聴力検査・血圧測定・尿検査・胸部 X 線撮影検査（新入生及び希望者）・内科検診を実施している。定期健康診断結果に基づいて、実習・ボランティア活動・就職活動等のために「健康診断証明書」を発行している。

学生相談室は愛称で「ことりの森」と呼ばれ、月・水・金の 9:30~16:30 に臨床心理士が相談対応している。(開室時間に利用できない場合にも、別途相談に応じている。)相談内容は学業・進路に関する事、休学・復学・退学に関する事、自己探求や人間関係(学内・学外・家族)に関する事、学生生活に関する事、精神保健・心身の不調に関する事、経済的問題に関する事、セクシャルハラスメント・アカデミックハラスメントに関する事等実に多岐にわたっている。平成 14(2002)年度以降、単に個別の学生の悩み相談だけではなく、学科や学生課との連携を強化し、学生指導の事例検討会、精神科医師コンサルテーション制度の設置、学生課職員の全国学生相談研修会(日本学生相談学会主催)の受講を行なっている。また、「ことりサロン」「茶話会」「ことりの森新聞」発行などを、ボランティア学生の協力を得て行なっている。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

学生サービスに関することでの学生の不満や要望は、その度合いが比較的軽度もしくは小さいものであれば学生課の対応で解消・改善されるが、全学的な関わりを有するような事柄は、通常、担任→学科→学科の学生委員→学生委員会のルートを取ることが多い。担任は日常的に学生と身近に接することで、常に学生の意識や心のあり方を推し量れる状態にあるから、不満や要望の内容如何に関わらず、親身に相談を受け得る。担任に発し、学生委員会での協議を得て改善策が実行に移される場合と、重要度に応じて部科（課）長会議、教授会を経て決定・実行される場合とがある。

学生生活における身の回りの・日常的な要求は学生ホールに置かれた学長ポストに投函される。これは学友会が置いているもので、学生の声として届けられる。なお、組織的な実態調査として、平成 19(2007)年度に全学学生（短大を含む）を対象に行なった「学生生活に関するアンケート」を分析中である。

このほか、ここ 2 年ほど持たれてはいないが、年 1 回、学長を中心とした教員と学生の懇談会を開き、主に学生サービスに関する学生の意見を直接聞く機会を設けている。また、下宿・アパートに関する懇談会や、在学生の保護者によって組織される大学後援会を通じての学生の意見の汲み上げもある。

（2）4-3の自己評価

学生サービスの体制が「学生支援組織」（図 4-3-1）に掲げるように、構造的・機能的に整備されている。学生委員会の委員長が学生部長であることで、委員会への提案・協議・決定・実行に至るプロセスが円滑に運べ、審議の実質に努力を集注することができる。学生課のなかでも学生支援チームの所掌範囲は特に多岐にわたっている。学友会に結集する学生の要望・意見を直接受け止め、迅速に対応しているが、手が足りないのが現状である。

学生に対する経済的な支援では、特に本学独自の奨学金制度に手厚い対応がある。なかでも遠隔地奨学金は、希望しながら入寮できない女子学生のみでなく、共学化間もない本学に男子学生寮がないため、遠隔地出身の男子学生全員にも給付されるものであり、遠隔地出身学生間の公平感に寄与している。

部活動支援内規は主にスポーツ系のクラブ・サークルに適用されるものとなっており、文化系クラブ・サークルへの支援のあり方が課題である。これについては、学生委員会において今年度中の見直しを行う。

ボランティアセンター及びスポーツセンターについては、ともに平成 19(2007)年度に規程を整備したことで、運営をめぐる諸業務が合理化されるとともに、学内における位置づけが明確になり、大学の付置センターとしての体裁と機能が整えられた。MAS 賞の制定は、受賞が励みとなることで課外活動の奨励に一定の成果をあげている。

保健室は健康面での、そして学生相談室はメンタルな面で支援機能を果たしている。健康相談やメンタルケア・カウンセリングを求める学生の数の増加とともに、相談内容やケアの程度が度合いを増して来ていることから、人的配置や開室時間の面において支援を強めていくことが課題である。

学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムは概ね適切であると考える。

(3) 4-3の改善・向上方策 (将来計画)

所掌範囲の広い学生支援チームの業務を、学生の要望に対応して迅速・円滑に行なっていくために、現行のスタッフの増強が求められるところであるが、人件費のことを考えると容易ではない。そのため、短い休憩時間に学生が相談に殺到するような場合には、課を越えて対応できるように業務の上での連携を行っているが、これまで以上の連携強化について事務局長を中心に事務の管理職で方策を検討していく。

担任制を基礎とした学生指導・学生サービスは定着しているが、指導・サービス内容の理解は教員間で必ずしも共有できていないので、「学生支援の手引き」の完成に併せ、手引き使用にあたっての研修会をもって指導・サービス内容についての理解の共有を図る。

平成 18(2006)年 3 月に、新体育館が竣工し、平成 19(2007)年度にはグラウンドが整備されて、特にスポーツ系課外活動の条件が飛躍的に整備された。今後はキャンパス・アメニティの改善充実と老朽化した学生寮の改築・改装が求められる。キャンパス・アメニティの問題では、特に、授業の合間の学生の居場所空間の整備・充実が必須であり、「大学経営会議」において検討が行われている。

4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-4の視点》

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

(1) 4-4の事実の説明 (現状)

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

本学では併設の短期大学部と共同で、「美作大学・美作大学短期大学部就職委員会規程」に基づき、就職支援充実・促進のため、「就職委員会」を組織している。

構成員は教員及び事務職員双方で組織し、学長が委員長、就職部長が副委員長を務める。委員構成は次表のとおりである。

表 4-4-1 就職委員の構成

教 員	学長、学部長、短期大学部長、就職部長、学生部長、各学科長・専攻主任、各学科から（福祉のまちづくり学科は2専攻から）選出された者
事務職員	事務局長、広報部長、総務課長、就職支援室長、学生募集広報室長、就職支援室総括参与

就職委員会では、①学生の就職指導、②求人開拓、③就職斡旋、④その他、就職支援に関することの企画研究及びその適正な運営方法について審議し、その決定に基づいて教職員が業務を遂行している。

本学の学生の就職状況の第一の特徴は、食物・児童・福祉・建築の各分野の資格職への

就職希望者の割合が高いことである。この資格職（＝専門職）への就職は、一般企業とは異なり、定期採用、大量採用が望めないため、就職委員、担任（教員）そして就職支援室が連携を図り、個々の学生の動向を把握し、個別指導を行うよう努めている。そのため、学生への就職情報提供を強化することとし、平成 14(2002)年度から求人情報、就職関連情報の案内を学生個々の携帯電話にメールで配信、学生からもメール返信させることで、速やかな情報提供と情報共有に努力している。同時に就職委員と卒業年次の担任教員へも、メールによって、学生に提供した情報を配信し、求人票のコピーの配付と併せ、学生への周知を図っている。

本学学生の就職状況の第二の特徴は、地方出身生の割合が 7 割と高く、そのほとんどが、取得した資格を持っての地元への Uターンを希望している点である。そこで、求人情報と学生とのマッチングを図るため、必要な県・地域に就職参与を置き（島根・高知及び沖縄県に配置）、常に就職先の開拓及び就職先とのコミュニケーションを心掛け、更に学生及び卒業生、就職対象事業所などの情報をデータ化している。

就職支援室及び就職資料コーナーは、学生の利便性を考慮し、就職支援室を 8:30～18:00（月～金曜日、長期休暇中を含む）、就職資料コーナーを 8:30～20:00（年中無休）まで開放し、求人情報ファイル、就職試験の受験報告書、情報収集のためのパソコン 4 台とプリンタ 1 台、就職活動支援のためのビデオソフト、DVD ソフトとビデオデッキ、TV、DVD プレーヤーを備え、学生が自由に活用できるようにしている。また、就職関連書籍では就職活動の指導書、就職活動マニュアル、問題集等を自由に閲覧できるようにしている。なお、本学の学生は各学科の教育課程に応じた専門職種に就く割合が多いことを考慮し、求人情報は学科の専門職種ごとに分類し、学生が検索し易いようにファイリングしている。

また、就職支援室では個人面談を 4 月と 6 月の年 2 回実施し、その結果をもとに教職員が一丸となって夏の就職開拓訪問を実施している。これは、卒業生の就職先を中心に訪問し、就職学生へのフォロー・励ましとともに現場からの要望を聴取して就職指導に役立てるとともに、新たな就職先・求人開拓を行なうものである。昨年度、夏期の就職開拓訪問だけで 457 件にのぼっている。昨年度の開拓訪問の結果として、求人票を得られた割合は訪問先の約 30%、採用内定者の割合は訪問先の約 15%であった。この就職開拓訪問で収集できた生の情報は、県別就職開拓報告会や就職懇談会において、実際に訪問した教職員から報告され、全学の共有する情報になるとともに、学生への就職指導へとフィードバックされている。

就職懇談会は、そもそもは保護者を対象にするものであるが、学生が同席することで、就職に向けての学生本人と保護者との意思一致・確認・決意の場として機能している。これは 3 年次の冬（2 月中旬）に開催されている。

表 4-4-2 就職懇談会参加人数（出席率）

	就職懇談会参加人数（出席率）	
本学開催	学生 207 名（85.2%）	保護者 71 名（29.2%）
高知県開催	学生 29 名（82.9%）	保護者 28 名（80.0%）
沖縄県開催	学生 17 名（43.6%）	保護者 20 名（51.3%）

なお、各県で実施される福祉就職フェアには、教職員が手分けをして学生と共に参加し、当日及びその後の学生のフォローにあたっている。特に参加者の多い岡山市で開催される岡山県福祉フェアにはバスをチャーターし、教職員複数が同行し、支援している。

学生への就職指導としては、このほか、3年生の4月より就職ガイダンスを年間で13回行なっている。実施時期と内訳回数は、前期4月から7月にかけて7回、後期11月から2月にかけて6回である。内容は次表のとおりであり、実施に際しては各回とも満足度アンケートと出欠確認を行ない、欠席者のフォローなどに役立てている。

表4-4-3 就職ガイダンスの講座と内容

	講座名称	内 容
前期	実習対策・就職活動基礎講座	就職活動の概要、面接・マナー、電話応対、自己分析・志望動機・自己PR、手紙・はがきの書き方
後期	就職活動実践講座	履歴書の書き方、リクルートファッション・メイク、面接

大学院進学希望者に対しては、その数が少ないことから組織的な指導体制ではなく、担任や学科長とともに、とくに進学希望の専門領域関係教員（多くの場合、卒業論文指導教員）による個別指導の力が大きい。

大学院学生については、学生数が少ないこともあり、現在のところ研究指導教員が研究科長と連携して、就職支援を行っている。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

食物、児童、福祉のまちづくりの3学科は、平成20(2008)年度の教育課程改正・整備で、3学科共通の「教養・基礎教育科目」群を置いた。これは9つの区分で構成され、その区分の1つが「キャリア科目」である。「キャリア科目」には、「キャリアデザイン論」、「ボランティア論（教育系）」、「ボランティア論（福祉系）」、「インターンシップ実習」、「ボランティア実習」の5科目が置かれている。

「インターンシップ実習」は、それぞれの学科の教育目標に照らし、自己の将来像の確認やキャリア意識の形成など、教育上有意義と認められる就業体験について単位を認定するものである。事前に学科ごとに行われるオリエンテーションの受講を必須とし、長期休暇や授業外時間を利用しての通算1週間(40時間)程度の就業体験と、事後に提出する「活動記録」やレポート、体験報告等が単位認定審議の対象とされる。昨年度は約30人の学生がこの科目を受講した。(なお、昨年度までの科目名称は「イターンシップ・ボランティア」である。)3学科とも、資格や免許取得に必要な実習科目を置いているが、「インターンシップ実習」は、選択科目でありながら、実習先が学生の体験用施設ではないという意識の度合いがより強く、当該施設の職員に準じる社会人として扱われる度合いもより強い。そのため、大きな教育効果が期待される。なお、この科目での就業体験は就職活動とも関わるので、事前に就職支援室に連絡するとともに、同支援室が実施するガイダンスに参加するようにさせている。

また、これと似たような関係になるが、教育系あるいは福祉系のボランティアに参加す

る学生に対しては、その参加しようとするボランティアが本学のボランティアセンターの紹介による場合、それぞれ「ボランティア論（教育系）」、「ボランティア論（福祉系）」を必ず履修するようにさせている。このように、本学にあっては、授業と学生自らの意思による体験活動がリンクするかたちでキャリア教育支援が行なわれている。

なお、就職支援室においては、夏期休業中の就職説明会や福祉フェア等への参加指導、就職関連の各種模擬試験や検定試験の受験手続き等の取りまとめと学内での実施、及び試験実施後のフォローを行なっている。また、昨年度から「一般教養講座」を開始し、公務員対策、学校栄養職員対策、就職試験対策のための講座を、春期休業中、7日間で実施し、学生のキャリア意識の形成と強化を図っている（受講生は計 50 人であった）。

（2）4－4の自己評価

就職支援体制に関しては、ここ数年大幅な改善を行なった。就職支援室の専任スタッフを平成 18(2006)年度より 1 人増員、専任スタッフを 4 人とし、学生の就職支援業務を強化した。更に、平成 14(2002)年度より導入したコンピュータシステムによる就職情報サービスも、年々バージョンアップすることで、学生の動向把握、求人票のデータ化、学生の携帯電話への情報伝達等、利便性が高まってきた。また、就職資料コーナーや就職関連掲示板の環境整備にも力を入れた結果、就職支援室が学生にとって今まで以上に身近な存在となり、出入りしやすい雰囲気になった。

近年就職活動開始時期が早まり、一般企業希望学生への指導が 3 年次夏から始まる一方、福祉系など専門職の求人は 4 年生の秋以降がピークであり、教員臨時採用は 3 月の卒業式後まで続くなど、就職活動時期が長期化してきている。そのため、学生一人ひとりに、予め希望職種ごとの就職活動スケジュールをイメージさせ、準備にあたる指導が不可欠である。本学周辺には他の大学が存在せず、就職に対する刺激が不足がちなこと、また、専門職求人のピーク時が遅いことから就職活動の開始時期が遅くなりがちである。そのため、低学年次から、都心部の学生の就職活動に対する意識や活動開始時期などを参考に、早期から求人活動が開始される地域の就職フェア等に参加を促し、「場慣れ」や就職意識の活性化、活動開始の早期化に努めてきた。この結果、昨年度は一昨年にも増して、3 年生の段階から地元や遠方の就職フェアやボランティアに参加する学生が多くなった。このように早期から就職活動を行っている学生の姿が、同じクラスの他の学生への刺激となり核となって、クラスの就職に対する意識が早期から高まることを、今後更に期待している。

また、就職懇談会や夏季休業中の全学スタッフによる就職先・求人開拓など、一丸となつての取組みの結果として、学生の出身地での専門職への就職を含め、就職率は安定して高く、支援スタッフの努力が報われていると考える。

（3）4－4の改善・向上方策（将来計画）

学生一人ひとりの就職支援のためには、今まで以上にきめ細かい個別指導が求められる。そのため、就職支援室・担任・学科教員が一丸となつて学生一人ひとりに対して個別に支援できるよう、就職地域・職種希望状況、就職活動状況、個別面談状況等のデータ化と共有など、コンピュータシステムによる情報サービスの一層の改善に取り組んでいる。また、学科と協力して、キャリア教育や就職に対する意識付けのため、1 年生・2 年生といった

低学年次からの就職ガイダンスの強化・充実について、各学科との調整を進めているところである。

更に、本学学生の多くは卒業後に出身地での就職を希望していることから、各地域に居住する本学同窓生の支援を仰ぎ、出身学生の多い地域に配置している就職支援室参与（平成19年度からは沖縄県にも配置）と本学スタッフによる活動と有機的に結びつけることで、より一層、出身地での専門職就職率を向上させる。

「就職・進学支援等の体制」については、年々改善を重ねて来ているが、特にこの2年間において支援サービスの内容整備が行なわれ、運営もより機能的になった。その定着を図るとともに、就職支援室と各学科・専攻の就職委員及び卒業年次担任との連携の更なる強化に努めることとする。

[基準4の自己評価]

本学は、ここ数年来、学科の新設、併設短大の専攻科開設、男女共学化、本館新築と事務部局の移動、研究所の設置、大学院の設置、ボランティアセンターの設置、体育館新設、スポーツセンターの設置、福祉環境デザイン学科の専攻分けと学科名称の変更など、多くの改組・改革等を重ねてきた。その過程で、学修によって取得できる資格・免許の数も増え、また、サークル活動を中心とする学生の諸活動の急激な発展をみることになった。このため、学習支援や学生サービスの充実に向け、学生生活の多面的展開の受け皿を整備する必要から、学科の教育目的・教育目標の明確化と学生への周知徹底を図るとともに、それまでの学生支援に関わる部署や組織の活動と機能を一層充実すべく、学生課を学生部とした。これにより本学の学生支援業務は、格段に強化され、その実を挙げていると評価している。

アドミッションポリシーは、福祉環境デザイン学科の専攻分けと「福祉のまちづくり学科」へと名称変更したのを機に、全学的に文言として整理し、諸媒体また種々の機会を利用して周知を図っている。

入試は、アドミッションポリシーに沿った選抜に努めており、特に推薦入試やAO入試においてその効果は顕著である。

3学科全体で見た場合、収容定員総数に対してわずかな超過があるが、学科単位で見た場合、福祉のまちづくり学科での未充足が指摘される。総力を挙げて全学科の定員確保に努めている。

授業については、基本的に各学科単位で行っており、特に演習や実験・実習については原則クラス単位で行い、講義についても主要科目については必要に応じクラス単位で行なわれることから、適切な人数での授業運営が行なわれていると考える。

学生への学習支援の体制及び学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムは整備され、運用も適切に行なわれている。

学生サービスは、支援組織の構成単位ごとの努力に加え、支援組織全体の連携により、有機的に機能し、学生の満足度も上がって来ている。就職に対する相談・助言、キャリア教育のための支援体制も全学的意思に基づき、着実に実行に移され、成果を得ている。

その他、本「基準4」のそれぞれの「領域・基準項目」における学生支援については詳述してきたとおりであり、学生にとって最も身近な存在である担任を仲介して、全学的意

思が、それぞれの支援組織の緊密な連携によって適切に運用されていると考える。

【基準4の改善・向上方策（将来計画）】

本「基準4」のそれぞれの「領域・基準項目」における「改善・向上方策（将来計画）」で述べてきたことを実現する。その中でも、福祉のまちづくり学科における学生確保のための取り組みと、本学の長所である学生の学習及び生活支援に特に力を傾注していく。

基準 5. 教員

5-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること

《5-1の視点》

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適正に配置されているか。

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野）のバランスがとれているか。

(1) 5-1の事実の説明（現状）

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適正に配置されているか。

【学部】

表5-1-1に示すように、どの学科にも設置基準上必要専任教員数よりも多くの専任教員が配置されている。食物学科では10人に対して20人（教授5人に対して9人）、児童学科は10人に対して19人（教授5人に対して9人）、そして福祉のまちづくり学科（平成20(2008)年度の入学生から学科名称を福祉のまちづくり学科に改称したため、2年次以上は旧の福祉環境デザイン学科であるが、ここでは福祉のまちづくり学科で表記する）も10人に対して18人（教授5人に対して7人）である。また、大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数を加えた大学全体としての専任教員数、及びその内の教授数についても要件を満たしている。

教員の配置についても、学科の規模は収容定員が同じであり、専任教員数には1~2人の違いがあるが、ほぼ同数の適正な配置となっている。

【研究科】

本大学院研究科の教員構成は、表5-1-1に示す通りである。本大学院は学部の基礎の上に設置し、学部の教育研究との連続性を重視しているため、大学院のみの担当の専任教員は配置していない。両研究科共に、兼任教員数は研究指導教員数を含め、設置基準を十分満たしている。

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野）のバランスがとれているか。

兼任教員への依存率はかなり高いが、後述の理由により単純に比率だけで評価はできない。また、以下の兼任教員の人数は、複数の学科にまたがる兼任教員も、各学科ごとに算入しているため、学科間で合計すると実際の人数よりも多くなっている。

食物学科では専任教員20人に対して兼任教員31人(53%)、児童学科は専任教員19人に対して兼任教員44人(62%)、福祉のまちづくり学科は専任教員18人に対して兼任教員51人(65%)である。

大学院では、生活科学研究科は兼任教員10人に対して兼任教員4人(29%)、人間発達学研究科は専任教員9人に対して兼任教員6人(40%)である。

このように、兼任教員の占める割合は特に学部で高くなっているが、しかし、兼任教員の中には、同敷地内の短大教員が含まれており、食物学科8人、児童学科12人、福祉のまちづくり学科4人、人間発達学研究科2人であるため、単純な人数計算だけで評価はで

きない。

表 5-1-1 全学の教員組織

学部・学科、研究科・専攻、研究所等		専任教員数					助手	設置基準上必要専任教員数	設置基準上必要専任教授数	兼任教員数
		教授	准教授	講師	助教	計				
生活科学部	食物学科	9	6	5	0	20	4	10	5	8
	児童学科	9	4	6	0	19	0	10	5	8
	福祉のまちづくり学科	7	9	2	0	18	0	10	5	10
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数		/	/	/	/	/	/	13	/	/
生活科学部計		25	19	13	0	57	4	43	22	26
生活科学研究科	生活科学専攻(博士課程)	—	—	—	—	—	0	6	4*	10
生活科学研究科計		—	—	—	—	—	0	6	4	10
人間発達学研究科	人間発達学専攻(修士課程)	—	—	—	—	—	0	6	3*	9
人間発達学研究科計		—	—	—	—	0	0	6	3	9
地域生活科学研究所		—	—	—	—	—	—	—	—	22
合計		25	19	13	0	57	4	55	/	67

注：①*は設置基準上必要な研究指導教員数である。

②平成 19 年度から児童学科の収容定員を 60 人から 80 人に増やしたため、平成 20 年度の大学全体の収容定員は 920 人であるので、収容定員に応じ定める専任教員数は 13 人である。

教員の年齢等について 20 年度の集計を表 5-1-2 に示す。

表 5-1-2 専任教員の年齢構成

年齢	61 以上	51~60	41~50	31~40
	20 人	18	8	11

この表に示すように 60・50 歳代の教員が多く、やや高齢化の傾向が見られる。また性別では男性教員 38 人に対し、女性教員 19 人であり、女性教員の占める割合は 33.3%である。

専門分野のバランスについては、以下で述べる採用・昇任の際に、「採用選考予備会議」あるいは「昇任候補者選考会議」が設置され、採用人事においては当然のことであるが、配属予定の学科の専門分野のバランスに加え年齢構成も考慮した公募用件を検討している。そして、研究業績・教育歴及び研究能力・実務歴等を検討の上、教授会で審議・承認が行われており、概ねバランスはとれている。

(2) 5-1の自己評価

本学の教員構成は設置基準上の専任教員数の要件を満たしている。

本学は「理念・目的」に基づいて、地域の人々の生活の向上に必要な資格・免許を持った人材の育成のため、いずれの学科でも様々な資格・免許が取得できるよう教育課程を編成している。そのため、必然的に開設授業科目数が多くなっている。それらの科目をある程度兼任の教員が担当していることで、結果的に兼任教員の比率はかなり高くなっているが、教育内容を十分なものにするために専任教員自体も設置基準を上回る人数とし、教育内容や学生指導の面で質の低下が起こらないよう配慮している。しかも、前述したように兼任教員の中には、同敷地内の短大教員 24 名が含まれ、大学と短大の相互協力・教育を行っていることもあり、学外非常勤とは異なり、学生は質問や相談等を日常的に行うことができるので、専任教員に近い教育の実績をあげてきている。従って、単純に兼任教員の比率という数値では測れない教育効果が上がっていると評価している。

専任教員の専門分野のバランスはとれているが、年齢構成にはある程度の偏りがあるのは事実である。しかし 30 歳代の教員数は 40 歳代よりも多くなっており、今後の採用の仕方によって改善できると考えている。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

今後の教員の採用等にあたって、若い層を中心にしていくことで、年齢構成の偏りを減らしていく必要がある。兼任教員依存率については、上記のように短大との相互乗り入れによる面が大きい。これはむしろ評価できると思われるが、それ以外の科目については、その必要性も考慮して、教育課程を見直してきており、今年度よりいずれの学科でも新教育課程が実施された。今後はこの新教育課程による教育効果の検証・学生による評価等を踏まえながら、更に教育課程のスリム化も視野に入れた改善を継続的に図っていく計画である。

5-2. 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

《5-2の視点》

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 5-2の事実の説明（現状）

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

教員の採用・昇任は、必要な専門分野の検討（採用人事の場合）、研究業績に加えて、教育上の能力、社会的な活動、人物、学内の諸業務への貢献度（昇任人事の場合）を評価するという方針が「美作大学・美作大学短期大学部教員選考規程」（以下 選考規程と省略）に明記されている。

教員の採用及び昇任人事についての手順は、それぞれ以下の通りである。

各学科での欠員が生じた場合の採用人事については、選考規程に則り次の手順により進めている。学長は学部長、教務部長、各学科長などから構成された「採用選考予備会議」

(選考規程第6条)を設置し、採用候補者について専門分野、担当科目、職位、年齢等必要な採用要件を検討し、検討結果について部科(課)長会議、次いで教授会に諮り承認を得て人事を進めることとしている。

教授会では、本採用人事についての審査員3人(審査員の1人には所属予定の学科長となる)の決定も行う。なお、特段の事情が無い限り、公募により募集を行っている。応募者からは、履歴書・教育研究業績書に加え、専門分野に係る職歴がある場合には職務上の実績や作品の提出、また、就任後の教育への抱負を記載した書類の提出も求め、審査員は応募者から提出されたそれらの書類を下に、公募要件に基づき、まず書類審査を行い、候補者を3人程度選考する。次いでそれら3人程度については、審査委員は面接審査を行う。審査委員が必要と認めた場合模擬授業も実施し、候補者を1人に絞る。その候補者については理事長、学長、学部長及び事務局長による2次面接を行い、それを踏まえて、審査員は審査結果を教授会に報告し、教授会の承認を得ることとしている。なお、教授会での承認後、学長は理事会において承認を得、理事会が採用の発令を行う。

教員の昇任についてもほぼ同様の手順を踏んで進めている。学長は学部長、教務部長、各学科長などから構成された「昇任候補者選考会議」(教員選考規程第7条)を設置し、昇任候補者について教育研究の業績、学内業務への貢献度、勤務年数等必要な昇任要件を充足している教員(昇任候補者)についての検討を行い、検討結果について部科(課)長会議、次いで教授会に諮り承認を得る。

教授会では、昇任候補者について審査を進めるため、候補者毎に審査員3人(審査員の1人には所属予定の学科長を含む)の決定も行う。候補者からは、履歴書・教育研究業績書に加え、職務上の実績や作品の提出も求め、審査員はそれらの書類とそれまでの学内での委員会活動等、教育上の能力、学生指導、地域活動なども含めて審査を行い、審査結果を教授会に報告し、教授会の承認を得ることとしている。なお、教授会での承認後、学長は理事会において承認を得、理事会が昇任の発令を行う。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

教員の採用・昇任について規程は整備されており(美作大学・美作大学短期大学部教員選考規程)、それに基づいて採用・昇任が行われている。前項に述べたように、「採用選考予備会議」、「昇任候補者選考予備会議」、部科(課)長会議、審査委員による応募者又は候補者の多面的な審査、理事長及び学長等による面接、教授会の承認を得るようにしており、規程を適切に運用して人事を進めている。

(2) 5-2の自己評価

教員の採用・昇任について、採用・昇任に係る選考会議、部科(課)長会議、審査委員による審査、理事長・学長等による面接、教授会と5ないしは4段階の選考・審査(昇任人事の場合は理事長・学長等による面接は行わない)により行っており、十分な審査・チェック機能が働いており、適切で公正な人事を進めている。

(3) 5-2の改善向上方策(将来計画)

現在は、採用人事の場合、採用者の教育上の能力について、面接・提出書類を検討し、場合によっては模擬授業も行っているが、見極めが困難な面がある。また昇任人事についても研究面の評価はある程度客観的にできるが、教育能力・大学の諸業務に対する客観的評価には困難な面がある。従って採用人事における面接では教育能力を含めた人物面の見極めを慎重に進めることとする。

一方、本学は大規模大学と異なり小規模な大学であるだけに、教員個々の教育能力や諸業務に対する積極的な貢献等の程度について、学長・学部長・教務部長更にはそれぞれの学科長は直接見聞したり、情報の入手が可能である。従って昇任人事においては、昇任候補者選考会議において、これまで以上に候補者についての十分な情報交換を行い、客観的で透明度の高い、そして本学の教育研究の向上により資する、小規模大学の特性を生かした教員人事を心がけていくこととする。

5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

《5-3の視点》

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)等が適切に活用されているか。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源(研究費等)が、適切に配分されているか。

(1) 5-3の事実の説明(現状)

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

本学ではこれまでのところ専任教員の教育担当時間数についての規程化ないしは取り決めは行っていない。その理由としては、他大学と距離的に離れた所に位置しているため、授業科目によっては適任の兼任教員が得られにくいこと、また、同一専門分野の授業科目数のバラツキが大きいこと、本学の規模から考えて一律の担当時間数の設定は馴染みにくいといったことからである。ただし、大学に加え大学院、本学園短期大学部合わせた授業担当コマ数は、週当たり6~7コマを一応の目安として、それに近づける努力をしているところである。

図5-3-1は、常勤教員と特任教員合わせて57人の、学部授業に関する、年間の担当コマ数である(通年30コマを1とし、半期15回は0.5、実験・実習・複数担当者の場合は、各個人の担当回数30に対する比を個人ごとに合計)。平均は5.45コマ、最大は11.5コマ、最小は1.5コマである。卒業論文指導と各種実習指導は各々年間2コマとして算入してある。ただしここには大学院兼担及び短大兼任の時間数は含まれていない。

また本学は現在月~金曜日までの授業を行っており、制度的には研究日は設けていない。しかし、時間割作成の際には教員に対し希望調査を行い、研究日を希望する教員に対して

は授業のない日を1日は設けるように努めており、平成20年度前期においても大部分の教員に授業のない、研究に専念できる日が設けられている。

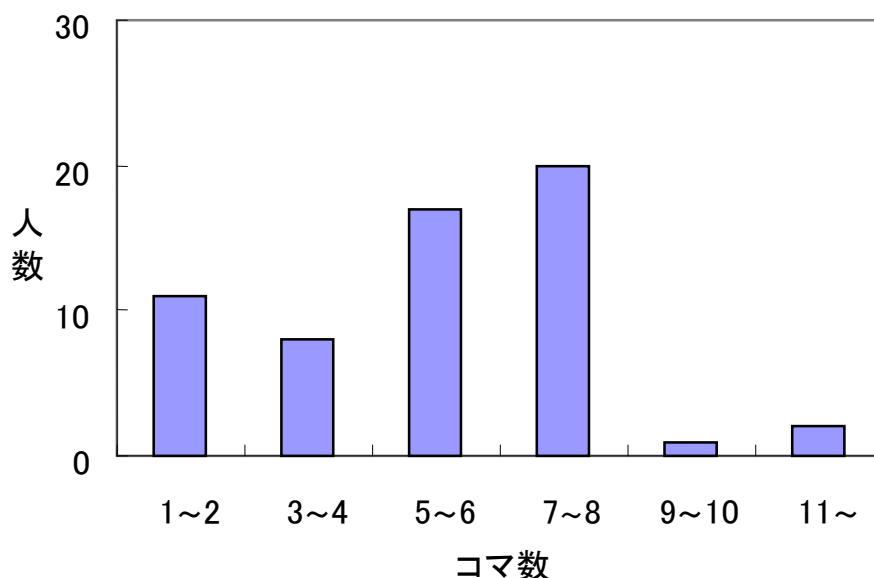


図5-3-1. 学部担当コマ数

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)等が適切に活用されているか。

TA制度は大学院が開設された平成17年度(2005年度)から実施しているが、平成19(2007)年度からは「ティーチング・アシスタント規程」に基づいて実施している。これまでのところでは、院生の数が少ないこともあり、年間数科目のみの運用である。現在は各学科の学科長が教員から希望を集め、教育効果などを勘案して配置する授業科目について優先順位を決めている。院生1人当たり週に2科目までの制限で、大学院の指導教員が各院生の教育研究の進捗状況も考慮して、本人とも相談の上で配置を決定している。ただし、院生の専門分野との関係もあり、年によってTAに使える専門の院生がいない授業科目もある。この点は大学院の規模が非常に小さいためやむをえない。平成19(2007)年度の実績は、4名の院生による6科目の担当であった。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源(研究費等)が、適切に配分されているか。

現在、研究費は内容ごとに異なる支給規程に基づいて運用されている。以下それぞれについて現状を説明することとする。

(a) 研究に係る備品及び消耗品に係る助成

「予算委員会規程」及び「教育・研究用予算に関する内規」によっている。これは教育と研究両方に係わるものについて、学科ごとに申請をとりまとめ、全学科長を含む予算委員会において審議されて、必要性の強さ等に基づいて学科間の調整を経た上で決定される。平成 19(2007)年度の教育研究備品予算の額は 23,128,398 円であった。

(b) 各教員個人の研究に係る助成

「職員研究助成審議委員会規程」、「職員研究助成金の額に関する内規」「職員研究助成金支給規程」に基づき、研究内容・最近の研究業績に基づき職員助成審議委員会が審議し、1人 25 万円を限度として支給される。決定された助成金の半額が開始時に支給され、研究終了時に研究成果の学会発表・論文等の記録を添えた研究報告書（支出明細を含む）の提出後、残りの半額が支給される。平成 19(2007)年度の支給件数は 20 件、金額は 4,014,299 円であった。

(c) 研究旅費、海外研修及び留学に係る助成

各々「研究旅費に関する規程」と「海外研修規程」また「教員留学規程」という別の規程で取り扱われている。

- ・国内学会への参加費は常勤専任教員が 12 万円、特別任用専任教員は 6 万円を限度として支給されている（研究旅費に関する内規）。
- ・海外における学術研究、学会・国際会議及びこれらに準ずるものでの発表、ならびに本人の専門分野における研究のための調査・資料収集を海外研修とし、原則年間 2 名まで認められており、理事長の承認後、その経費の一部が支給される。ただし、受託研究費、特定寄付金等を財源とするとき及び理事長が特に命じたときは、この限りではない。学会・国際会議については、20 万円を越えない範囲で渡航費の半額と職員出張に関する規程による国内交通費が支給される。また学会・国際会議以外については渡航費の半額である（海外研修規程）。

(d) 消耗品に係る助成

「物品購入等実施規程」の第 4 条に基づいて、上記 a～c とは別に扱われている。個人ごとの上限の定めはなく、経理上可能な限り必要に応じて支出されている。

(e) 教員留学に係る助成

「教員留学規程」により、原則年間 1 名に 1 年間の留学を認めており、国内では留学地までの交通費、国外では出航地までの交通費と、留学研究手当て（月額、教授と准教授 3 万円、講師 2 万円、助教 1 万円）が支給される。

(f) 地域生活科学研究所の所員の研究に係る助成

地域生活科学研究所の所員のための研究助成については、「地域生活科学研究所に関する助成費に係る内規」に基づいて支給されている。

(g) また受託研究についても、「受託研究規程」として整備されている。

(h) 研究に係る図書費については特に規程はなく、教育と研究に係る図書費は区別されていない。また大学と短大の共同利用である。平成 19(2007)年度の購入は、大学・短大を合計して 9,498,623 円（内大学のみの購入は 5,497,527 円）である。

(i) 研究紀要が毎年発行されている。投稿された原稿は、紀要編集委員会が査読者を決め、その報告を得て委員会が受理・書き直し・再査読・掲載不可を決定する。学内に適切

な分野の査読者がいないときは、学外に依頼することもある。

(j) 地域生活科学研究所も毎年所報を発行しており、またこれまでに研究成果をまとめた書籍の発行も行ってきた。

(k) その他、学術研修のために国内の大学・研究所または企業等への派遣について、「学術研修のための派遣規程内規」が設けられている。

また他大学大学院への社会人入学希望の申し出があった場合、本学の教育研究に特に大きな支障がないと判断した場合はそれを許可することとしている。平成 20 年度にはそれに該当する教員が 2 人いる。

(2) 5-3 の自己評価

学部の本務の授業時数は一部に若干多い教員がいる他は、おおむね妥当なものだと判断している。ただし、大学院の兼担と短大兼任のコマ数も含めると、図 5-3-1 よりも多い方に偏ることになるが、学部と短大の相互乗り入れによる 5-1 で述べたような教育効果のメリットが大きく、ある程度はやむをえない面がある。

また、極端にコマ数の少ない教員の大半は特別任用の専任教員（以下特任と略す）であり、雇用形態の関係である。また、一部は学長・学部長等の役職のためにコマ数を減らす配慮が行われているケースもある。逆にかなり多くなっている教員の中には、教育課程改訂に伴って一時的に 2 学年での開講が必要になったり、再履修者のための特別開講を担当しているために増えている教員もある。更に実験・実習を担当しているためコマ数が多くなっているケースもある。また、他大学との距離が大きいため非常に非常勤を得にくいと、分野によっては担当時間数が多くなっている教員もあるが、そのような場合には当該教員の了解を得ており、許容できる範囲内のバラツキである。

研究資源については、上記のようにいくつかの規程に基づいて種々助成を行っており、それらを合計すると相当程度の規模になっている。特に研究経費については、単純に個人に同額を配分するのではなく、予算委員会規程に係るものは、大学全体で必要性の強さに基づいて分配されるので、特にある年度に大きな金額が必要になった場合、他の教員からの申請が少なかったり、次年度に回すことが出来るようなものが多ければ、重点的配分を行うこともでき、効率のよい運用が出来ている。

研究紀要も紙媒体だけではなく、Web 上で html と PDF の両方で公開しており、研究所報や研究所発行の書籍も含め、できるだけ研究成果公開の体制が取れていると考えている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

若干担当が多すぎると思われる教員もあり、今後この点を改善する必要があると考えている。ただし、大学院が出来て間もない上に、学部教育課程の大きな改訂を行ったところであり、やむをえず一部教員の担当コマ数が増えている面もあり、今後、一部は自然解消したり、また新教育課程の教育効果の検証の中で、スリム化を含めた教育課程の更なる整理を進めていくことで改善できると判断している。

5-4. 教員の教育研究活動を活性化するための取り組みがなされていること

《5-4の視点》

- 5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD等の取り組みが適切になされているか。
- 5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

(1) 5-4の事実の説明（現状）

- 5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD等の取り組みが適切になされているか。
 - ・「美作大学自己点検・評価委員会規程」第8条に基づき、「FD推進委員会」が、「教育方法の改善及び開発」、「大学教育に関するセミナー、講習会及び教員研修の企画・実施」、「その他大学教育の改善」、に関する事項を審議することを目的に平成17(2005)年度に設置された。
 - ・教育環境の変化に対応すべく、各学科と教務委員会の連携の下に各学科で教育課程についての点検・評価を進め、その結果を踏まえた教育課程の改訂をとおして教育改善を行っている。
 - ・学生による授業評価のアンケート調査を年2回（前、後期）実施している。集計結果が各担当教員に伝えられ、教員はその結果を下に自らの授業の改善のための「教員による授業評価」を行い、改善に努めている。
 - ・FD委員会主催の全学研修会の実施状況は表5-4-1の通りである。

表5-4-1 FD委員会主催の全学研修会実施状況

1	平成18年9月	美作大学の教育改善事例 発表者 各学科の科長
2	平成19年3月	「変化した新入生にどう対応していくか」 講師 広島修道大学 市川太一 教授
3	平成19年9月	「金沢工業大学の修学体制 - 教育改革・初年次教育・KITポートフォリオシステム-」 講師 金沢工業大学 藤本元啓 教授

- 5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

研究の評価体制：①年1回「教育研究業績書」によるその年度の業績を調査し、各教員の研究業績を把握・評価している。②学内教員の論文誌（審査付）を年1回発行、それをWebにより外部に公開している。③教員の採用・昇任の機会に、研究の評価（論文の評価を含む）を行っている。評価の内容・基準については、5-2に述べている。

教育の評価体制：学生による授業に対するアンケート（「授業評価アンケート」）を前期末・後期末に1回ずつ実施し、評価項目ごとの結果及びその授業に対する学生の満足度を担当教員に通知している。担当教員は、アンケート結果に基づいて授業の点検・評価を行い（「教員による授業評価」）、次年度からの授業の改善に取り組んでいる。なお、平成18(2006)年度までは全授業科目について「授業評価」を実施していたが、平成19(2007)年度からは1教員当たり講義1科目、実験・実習等1科目ずつの評価に変更している。

平成 19(2007)年度末で通算 10 回目の実施であり、時間経過による評価の変化によって教員の工夫・改善の効果を知ることができる。更に、全学平均・学科平均との比較により、教員が全体の中のどの位置にいるか確認できる。また学生からの苦情等がある場合は、学科長・学部長が調査検討の上、対応を検討・実施する慣例である。

(2) 5-4の自己評価

- ・「学生による授業評価」と「教員による授業評価」との双方向の評価を実施し、学生の学習意欲を引き出す効果的でわかりやすい授業の実現に向け努力しているところであるが、組織的な取り組みは十分とは言い難い。
- ・FD 研修会は平成 18(2006)年度 2 回、平成 19(2007)年度は 1 回開催されたが回数、研修内容ともに概ね満足できる水準にある。

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

FD委員会を中心に取り組みを積極的に推進していく計画である。その主な取り組みとしては、

- ・学生の学力に応じた教授方法の改善を全学挙げて組織的に取り組む。
- ・授業参観や優れた取り組みの発表会
- ・授業評価アンケート項目の改善を継続的に図り、より効果的な授業の実現を目指す。
- ・全学研修会の充実や学外主催の研修会への教職員の参加を積極的に推進する。
- ・学生との意見交換会

などを順次進めていく計画である。

[基準5の自己評価]

本学では、大学設置基準上の必要専任教員数は十分に確保されている。年齢別構成においては、教授数の確保ということもあって、やや 50 歳代以上に偏っているという課題が生じている。今後の人事計画では、年齢構成に対するこれまで以上の配慮の下に採用人事を進める。

教員の採用・昇任については、規程が整備され、本学の教育目的・目標に沿った人事、更には公正な人事に努めている。一方、今年度新たに就任の学長の運営方針を踏まえての規程の点検・評価の実施を検討していくこととしたい。

教員の教育研究活動の支援体制については、それぞれの規程に基づいて様々な点での支援が行われていると評価している。研究助成金についても、個々の助成金額はそれ程多くないが、複数の助成金を申請できるようにしており、合計するとかなりの額の助成金となると評価している。

授業担当時間数についてはバラツキが認められるが、これは、専任教員の雇用形態の違い（常勤教員と特任教員の別）によるもの、教育課程の改正（学年配当の変更を含む）により一時的に担当時間数が増えている等がその主な理由である。ただ中には専門分野の関係上、兼担・兼任の適任者が得られず、やむを得ず担当時間数が多くなっている教員もいる。このような場合、当該教員と学科長や学部長が話し合い、本人了解の上で担当してもらう手続きを踏んでいる。

適切な FD 活動を推進するための体制は整えられている。しかし、これまでのところでは「ファカルティ・ディベロップメント委員会」が十分機能し、組織的な FD 活動が行われてきたとは言い難い。これまでの授業評価や学内外の講師による研修会等に加えて、授業参観・教員による授業改善の取り組みの発表・各学科でのそれぞれの担当授業科目の内容についての情報交換及び相互理解・本学の教育のあり方についての学生代表との懇談会等の取り組みを今年度から順次進めていく計画である。

全体的にみて、教員が適切に教育研究活動を進めていくための体制は、整備されていると評価できる。

【基準5の改善・向上方策（将来計画）】

教員の採用・昇任人事については、新学長の運営方針を基に、本学の教育目的・目標の達成という視点に立って、今年度から「教員選考規程」の点検・評価を進めていく。また、特定の専門分野の教員の授業担当時間数についての片寄りが現在以上にならないよう、採用人事については、専門分野の検討を採用選考予備会議で十分に検討することとする。

FD活動をより実りあるものとするため、FDに関する委員会を中心に教員の意識の向上の取組みに合わせて、「自己評価」の箇所で列挙した計画について更なる検討を加え、順次実施していくこととしている。

基準 6. 職員

6-1. 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

《6-1の視点》

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 6-1の事実の説明

6-1-① 必要な職員の確保、配置

職員は、専任職員 27 名、契約職員 22 名（技術員 3 名を含む）で構成されている。これらの職員以外には学生募集広報活動や学生の就職活動を支援する非常勤職員を、岡山県及び県外に 10 名配置している。また、事務補助として学生数名をボランティアやアルバイトに適宜依頼している。これらの職員の内には、各学科の専任担当職員として学科組織の業務を直接行っている者も含む。この職員組織は同一法人併設の短期大学部と業務も兼ねている。本学では小規模大学の特性を活かして、各職員は業務を進めていく上で、他の部署の職員とはもちろんであるが、直接各学科の教員と連携し対処する機会が多く、必ずしも組織にこだわらず柔軟に業務を遂行している。

この職員組織の中から各課室長は、「部科（課）長会議」の構成員として参画している。この部科（課）長会議は、①教授会に付議する事項、②大学の運営管理に議長が付議した事項を審議する機関であり、審議決定事項は各課室の職員に伝達される。

6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針

これまでのところ中長期の採用計画は定めていない。小規模の大学であり職員数は多くないが、職員の年齢層に偏りやバラツキがあり、その補充のための増員、欠員補充の場合は中途採用を行い、公募採用を原則としている。定期採用は実施していない。なお、採用人事は公募採用を原則とし、適材の確保を進めている。

採用試験は採用の都度、理事長を含む複数の試験委員を構成して実施し、その試験委員の意見を基に事務局長が原案を作成し試験委員の協議を経て任命権者である理事長が決定している。

採用・昇任の人事については、理事長を含む理事で構成する人事委員会で審議し、決定している。

昇任・異動人事は、通常新年度の人事異動で実施している。人事異動に関しては、同一法人の高等学校職員も含み異動対象となり、本人の能力、適正を勘案し、また、本人の希望も参考にし、本人の所属長と配属先の所属長に意見を求め、本学の運営上事務の円滑な執行が可能になるよう法人事務局が協議し原案を作成し、理事長が決定している。

昇任人事は、職員の業務遂行能力、勤務年等を勘案し法人事務局が原案を作成し、人事委員会で決定している。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

採用に関する規程は定めていないが、従来より職員の定期採用は行わず、退職による欠員の際の補充採用が中心であり、近年学生数が増加し、また業務が多岐多様化したため、増員の中途採用が実施されるようになった。採用は慣例的に理事長、学長、学部長、事務局長が欠員部署長と協議し、公募で採用してきている。

また、昇任・異動についても規程は定められてはいないが、昇任人事については慣例的に、業務遂行能力、年齢等を勘案し事務局長が原案を作成し、各課室の意見を調整しながら最終理事長の決裁により実施してきた。異動については、本人の希望や異動先の所属長の意見を聞きながら、適正、能力、異動配属先の年齢構成等を勘案し、事務局長が学内理事間で協議し、理事長が決定している。

いずれの場合も新年度4月実施を原則としており、年度途中で欠員が生じた場合、それに伴う異動等は弾力的に行っている。

(2) 6-1の自己評価

全体的には概ね大学業務の運営に必要な職員数は確保しているといえるが、職員の年齢構成並びに年齢層の業務遂行能力を見た場合、必ずしも均衡がとれた構成ではない。50歳以上の高年齢層が過半数を超えており、次世代を担う年齢層の職員数が手薄である。この点を是正し組織の強化を図るために、平成16年度幹部候補者を公募強化補充採用し、以後、平成18(2006)年度、平成19(2007)年度と採用活動を実施した。また、退職者の欠員を補充する場合も年齢層を意識した採用に努めているが、地理的に不利な位置にあること、待遇面の地域格差の問題もあり、採用希望年齢・能力と応募者の年齢・能力との間にはズレがあることが多い。また、適任と判断される応募者の場合、待遇面での合意に至らない場合もあり、補充採用の難しさを実感している。

また、大学運営の事務は年々複雑、多岐、雑多になり業務が多忙化し、その補助的な業務に対応するため嘱託職員を採用して対応している。しかし、嘱託職員(パート等を含む)の割合が54.2%と正職員を上回っており、正職員の比率構成上の課題がある。

また、昇任人事について現状は前述の通りであるが、従来年功序列的な昇任人事を実施してきた。これを是正するため、能力、適正を勘案するように改革してきたことは望ましいが、その能力評価、適正について十分な客観的説明のできる人事評価制度の導入が必要である。その中でも、昭和時代の女子職員採用について、新規採用は本学卒業者(ほとんどが本学園の短期大学卒業者)を採用することが多かった。一方、男子職員については中途採用が中心で、特に課長職以上の役職者は本学園の成り立ちとも関連して近隣の学校の退職教員の第二の職場として採用されて来た経緯がある。そのような本学園の歴史的な背景もあって、一般職員の年齢構成は比較的若い世代であり、また職員数も少なく職員の入替わりが少なかった。そのため、結果的に前述の昇任人事については長い間検討されずにきていた。

しかし、上述の女子職員の永年勤務者が増加してきており、評価を客観的に示し、評価に基づく処遇を行うことが課題となっている。

異動人事についても、当人の希望や適正・能力等々を勘案し、長年勤務によるマンネリ

化を防ぐためにも一部署について概ね 5～6 年を目処に異動を検討、実施しているが、組織が小さいことに起因し、且つ能力・適正を考慮すると人事の硬直化が課題である。

(3) 6-1の改善・向上方策(将来計画)

大学運営の中心的な役割を担える職員組織をめざして、その能力年齢構成が均衡するような採用活動を含んだ中・長期人事計画について来期末を目処に策定する準備を行っている。

また、採用・昇任・異動等については関連の規程の整備(「学校法事美作学園職員の採用、昇任に関する規程」)を急ぎ、9月の理事会において制定し、今年度後半からは運用できるようにする。一方、人事硬直化を防ぐための方策として人事考課評価制度を導入し、大学職員としての人材育成と組織活性化を図ることを現在検討しており、平成22(2010)年度からの運用を目指している。

次に従来年功序列型のピラミッド型の職員組織を踏襲しているが、本学のような少人数職員組織においては鍋蓋型の組織に変更し、指示命令系統の中間スタッフを削減し、実務実践を優先する職員を増加させていくことの必要性等について検討をしているところである。

6-2. 職員の資質向上のための取組みがなされていること。

《6-2の視点》

6-2-① 職員の資質向上のための研修(SD等)の取組みが適切になされているか。

(1) 6-2の事実の説明

職員資質向上のための研修(SD等)について定めた規程はなく、従前は夏季休業期間を利用した年1回程度の全職員研修と日本私立大学協会をはじめ他の外部機関主催の研修講座や能力開発講座の積極的参加が中心であった。しかし、平成19(2007)年度は、理事長・事務局長・学部長等による協議を受けて、内部の研修回数を増やして職員のみならず教員も一緒に研修を行った。内部研修並びに外部研修の実績は次の表6-2-1の通りである。

(内部研修) 表6-2-1 平成19年度職員研修の実績

開催日	内容	主催または講師	参加者	備考
6月6日(水)	「本学の学生募集状況とその課題」	本学前広報部長 鶴崎実教授	全教職員	
7月18日(水)	「退学者に関する分析結果と問題提起」	本学学生課 神谷大輔主事	全教職員	
9月6日(木)	「金沢工業大学の修学体制—教育改革・初年時教育・KITボートオリオン」	金沢工業大学 藤本元啓教授	全教職員	FD研修会として実施し職員の参加義務
9月7日(金)	「行動するということ—未来を担う大学職員へ～ブランディング戦略を通じて見えたもの～」	明治学院大学 町田明広学長室企画課長	全職員	

美作大学

(外部研修)

開催日	内容	主催または講師	参加者	備考
4月27日(金)	「労務対策講座：私学における労務管理」	私学経営研究会	宮野洋至、上原美紀	
6月5日(火)	H19年度第1回「全国就職指導フォーラム」	文部科学省	菊岡俊夫	
6月14日(木)	科学研究費		宮野洋至	
6月30日(土)	教育職員免許法事例研究会	全私大教職課程連絡協議会	阿形尚幸	
8月21～22日	「私大協会中国四国支部研修会」	私大協会中四国	神谷大輔	
8月30日	岡山県就職問題研究会	岡山県就職問題研究会	菊岡俊夫、有本貴博 有友義行	
8月28日(火)	第39回IDE大学セミナー「キャリア教育の展開」	IDE中国・四国支部	渡邊大門	
9月5～6日	「私立短大就職担当者研修会」	(財)私学研修福祉会	有本貴博	
9月8日(土)	「教職免許事務研修会」	全私大教職課程連絡協議会	土井裕子	
9月12日(水)	「科研費取扱説明会」	岡山商科大学	宮野洋至、秋山泰司 山根誉史	
9月13日～14日	私立大学図書館協会中国・四国地区研究会	私立大学図書館協会 (中四国)	杉山陽子	
9月25日(火)	各種助成金取扱説明会	(財)21世紀職業財団	上原美紀	
10月5日(金)	「図書館とNIIの集い」	国立情報科学研究所	山本久美子	
10月25日(木)	「生涯設計支援セミナー」	津山雇用労働センター	上原美紀	
11月5～6日	「寄附行為・就業規則及び諸規定の点検・整備・運用の留意点」	私学経営研究会	上原美紀	
11月14～16日	「H19年度全国学生指導研究集会」	(独)日本学生支援機構	神谷大輔	
12月11～12日	「H19年度私立短大協会学生指導担当者研修会」	日本私立短期大学協会	藤田恵子	
2月14日(木)	労務管理研修会「職場のメンタル」	岡山県労務管理協会	上原美紀	

以上、平成 19(2007)年度の内部、外部研修の実績である。一昨年度までは外部研修の参加者が、全職員を前にして口頭発表会を実施していたが、昨年度は職員が受けた外部研修の成果を小冊子にまとめた「美作大学・美作大学短期大学部 SD 研修会実施報告書」を発行した。

また、自己啓発・自己研鑽を勧めており、業務に役立つ資格を取得するよう平素より促している。その結果の一例は、雇用能力開発機構の「キャリア・コンサルタント」の資格を平成 18(2006)年度 2 人が取得しており業務に活かしており、またそれ以外の資格に挑んでいる職員が少しずつ増加してきた。

また、人事異動の他に、同じ部署内で、ジョブローテーションを実施するよう努めており、1～3 年程度のサイクルで職務分掌の見直しを実施している。これも SD 活動の一環として捉えている。

(2) 6-2 の自己評価

外部機関の業務直結型の研修講座には、各課の職員が交代で参加しており、本学が主催する研修は夏季休業中に年に 1 回の教職員研修会を実施していた。平成 18(2006)年度から教員の FD 研修会と職員の研修を分離して実施し始めたが、まだ体系的な研修講座ではない。今後ますます厳しくなる大学間競争の中で、大学職員は大学の企画・運営の専門職スタッフとして位置づけていく能力・資質が求められ、その向上のためにはどのような研修

体系を構築すればよいか大きな課題である。

(3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

職員の能力・資質の向上・開発については、OJT、OFF-JT、自己啓発を組み合わせる取り組みが必要であり、大学の人事施策の一環として方針と方向性を明確にして、中・長期計画の中に組み込む必要がある。

これからの大学の職員として必要な資質・能力の要素を考察すると同時に、本学の職員の現状(能力・資質分析)を行い、そのギャップを埋めていく研修が必要である。そのため、事務職員としては当然要求される事務処理能力、各職階・管理者層に必要な能力、企画力、プレゼン力、説得力等々の人間力など、トータルバランスのとれた研修プログラムを準備し、各職員がそれぞれ不足している能力部分を補うことのできる研修体系を、年次を追って順次整備・実施する方針である。

当面の目標は、事務処理能力に必要なパソコンスキル、各業務遂行に必要な知識・技術や自分たちの業務を取り巻く環境の理解、自己啓発を誘発するような各自のキャリアデザインの検討支援などを向こう2年以内に取り組んでいく。

6-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

《6-3の視点》

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

(1) 6-3の事実の説明(現状)

本学の教育研究支援のための事務体制については、平成20(2008)年5月1日現在で大学事務局に総務経理部(総務課、経理課を所掌)、教務部(教務課及び入試係)、学生部(学生課、スポーツセンター、ボランティアセンター)、就職部(就職支援室)、広報部(学生募集広報室、広報室)、附属図書館に分かれそれぞれの職掌に応じて教育研究支援を行っている。なお、上記学生部の学生課は、学生支援室・学生相談室・保健室及び学生寮を所掌している。

また、児童学科、福祉のまちづくり学科には学科長配下に専属の職員を配置し、学科教員研究室の付近に事務室を備え、学科の教育活動に機動的に対応するスタッフとして機能している。食物学科の場合は、学科の教育研究の性質上、助手4人と教務職員1人を配置し、実験・実習の補助に加え、学科の事務的な業務に当たっている。

この職員組織の中で各課・室長は、①教授会に付議する事項、②大学の運営管理に議長が付議した事項を審議する「部科(課)長会議」の構成員であり、審議決定事項は各課室の職員に伝達される。

教授会の下部組織である各種委員会(教務委員会、学生委員会、入試委員会、就職委員会、他)や大学院の研究科委員会は事務職員も構成員又幹事として加わり、審議は事務局からの意見も積極的に採り入れられ、教育研究支援及び学生生活支援等のために円滑な大学の運営が行われている。

また、事務職の課・室長職の上に教員の部長(学生部、教務部、就職部)を配属しており、これが教員と職員との間の業務の円滑な協働体制の調整的役割を果たしている。

(2) 6-3の自己評価

本学の事務局体制の基本理念は学生の支援と教育研究支援を掲げて、それを最優先させるよう体制を築いてきた。

多くの重要業務・行事については、それが1部署の所掌するものであっても、組織の枠を超えて他の部署の職員も協同してその遂行に当たるといった機動性を持たせている。

他面、現在の大学を取り巻く社会環境の急激な変化に柔軟に対応できているとは必ずしも言い難い面があるが、職員のSDと関連させ、各部署間の共同と機に応じた柔軟な変化ができる事務体制の構築が急がれる。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

教育研究支援の事務体制は現実の多岐多様な複雑な変化にも適応できる職員の緻密なSD活動と、事務組織の臨機的な組み替えや人員配置等、更には各部署間の緊密な協同等の柔軟な対応が必要となる。本学の場合は、小規模大学で事務スタッフの人員資源に限界があり、それだけに少数精鋭を謳い文句にSD活動の緻密な推進と共に、小規模大学ならではの特性を踏まえ、これまで以上の各部署間の協同による取り組みが展開できるよう、職員の意識改革と事務体制の構築を現在検討しているところである。

[基準6の自己評価]

大学の目的を達成するために、本学の事務組織については概ね必要な体制が整備されていると言える。しかし、平成3年の大学設置基準の大綱化以降、社会情勢の著しい変化の中で、特に大学を取り巻く環境の変化は激しく、手をこまねいておれば存続危機に立たされる。この変化に対応するためには、大学職員がその運営スタッフであることを自覚し、その能力開発と資質向上に弛まぬ努力が必要である。

本学では未だそのための精神的準備はともかく、実行としてSD活動等は十分とはいえず、その体制整備が早急な課題である。

特に大学改組を実施した平成12(2000)年度以降は教員、職員の入れ替わりの頻度が増して、従来は本学の慣習・慣例として行われていた教職員間のルールが不明瞭になってきている。このような学内の状況の変化、大学を取り巻く社会の状況の変化に対応した規程等の整備と、その結果の周知に課題を残している。

[基準6の改善・向上方策]

時代の変化に対応した事務組織の改革とその構成員である事務職員の資質・能力の向上、開発を支援するSD研修の体系を中期・長期目標の一つとして今年度から取り上げ、できるところから順次実行していくことが先決である。

そのためには職員のキャリアデザインの希望に応じて職掌を専門職、総合職と一般職とに類型化・分離し、各々個人に応じたSD活動を組織的に進める必要がある。

いずれにせよ職員の能力・資質の向上・開発が本学にとって最優先課題である。

基準 7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1の視点》

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

(1) 7-1の事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

本学の目的は、「学校法人美作学園寄附行為」ならびに「美作大学学則」に定められており、「豊かな情操と知性を育むことにより、人としての道を培い、一人の自立した人間として国際的な視野から社会に貢献できる、自由で創造的な人格の育成を目的」とし、教育力の向上に組織的に取り組み、「地域社会の発展に貢献できる専門的職業人を養成」を実現することである。そのために理事会以下、大学事務局等を組織し教員組織と協働、連携して業務を遂行している。

本学園の理事は11人で、内学内理事は6人で、併設の短期大学部同窓会から1人、高等学校同窓会役員を1人含んでいる。また、監事は4人で、うち1人は本学職員OB、2人は同窓会長、他の1人は近隣の市長がその役を担っている。監事とは別に公認会計士による財務監査を年2回実施している。

本学園の定例理事会は年3回（5月、11月、3月）開催され、必要に応じ臨時の理事会が招集される。昨年度は1回、7月に臨時の理事会を開催した。理事会の審議事項は、次の表7-1-1の通りである。

表 7-1-1 理事会の審議事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用の財産中の不動産及び積立金の処分 ② 事業計画 ③ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ④ 寄附行為の変更 ⑤ 学部・学科の設置、改組、廃止 ⑥ 学費の改定 ⑦ 学則の変更 ⑧ 合併 ⑨ 目的たる事業の成功不能による解散 ⑩ 寄付金品の募集に関する事項 ⑪ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの |
|---|

評議員会は、理事会と同日開催を慣例としており、理事会からの諮問事項は、予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用の財産中の不動産及び積立金の処分、事業計画、予算

外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功不能による解散、寄付金品の募集に関する事項、その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの等、である。

また、平成 20(2008)年度から大学では理事長を含み、学長以下、学部長、事務局長、総務経理部長、理事長が示した者を含み「美作大学経営会議」を組織し、管理運営上の課題・問題を協議し、あるいは情報交換・伝達の間として経常業務の意志決定機関と位置づけた（これまで慣行的に行ってきた会議について、平成 20 年度から規程に基づく正式な機関とした）。

次に教学組織の教授会については美作大学学則第 39 条、40 条に規定され、その運営については「美作大学教授会運営規程」に定められている。定例教授会は 4 月、7 月、9 月、10 月、11 月、12 月、2 月、3 月に開催されるが、それ以外にも学長が必要と認めた場合、必要に応じて臨時教授会が開催されている（平成 19(2007)年度は臨時教授会も含め計 12 回開催）。教授会の構成員は学長、専任教授・准教授で、必要に応じて職員を参加させている。教授会の審議事項は次の通りで、学則に規定されている。

- ① 学科及び教育課程に関する事項
- ② 教員の資格及び任免に関する事項
- ③ 教育及び研究に関する事項
- ④ 学生の入学・休学・復学・退学・転学科・転学及び除籍に関する事項
- ⑤ 学生の試験及び卒業に関する事項
- ⑥ 学生の褒賞及び懲戒に関する事項
- ⑦ 学生の厚生・補導に関する事項
- ⑧ その他必要と認めた事項

教授会の下部組織として、教務委員会、就職委員会、入試委員会、学生募集委員会など、各種委員会が構成され、教育研究及び学生支援の充実へ向けた企画、運営に当たっている。

また、教員、事務職員の役職者で構成する部科（課）長会議を設置し、教授会に付議する事項や大学の管理運営に関する事項を協議し、大学の全般的な業務の連絡調整機関として機能している。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

「学校法人美作学園寄附行為」において役員等の選任を規定しており、第 6 条で理事の選任、第 7 条で監事の選任について、また第 22 条において評議員の選任について規定している。

理事、監事の定数は寄附行為第 5 条に、理事は 6 人以上 13 人以内と、監事は 3 人又は 4 人と規定しており、平成 20(2008)年 5 月現在で理事は 11 人、監事は 4 人である。その選出内訳は、第 6 条第 1 項第 1 号理事「校長」が 1 人、同第 2 号理事「評議員の互選」が 5 人、同第三号理事「理事会において理事総数の過半数の議決により選任するもの」が 5 人である。監事の選任は「理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任」しており、4 人のうち 1 人は本学同窓会長が慣例的にその任を担っている。

理事会に専門委員会を設置し、現在、「人事委員会」（7 人）と「財務委員会」（6 人）が

あり、2つの委員会は理事会、評議員会の事前調整機関として機能している。

評議員については寄附行為第18条に規定され、定数は27人以上31人以内としており、平成20(2008)年5月現在で評議員数は27人である。その選任については同22条で規定し、同条第1項第1号「この法人の職員のうちから理事会において理事総数の過半数の議決により選任」された者が6人、同第2号「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上、理事総数の過半数の議決により選任」された者6人、同第3号「理事の互選」による者5人、同第4号「この法人に関係ある学識経験者の中から第1号・第2号・第3号の規定により選任された評議員の過半数の議決」による者10人から構成されている。評議員の任期は2年となっている。

また顧問について寄附行為第41条第2項に「評議員の意見を聞いて理事会で推薦」された者を置くことができるとしているが、平成20(2008)年5月現在、前任の理事長を顧問としている。

学長の選任は「美作大学学長選考規程」に規定しており、まず学長候補者を選考するために、理事長がその規程に基づいて委嘱した委員で「学長候補者選考委員会」を組織し、学長候補者の選考を行い、候補者について教授会の議を経て理事会の承認を経て理事長が任命する。学長の任期は4年で再任を妨げないが再任の任期は2年で再任2回を限度とする。

学部長の選任は「美作大学学部長選任規程」に定められており、学長の推薦に基づき教授会の議を経て理事長が任命する。学部長の任期は2年とし重任は妨げないが、引き続き6年を越えることはできない。

教員の採用及び昇任については「美作大学教員選考規程」に定められている。まず、採用人事は当該規程により指定された役職者による「採用選考予備会議」を組織し、採用要件を協議し、その結果を教授会に報告する。

また、昇任人事は、「昇任候補者選考会議」を設置し、昇任候補者の資格等条件を協議し、教授会に報告し、承認を得る。教授会は上述の採用又は昇任候補者の審査を行うために教員審査委員3人を任命、審査員は審査結果を教授会に報告する。教授会はその報告に基づき審議を行い承認し、その結果について理事長の承認を得る。

(2) 7-1の自己評価

本学園の理事会、評議員会、教授会の運営は民主的に運営されていると言える。小規模な大学故に、理事会、評議員会の意思は、その構成員である学長、学部長、事務局長、総務経理部長を中心に教職員の相互の連携・コミュニケーションに反映されており、主要な各種会議・委員会の意見、協議内容についても学長、学部長、事務局長、総務経理部長がその各種委員会の構成員をなしており、管理部門と教学部門、事務部門との連携が図れている。

(3) 7-1の改善・向上方策(将来計画)

本学園の理事会、評議員会の運営や教授会とその下部組織の各種委員会等は、相互に連携が図れており、また民主的な運営が行われている。しかし、18歳人口の急激な減少と、大学・教育界をとりまく社会の目まぐるしい変化に付随して数々の課題、問題が浮上して

きており、これらに適切に対応するためには迅速な決断が必要である。そのためには管理運営組織と教学組織、事務組織のさらなる有機的な連携と問題解決のための適格な意思決定を行う体制を整備することが急務との判断から、今年度から「大学経営会議」の規程を整備し、原則毎週会議を開いて各種の懸案事項について協議することとした。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-2の視点》

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1) 7-2の事実の説明（現状）

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

理事会の構成員として、平成20(2008)年5月現在では学長、学部長、教授1人（前学部長）ならびに大学事務局長、総務経理部長が加わり、また評議員は、学長、学部長、教授2人（前学部長と元食物学科長）、及び事務局長、総務経理部長、総務課長が学内の教職員から構成されている。それぞれの審議機関に属さない日常の学事運営上の実質意志決定機関、情報交換機関として「大学経営会議」を設置し、理事長、学長、学部長、事務局長、総務経理部長及び、理事長の指名した者で構成し、平成20年度より毎週1回会議を実施している。

また、教授会には事務局職員側から、事務局長、総務経理部長、教務課長、総務課長が出席しており、更に前述の部科（課）長会議のメンバーは学長、学部長、各学科長及び専攻主任、図書館長と事務職側からは事務局長、総務経理部長と各課・室長が構成員であり、管理部門と教学部門が連携して課題について協議し、協議結果を案として教授会に諮るようになっている。加えて、毎月1回、学長以下選任の教職員全員による職員会議を開催し、教職員間の行事や協働で実施する業務の確認、諸連絡等を実施している。

(2) 7-2の自己評価

教育学問分野においては、理事会は学長、学部長等の大学理事にその権限を委ねており、教授会が教学上での重要な意思決定機関として機能している。大規模大学の大組織とは違って、本学は小規模キャンパスの小規模大学であり、管理部門のトップと教学部門のトップと各教職員との間に日常的に頻繁な接触があり、意志の疎通が図りやすく、管理部門と教学部門の連携は適正である。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

現在の管理部門と教学部門は民主的に運営され、小規模大学の特性を活かして、人員、組織が小さいだけに臨機応変、機動的に対応している。今後は更に「大学経営会議」を軸に組織の活性化を図り、「教職員全員が大学を創っていく」意識を共有する組織を目指していく。

7-3. 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

《7-3の視点》

7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取り組みがなされているか。

7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

(1) 7-3の事実の説明（現状）

7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等のとりくみがなされているか。

美作大学学則第1条の2第2項に基づいて自己点検・評価委員規程が施行されたのは、平成7(1995)年4月であるが、本学の自己点検・評価活動はその前年、平成6(1994)年9月7日の「美作女子大学・美作女子大学短期大学部自己点検・評価委員会」の発足により始まっている。発足当時は学内の各種委員会を通して当面の諸課題について点検・評価が行われ、平成10(1998)年9月から自己点検・評価の総括報告書の作成に着手し、平成11年3月に大学・短期大学部共同で「大学の現状と課題 -1998年度自己点検・評価報告書-」にまとめ公表した。

その後も継続的に自己点検・評価を進め、その結果について平成14(2002)年4月から報告書にまとめる作業に着手し、平成15(2003)年3月に刊行した。2002年度「自己点検・評価報告書」で本学の課題がより明確にされ、この中で本学は、平成11(1999)年度4月以降、数々の大学改組を進め、その成果は徐々に現れ、「食と子どもと福祉と建築」をキーワードに、地域社会や高校生のニーズに対応した教育研究体制の整備を進めてきた。そして、その中で課題として指摘の教育研究の高度化、それと連携した地域貢献の推進については、美作大学技術交流プラザ・地域生活科学研究所の設置、平成17(2005)年からの大学院の設置・充実、更にはボランティアセンターの設置という形で充実・実現を図ってきている。

なお、平成19年度には同一キャンパス内の美作大学短期大学部の自己点検・評価結果について、「短期大学基準協会」による第三者評価を受けたことを付言しておく。

また、学生による授業評価は平成14(2002)年に初めて実施し、以降前期定期試験直前と後期定期試験直前に実施、またその結果を踏まえた教員自身による授業評価も含め実施してきた。その結果は各教員にフィードバックされて授業改善に役立てている。全体の結果は掲示で公表している。

7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

本学の自己点検・評価活動の結果をまとめ最初に冊子にしたのは、平成11(1999)年3月、大学及び併設の短期大学部と共同で「大学の現状と課題 -1998年度自己点検・評価報告書-」をまとめ、教職員全員に配付し、改善課題の材料として学内整備を進めてきた。また他大学、関係諸方面に送付し、公表した。2回目の報告書は平成14(2002)年度の「自己点検・評価報告書」にまとめ、これもまた他大学、関係諸方面に冊子を送付し公表とした。その評価結果を受けて、上述のまとめの通り、本学の教育改革等を逐次遂行し、実現して

いるところである。

(2) 7-3の自己評価

平成 11・14 年度の自己点検・評価活動の結果は上述のように冊子にまとめ、関係者及び機関に配付することで公表してきたが、ホームページには掲載されていない。なお、平成 19 年度の短期大学部の報告書はホームページで掲載を行った。また当然のことであるが、本報告書については、ホームページ等の媒体により公表する。

自己点検・評価活動の実施結果に基づいて、理事長及び学長のリーダーシップの下、その課題等の解決と本学の強みの一層の伸張を図るよう取り組んでいる。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

定期的な自己点検・評価活動を実施するための中・長期計画を策定する必要がある。また毎年、特定の項目を定めて自己点検・評価活動を実施し、学生の満足度が向上し、本学の教育目標が達成されるように努める。そのためには、教職員全員が、まずもって「自らを自己点検・評価する意識」を共有し、大学の改善発展の推進力となるよう意識改革を進めていく必要がある。

また、今後は自己点検・評価活動の結果をホームページ等の媒体で公表し、広く周知を図る。

[基準7の自己評価]

大学の管理運営方針とその体制については、理事会と教授会には学長をはじめ5人の教職員が参画し、その意思決定の過程に関与しており、管理部門と、教学部門の連携が図れている。また、管理運営に関わる役員の選考は寄附行為に従って適切に行われている。監事については、公認会計士の監査報告会に同席し、公認会計士との連携も図っている。業務監査については理事会に出席し、学長・学部長、その他の理事の報告等に対して自由に質問や意見が言える体制ができている。

自己点検・評価活動は自己点検・評価委員会を中心にして、毎年実施し、課題の解決・長所の更なる伸張に取り組んでいる。

[基準7の改善・向上の方策]

理事会、教授会の意思決定は民主的に実施されているが、小規模、少人数の故に人員が恒常化されるため、社会の急速な変化に対応するためには、視点の変化が必要であり、一定人数の定期的入れ替えの策も必要である。

大学の健全経営、適正経営を厳しく求められており、理事・役員等の自己研鑽、外部研修の実施が必要である。まず前年度より監事の外部研修を始めており、順次研修を実施する計画である。

自己点検・評価の結果についてはそれを真摯に受け止め、課題の解決、長所の更なる伸長に努めている。評価結果の公表についてはこれまで紙媒体による公表にとどまっていたが、今回の第三者評価に向けた『報告書』について、評価結果が判明した後、当然ではあるが大学のホームページに掲載し、広く公表する。

基準 8. 財務

8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適正に会計処理がなされていること。

《8-1の視点》

- 8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。
- 8-1-② 適切な会計処理がなされているか。
- 8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

(1) 8-1の事実の説明（現状）

- 8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

本学園は、平成14(2002)年以降学園教育環境整備のため、大学本館（教室・多目的ホールを含む）の新築、体育館新築建替え、同一法人の高校校舎増築、高校男子寮建替え等を行いつつ、老朽化した大学の給水設備あるいは、実習教室の設備のリニューアルも自己資金で実施してきた。

本学の財政基盤の現状は、良好な状態にあるが、中・長期的に是正すべき問題は、収支のバランスをとるために、毎年増加傾向にある人件費並びに施設設備に関わる維持費（保守費、修繕費、光熱水費等）、諸経費の抑制をしていく必要がある。

- 8-1-② 適切な会計処理がなされているか。

本学園は「学校法人会計基準」及び「学校法人美作学園経理規程」等に基づき会計処理を行い、教育研究活動が円滑かつ効率的に行われているかを判断するための資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表等の計算書類を作成している。事務処理については、大部分をコンピュータ処理しており、精度が高く正確なものである。

会計処理上の不明確事項等は、公認会計士と相談して処理している。

予算編成については、「大学経営会議」で検討された来年度の重点項目を基に、来年度予算編成方針が、各学科及び事務系各課・各室に示される。各学科・各課・各室は予算編成方針にもとづき事業計画を策定し、予算要求書を提出し、事務局長及び経理担当者との折衝の上で修正が加えられ、予算要求額が決定する。又、各教員の教育用あるいは研究用の機器・備品の予算要求については、予算要求書にもとづき、「予算委員会（各学科長、事務局長、総務経理部長）」で検討され予算要求額が決定する。

人事の決定の後、経理課により、それぞれの要求予算を積み上げ集計し、学園経営上の判断により調整を加えて、評議員会・理事会に付議し承認を得て成立する。

決定した予算は、各所属長に通知され、各所属長より担当者に伝達される。

予算執行に当たっては、予算化されたすべての案件について各担当から、提出される起案書（予算執行伺書）を、総務経理部長・事務局長・理事長により決裁されたのち執行される。

機器・備品・消耗品等の購入については、「学校法人美作学園物品等購入実施規程」によ

り実施している。

2万円未満の消耗品等に属するもの、機器・備品に属するものについては、「消耗品等購入伺書」を購入希望者が学科長（課長）経由で経理課に提出し、経理課長の決裁で執行される。

2万円以上の予算委員会で承認済みの機器・備品の購入に関しては、「機器・備品購入稟議票」を購入希望者が、学科長・学部長・学長経由で提出し、総務経理部長・事務局長・理事長の決裁ののち執行される。

予算申請がなされていないが特別な事情により購入が必要となったものについては、購入希望者が「起案書（物品購入伺書）」を所属長経由で提出し、事務局長・理事長の決裁を受けた後、「物品購入稟議票（起案書コピー添付）」を提出し、総務経理部長・事務局長の決裁の後執行される。

8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

会計監査については、「学校法人会計基準」に従った会計監査が公認会計士及び法人役員の監事により適切に行われている。

公認会計士の監査は、毎年、期末監査(5月)及び中間監査(11月または12月)をそれぞれ3日から4日受けている。その内容は、主に計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表)と、それらに関連する証票書類について行われる会計監査が中心である。

これに対し、法人役員である監事の監査は、財産状況に関する監査に加え、業務監査も行われている。主な監査は、5月に行われる期末監査と11月頃の中間監査であるが、それ以外にも監事は理事会、評議員会に毎回出席することによって、理事等から報告を受け、本学園の業務状況、財政状況、理事の業務執行状況等の運営全般について実態を把握し、意見を述べている。

公認会計士の監査講評時には監事も同席し、問題点があれば意見を述べ合い連携を図っている。

(2) 8-1の自己評価

本学園の経営の特徴は、実質的な借入金が無いことである。今後も健全な財務体質を維持し、財政基盤を強化していく為には、大きな力となる。

本学の消費収支計算書関係比率に関しては、全国平均よりおおむね良好であり、消費支出比率は、過去5年80%前後を推移し、教育研究経費比率も全国平均とほぼ同水準で推移しているので、教育研究目的を達成するために必要な経費の確保は出来ている。財政上の大きな問題はなく、収入と支出のバランスのとれた財務運営がなされている。

貸借対照表関連比率については、負債関連比率がいずれも全国平均より低く、又負債の大部分は経常的な退職給与引当金、未払金、前受金、預り金等限られたものであり、本学園が、借入金に依存しない、堅実な財務運営をしてきたことで、健全な財政状況である。

会計処理については、実務処理上の不明確な事項は、その都度、公認会計士に確認をしているので、適切な会計処理が出来ている。公認会計士の監査は、中間監査、期末監査の

際に大幅な修正処理をもとめられることはなく、監査が行われている。また監事の監査も公認会計士の監査と連携して適性に実施されている。

(3) 8-1の改善・向上方策（将来計画）

学園の運営は、健全な財政の確立と同時に教育研究活動の充実・強化を図ることが必要である。健全な財政を確立するためには、学生生徒数の安定的確保が非常に重要である。教職員一丸となって学生募集に当たっているところである。

支出については、経費の削減はもちろんであるが、最も大きな比重を占めている人件費は、人員の適正配置を考慮しつつ総額人件費枠を検討する必要がある。

また、「学園財政改革委員会」を平成 19(2007)年 6 月より立ち上げ、外部コンサルタントを招き、平成 27(2017)年の学園創設 100 周年に向けての学園整備計画にいたる課題を検討している。

8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

《8-2の視点》

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

(1) 8-2の事実の説明（現状）

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

私立学校法第 47 条第 2 項の規定により、「学校法人美作学園 財務情報の公開に関する規程」を定め、平成 17(2005)年 6 月 1 日より、本学園の事業の概要及び資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録等の計算書類等を事務局に備え付けて、本学園の利害関係者からの要望があれば、閲覧に供することとしている。

更に、本学園の事業の概要及び財務の状況等を、広く理解していただくために、平成 18(2006)年 11 月より本学のホームページに公開を行っている。

(2) 8-2の自己評価

財務情報（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録等）のみならず、本学園の事業の概要等も、ホームページに公開している、公共性のある学校法人として、説明責任を果たしている。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

公共性を有する学校法人としての更なる説明責任を果たすために、ホームページの公開に関して、一般の理解が得られるように、解説を挿入する等の工夫、改善して分かりやすくしたい。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

《8-3の視点》

8-3-① 教育研究を充実させるために、外部資金の導入（寄付金、受託事業、収益、事業、資産運用等）の努力がなされているか。

(1) 8-3の事実の説明(現状)

8-3-① 教育研究を充実させるために、外部資金の導入(寄付金、受託事業、収益、事業、資産運用等)の努力がなされているか。

本学園の創設は、女子高校・女子短大・女子大学であり、共学後の歴史も浅く、卒業生の大多数が女性であり寄付金募集の成果が低いため、現在行っていない。ただ、周年行事、正門整備等には、同窓会より寄附を頂いている。

決算上に表記されている寄付金は、大部分が父兄の大学後援会・短大後援会からの学生の活動に対する支援金的なものであり、極僅かであるが、卒業時の一口1万円の篤志寄付が含まれている。

科学研究費、外部研究資金(受託事業を含む)については、下表8-3-1に示すように、採択件数、金額とも少ないのが現状である。

表8-3-1 外部資金(実績)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費	4件	440万円	3件	270万円	3件	460万円	3件	495万円
外部研究資金 (受託事業含)	2件	238万円	4件	725万円	3件	222万円	4件	219万円

特別補助金については、経理課職員を中心として、チームを結成し、教職員手分けをして申請事務を行っている。

(2) 8-3の自己評価

本学園の経営基盤の強化、充実するためには、外部資金の導入が、非常に重要であるが、現状では、十分な収入が得られていない。

科学研究費、受託事業等は件数も金額も非常に少なく、更に一層の努力が望まれる。

(3) 8-3の改善・向上方策(将来計画)

本学園の資金等の保有については、安全性を最優先とするため、現在は銀行預金に限っている。有価証券での運用は現在全く行っていないし、理事会、理事長の決裁事項となっている。老朽化した施設もあり、学園規模が比較的小さく、保有資金量を考えると、長期に運用していく資金を保有することは、「選択と集中」で臨機応変に対応することになじまない。しかしながら今後多様な収入の獲得を考えたとき、安全かつ有利な運用を検討してみる必要もある。

平成27(2015)年の学園創設100周年にむけての募金活動を平成22(2010)年から活動できるよう委員会を立ち上げて取り組む予定である。

科学研究費については、1人でも多くの教員が獲得できるように、周知を徹底して、啓蒙していかなければならない。特に文科系を専門領域とする教員にも応募を徹底したい。

また、採択制の特別補助金については、担当者だけでなく、衆知を結集してプロジェクトチームで対応していかなければならない。

[基準8の自己評価]

本学園の財務状況は、消費収支計算書関係比率、貸借対照表関係比率から判断して、良好な状況である。特に実質的な借入金無く、健全な財務体質である。

本大学は地方の小規模校なので、臨機応変な対応が必要なため、資金の保有は銀行預金に限っていたが、現在検討中の学園創設100周年に向けての、学園施設整備計画の優先順位に基づく中長期財政計画が確定すれば、それに合わせた資金運用計画が策定できる。

[基準8の改善・向上方策（将来計画）]

収入の大部分を占める、学生生徒等納付金収入の安定的確保の基となる、学生募集が最重要課題である。全教職員が、一丸となって対策を考え、行動しているところである。

本学園は、平成27(2015)年に創設100周年を迎えるに当たり、100周年に向けて、学園施設整備計画を策定し、学園施設整備に基づき中長期財政計画を策定中である。

学園施設整備計画を遂行するための、財政改革委員会を平成19(2007)年立ち上げ、収入の増加策、支出の削減策の検討をするなかで、総額人件費枠の設定も視野に入れて現在検討をしている。

基準 9. 教育研究環境

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

《9-1の視点》

- 9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。
- 9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

(1) 9-1の事実の説明（現状）

本学は、岡山県北部の人口約 11 万人の小都市津山市に位置している。津山市は江戸時代から著名な蘭学者を輩出した教育学問の歴史をもつ都市であり、現在も本学及び同一法人の短期大学の他、高専と高等学校が 6 校ある文化都市である。本学の周囲は閑静な住宅街であり、勉学そして学生生活に適した環境にある。

校地・校舎は、『報告書・データ編』の表 9-1 に示すとおり大学設置基準を十分満たしている。運動場は、全天候型 3 コースの 400m トラックを持ち、フィールド内は全面芝生張りになっている。体育館は、メインアリーナとサブアリーナ及びトレーニングルームを持っている。メインアリーナとサブアリーナの授業での使用率は 6 割前後で高い使用率となっている。トレーニングルームでは、機器を使った筋力トレーニングができ、学生に開放すると共に、教育に支障のない範囲で地域の社会人にも解放されている。

校舎は 6 棟であり、短期大学部と共用している。教室は、講義・演習室 20 室、演習室 4 室、実験・実習室 12 室、音楽室・工作室などの特別教室が 7 室、情報処理室が 5 室である。その他に様々な用途に対応できるよう多目的ホールも 1 室備えている。

講義・演習室の収容人数は、45～100 人が 13 教室、100 人以上が 7 教室で、比較的小規模の教室が多い。講義・演習室の授業での使用率は、ほとんどが 50% 以上であり、半数以上の 12 教室が 60% 以上、中には 9 割に達する教室もある。このために、授業時間割において教室の割り当てに困難を生じる場合があった。このような事態に対処するため、年次計画で、平成 18(2006)年度までに講義・演習室の全てに教材提示装置を設置し、どの教室でも同じ機器を使えるようにした。食物学科の調理実習室・化学実験室は、栄養士法の基準を満たし、安全性や衛生面も含めて、保守・管理を行っている。また、調理実習室は設備・器具の設置によって手狭になっているが、作業に支障がないように配慮している。ピアノレッスン室（6 室）は、おもに児童学科の学生の器楽の授業に使用し、授業以外の時間は学生が自由に利用できる。この他に、学生が自由に練習できるピアノ練習室 44 室（大学・短大共用）を設けている。

情報処理教育施設として、7 教室（5 教室は情報処理教室、2 教室は情報機器を備えた栄養指導等の演習室）について情報処理教育センターが保守・管理を行っている。そのうち、4 室は授業に使用されない時には自習室として学生が自由に利用できる。土日祝日や長期休業期間は 1 室が専用自習室として開放されている。学内無線 Lan も整備され、情報処理

教室外からも Web にアクセスできる。

学生自習室は、学生の休憩と学習ができるように、学生ホールに 152 席、ジュネスホールに 100 席を配置している。また、学生ホールとジュネスホールには、ノートパソコンでの学習がしやすいように、電源・無線 Lan を整備している。学生自習室の他に、学生は授業のない講義室を利用することもできる。長期休暇中も学生ホール等に加え、一部の教室を開放する。

以上の教室の管理については、教務課と総務課で協力して行っている。正課以外に学生が施設を利用できる時間は平日の 7 時から 21 時まで（卒論研究等のため特に必要と認められた場合 23 時まで）であり、時間外に使用する場合は、学生課に申請し、許可を得ることになっている。

図書館は併設の短期大学部と共用であるが、蔵書数約 14 万冊、学術雑誌約 200 種類、そして閲覧室等の座席数 120 席である。蔵書数と学術雑誌は本学の規模から考えて、一定の水準に達している。閲覧室等の座席数は、1 日の利用者数は平均約 100 人に対して一応充足していると言える。また、数名の学生がグループで学習できるグループ学習室も 2 室設けている。

図書館には、常設の図書検索用端末が 1 階閲覧室に 2 台と館内貸出用のノートパソコンが 6 台ある。蔵書の購入・整備は、「図書館資料収集規程」に従って行っている。図書の購入は、教職員や学生から申請があった図書、シラバスに記載があった参考文献図書を中心に行い、その他必要と思われる図書の選定は司書が中心に行っている。図書館の利用時間は、平日は 8 時 30 分から 19 時 30 分まで、土曜日は 13 時から 17 時までを部分開館している。また、定期試験期間中は日曜日の開館も行っている。長期休暇中の開館は、平日は 8 時 30 分から 17 時までであり、土曜日は開館していない。

図書館の横断検索システムは、県立図書館等県内の公的図書館と蔵書の情報検索・貸借ができるようにしている。平成 19(2007)年からは、津山市立図書館との図書館利用に関する相互協力協定を、そして今年度からは高専も加えた三者間の相互協力協定を結び、図書の貸借を相互に提供できるサービスを開始した。

学生生活を支援する施設として、学生食堂と購買及びバーベキューコーナーがある。学生食堂は 160 席が用意され、11 時～19 時（14 時～15 時休憩）の営業である。購買は学生ホール内にあり、8 時 30 分～17 時 30 分の営業である。また、中庭にバーベキューコーナーを設けており、シーズンの 5 月～10 月にかけてはクラブや同好会、1 年次セミナー、ゼミ、クラス単位などでほとんど毎日利用され、学生同士、学生と教職員との親睦に大いに役立っている。

（2）9－1 の自己評価

大学の改革に伴って、事務局を中心に施設を整備してきた。それでも、学生数の増加や教育課程の拡大によって、教室の使用率が高くなった。これに対応して、講義・演習室の設備を整備した。しかし、機器の設置時期の違いによって操作方法の違いが生じている。現在は操作説明書を整備して、対応している。また、古くなった機器の保守も行っている。授業の過密については、平成 20(2008)年度に行われた教育課程の改定で授業科目を整理した。

情報教育施設は、大学に必要なものとして一定の水準にある。しかし、施設の開放性が高いため、盗難などのセキュリティ面での対策が必要である。また、夜間や土日祝日には保守を担当する職員が不在になるため、機器故障等が発生した場合には翌日の対応とならざるを得ない。

学生自習室の座席数は、学生数に比べて少なくなっている。学生自習室は十分に用意できていないので、教室の開放や利用が少ない時間帯の食堂の活用で対応している。しかし、教室の授業での使用率も高いので、根本的な解決になっていない。

図書館は学生収容定員に対し一定の水準にあると考える。しかし、閲覧室の座席数は在籍学生数の増加に対して若干不足している。電子ジャーナルやオンラインデータベースの導入は、これまでのところ予算のこともあり行われていない。図書館の開館延長は、セキュリティ確保に必要な人件費のこともあり、利用者の要望に十分には応えているとは言い難い。一方、津山市立図書館との相互協力は、主に市立図書館の貸出図書を大学図書館で返却できるサービスなどによって利用者に望ましい改善となっており、今年度から高専も加わったことで一層の利便性を期待できる。

(3) 9-1の改善・向上方策(将来計画)

教室の使用率が高くなっていることに対して、これまでは教室設備の整備で対応してきた。当面は、教育課程の整理や座席の増設を進めている。また、特別教室への教材提示装置の設置や、古くなった機器の更新も年次を追って進めていく計画である。教室の増設については、急激な18歳人口の減少による学生数の予測を行いながら、慎重に検討していくこととしている。

情報処理教育施設は、セキュリティチェーンや監視カメラ等の導入を順次実施する予定である。自習室の設定は教室の設備内容や利用状況を勘案し、随時柔軟に対応している。夜間・土日祝日のサポート体制については必ずしも十分とは言い難いが、本学の規模、そしてそれに係る経費等からして、可能な限りのサポートを行っている。

図書館は蔵書の保管スペースが不足しているので、増築や蔵書の整理が必要である。当面は外部図書館との連携や、蔵書について新規購入図書に合わせて必要度の低いものについて整理し、スペースを確保することを今後とも進めていく。

公立図書館との連携は、平成20(2008)年度より岡山県図書館横断検索システムならびに相互貸借システムへの参加を実施した。それらの利用促進のために、図書検索用パソコンを更に3台追加設置予定である。電子ジャーナルやオンラインデータベースの導入は、今後、予算的なことも勘案しながら図書館運営委員会を中心に慎重に検討を重ねて行く計画である。

9-2. 施設設備の安全性が確保され、かつ、快適なアメニティとしての教育研究環境が整備されていること。

《9-2の視点》

9-2-① 施設設備の安全性が確保されているか。

9-2-② 教育研究目的を達成するための、快適な教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

(1) 9-2の事実の説明(現状)

教室の保守については、定期的に点検を行い、不備があれば教務課との連携の下に総務課で対応している。校舎内は学生は禁煙であり、屋外の特定の場所での喫煙しか認められていない。校務員3人により、校舎内の廊下の清掃、校舎外の清掃を日常的に行っている。また、教室の清掃は毎週土曜日に学生アルバイトによって実施している。トイレの清掃は外部委託業者により毎日行っている。その他に、学期末には学生たちによる大掃除、更に年3回外部委託業者による大掃除を実施し、快適な環境の保持に努めている。

防火対策は、各室に煙熱感知器を備え、消火器、屋内消火栓、防火シャッターを設置している。これらの消防設備は定期的に点検を実施している。避難経路は、各校舎には二つの出入り口を設け、学生・教職員に周知を行い、安全を図っている。

実験・実習が行われる教室では、科目担当教員及び助手が各期の始めなどに定期的に点検を行い、安全・衛生管理に細心の注意を払っている。これらの教室は学生だけで使用しないよう配慮している。調理実習室・実験室などでは、学生に対して安全に関するマニュアルを配付し、指導を行っている。特に調理実習室については、長期休暇の前には教員・助手の立会いの下、学生による大掃除を実施している。安全面で問題のある場合は、すぐに教員に通報するように学生に指導している。

学内の施設は「キャンパスガイド」でその使用方法も含め学生に説明している。学生の学内設備の利用時間は平日7時～21時で時間外の使用も申請できる。夜間21時以降の利用に関しては、事前申請することで平日は最長23時まで利用が認められる。

図書館の利用方法は、1年次の新入生ガイダンスで利用のための資料を配付し、説明している。また、希望があれば1年次セミナーやゼミなどのグループ単位での館内オリエンテーションを行っている。図書館は建物の構造が複雑になっているため、事故があった場合に発見が遅れる可能性もある。このため、職員が定期的に館内を巡視し、安全確保に努めている。

情報処理教室は、情報処理教育センターが各教室とも導入から3年ないし4年程度で機器及び基本ソフトの入れ替え・バージョンアップを行い、適切な整備を継続的・計画的に進めている。情報処理教室に関する利用方法の説明は、1年次の情報系開講科目におけるガイダンス、クラス会や掲示板での告知、情報処理教育センターホームページでの掲載などを行い周知を図っている。また、ヘルプデスクを開設し、質問等があればその都度対応している。

1号館にはエレベーターが設置され、本館との渡り廊下によってバリアフリーが実現されている。また、本館には車椅子対応のトイレやスロープが設置されている。それ以外では、バリアフリー対応がなされておらず、車椅子などを利用する学生が在学した場合に自力での移動が不可能な教室がある。

(2) 9-2の自己評価

教室は教務課との連携の下に総務課が管理している。定期的に点検はしているが、使用した教員から申告あるいは不備の報告があれば、対応しているのが実情である。学科の専門性に関わる実験・実習室は担当の教員及び助手や教務職員が管理している。これに関しては、学科の専門性に関わるということもあり一元管理は行っていない。

情報処理教育施設は、教育に必要な環境を維持するために適切な整備、維持、運営が行われている。しかし、頻繁に発生する機器の入れ替えや基本ソフトのバージョンアップ、定期的な保守作業のために、多大な経費と人員配置が必要となっている。

図書館は、入学直後の1年次でのオリエンテーションでしか組織的な説明の機会がなく、外部実習や卒業研究などがある3・4年次への宣伝手段が館内や学内での掲示しかない。このため、サービスを必要としている利用者に対して適切な働きかけが難しく、掲示を閲覧しない学生への宣伝手段がないため、利用できるサービスが必要とされる利用者に迅速かつ適切に告知されていない可能性がある。

(3) 9-2の改善・向上方策(将来計画)

教室の整備や施設設備の管理に関して一元的な管理が必要なので、総務経理部を中心とした管理部門が教務課と連携しながら、計画的に整備していくこととしている。しかし学内のバリアフリー化については、経費も多額になることから、「大学経営会議」における学内の整備計画に合わせて、順次進めていくこととする。

情報処理教育施設は、現在適切な整備、維持が行われているが、そのための必要経費が多額であることを考え、より簡便な保守が可能になるようシステムの見直しや環境への移行ということも検討事項のひとつである。

図書館は、平成20(2008)年度に新しい図書館システムを導入した。今後はそれを踏まえ、定期的な蔵書点検や利用者ポータル機能の活用などで、迅速・適切なサービスの告知の取り組みを進めていく計画である。また、掲示の確認については学生にこれまで以上の徹底を行う。

[基準9の自己評価]

大学設置基準や栄養士法で求められる基準は満たしている。しかし、設備面で不十分なところもあり、各部署の工夫によって、運用上の問題点是对応している。安全面についても、事故がないように各部署で配慮している。しかし、一元的に管理する部署がなかったため、対症療法的になっていたきらいがある。

[基準9の改善・向上方策(将来計画)]

大学全体の将来計画として、考える課題は次のものが挙げられる。図書館を始め、老朽化した建物が見られるので、計画的に改装していく必要がある。教室や自習室など学生が学習するのに、十分なスペースがあるとはいえないので、不足した校舎の増築が必要である。また、学内のバリアフリー化の課題もある。理事会の下に置かれた「大学経営会議」において、現在、これからの入学者数や財政状況を予測しながら、優先事項を整理する等、検討を行っているところである。

施設・設備そして教室の管理は使用する教員、あるいは関係の深い事務部署がそれぞれで対応してきたが、これからは総務経理部が中心になって、教務課や主に使用する教員と連携しながら大学全体で取り組む。

基準 10. 社会連携

10-1. 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

《10-1の視点》

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的、人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

(1) 10-1の事実の説明（現状）

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的、人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

美作大学の「理念・目的」の3には、「地域社会の課題を反映させた教育研究への取り組みにより、社会の発展に寄与することを目指す」を、4には、「地域社会の人々に対し広く学習の機会を提供し、文化の発展に寄与することを目指す」を掲げている。

そこで、美作大学では、この「理念・目的」に沿う形で、従来から、グラウンド・体育館・図書館・教室及び実習室の積極的な開放を行ってきた。

また、公開講座や岡山県生涯学習センター委託講座、更には、教職員の「10年経験者研修講座」等の各種講座を、地域や教育委員会の要請を受け、双方が連携しながら進めている。

グラウンドは、主に休日などを利用し、学生の部活動等の妨げにならない範囲で、各種行事等の開催に会場として提供している。

体育館は、休日などの空いている時を見計らって、スポーツ団体や、レクリエーション関係の資格取得試験会場として提供している。また、平成18(2006)年3月の新体育館竣工に伴い、新たにスポーツセンターを立ち上げ、新しく付設されたスポーツジムやアリーナ等を活用して、市民対象のスポーツ教室（今年度は6教室）の企画・実施・運営を行っている。

次の表は平成19(2007)年度に開設した教室である。

10-1-1 平成19年度 スポーツセンター開設教室一覧

児童運動教室	低学年クラス：走る・跳ぶ・投げる等の運動により運動能力向上
児童運動教室	高学年クラス：走る・跳ぶ・投げる等の運動により運動能力向上
児童体操教室	器械体操を中心
HIP・HOP 教室	小学生以下のクラスと中学生以上のクラス
高齢者健康教室	60歳以上、運動機能低下予防の教室
健康エクササイズ	60歳未満、トレーニングマシンを使ったシェイプアップ

図書館は、市民からの問い合わせや閲覧希望に、支障のない限り応じている。更に、平成19(2007)年5月からは、津山市と美作大学で、津山市立図書館と美作大学附属図書館の利用者等の教育、学術及び文化の発展に資することを目的として、図書館資料の相互貸借、文献複写、レファレンス、講座の開催や資料の展示、教育、学術、文化的な活動の推進に

関する相互協力のための協定書を取り交わし、相互利用が進んでいる。

一方、教室、調理実習室、介護実習室などの利用は、本学関係者の紹介等で栄養士会の講習会、異業種交流会（津山商工会議所関係）など、本学の教育研究使用に支障のない限り、地域の需要に応じている。また、美作大学技術交流プラザ関係の学外者をまじえての研究会も、本学の教室を会場に定期的を開催している。

平成 18(2006)年度からは、新たに介護福祉士国家試験実技試験免除のための介護技術講習会も開催している。受講希望者は非常に多く、主に介護現場で働く現任者の介護福祉士資格取得のためには、無くてはならない機会となっている。

公開講座は、美作大学と美作大学短期大学部の共同で、毎年地域社会の人々が関心を持つテーマの公開講座を開催しており、昨年度の内容と実績は下記のとおりである。

表 10-1-2 公開講座等の実施状況

【大学主催の公開講座】

講座科目数	受講者数(延べ人数・人)	1科目当たり受講者数(人)
6	689	114

講座名称(本学単独での実施)	受講者数
健康ランニング教室	23
「風林火山」の世界-信玄と勘介-	100
美作学講座 美作地域の歴史と文化	294
損害保険の上手な選び方	42
美作中世地域史研究を拓く -美作学への招待-	120
子どもの脳を育てる栄養学	150

【共催者がいる場合】

公開講座等名称	開催期間 (延べ日数・日)	共催者名 (公共団体・企業等の別)	受講者数 (延べ人数・人)
損害保険の上手な選び方	1	社団法人:日本損害保険協会 中国支部	42

一方、社会人への授業開放は、平成 15(2003)年度後期から続けて来たが、受講希望者の減少から、平成 19(2007)年度より休止状況にある。

(2) 10-1の自己評価

美作大学（含む短期大学部）は、岡山県北唯一の大学であり、設置時より地域住民や地域社会からその物的、人的資源の提供が求められ、双方からその努力が積み重ねられた結果、大学の地域貢献や社会貢献は、非常に良好な形で推移していると考えている。

特に、「陸上の美作」の名を持つ美作大学は、古くからグラウンドや体育館の開放を積極的に進め、地域の陸上の拠点として、その果たしてきた役割は大きい。

また、平成 18(2006)年 3 月の新体育館竣工と同時に、「スポーツセンター」を立ち上げ、新たに付設されたスポーツジムやアリーナといった施設・設備を開放し、6 教室の健康啓発活動等を積極的に推し進め、地域住民や市民から好評を博している。

一方、平成 19(2007)年度から津山市と相互利用協定を結んだ図書館の相互利用は、予想以上の成果があり、更に、平成 20(2008)年度からは、近接の津山工業高等専門学校との間でも利用協定が結ばれ、三つの図書館の有効利用が促進されることになった点は評価できる。

そして、平成 20(2008)年 4 月からは、美作大学と津山工業高等専門学校及び津山市の三者間の「包括連携協定」も結ばれ、今後は、ますます美作大学の持っている物的、人的資源を社会に提供する機会も増してくる。

教室、調理実習室、介護実習室などの利用は、本学に関連の深い、栄養士の講習会、資格試験の会場、更には、異業種交流会（津山商工会議所関係）などの会場として、授業等に支障のない限り、地域社会の要請に応じてきている。体育館やグラウンドの開放についても同様である。

また、平成 18(2006)年度からは、新たに介護福祉士国家試験実技試験免除のための介護技術講習会を開催し、主に介護現場で働く現任者の介護福祉士資格取得に便宜を図っている。

公開講座（表 10-1-2）は、美作大学と美作大学短期大学部との共同で、毎年、開催されており、内容については「公開講座検討委員会」等で講師の選定や実施内容が企画・立案され、受講者から好評を得ている。

しかしながら、平成 15(2003)年度後期から開始された社会人への授業開放は、当初、熱心な社会人が継続して聴講し、その聴講姿勢や発言等が、現役学生に好刺激を与える効果もあったが、一昨年より受講者が減少し、平成 19(2007)年度は休止している。開放授業科目について、地域社会の要望を反映させる工夫が必要である。

このように、本学は地域社会における教育・文化・生活向上に加え産業振興の面において、積極的に物的・人的資源を提供することにより、津山市を中心とした県北市町の都市機能の重要な一翼を担っている。

（3）10-1の改善・向上方策（将来計画）

自己評価の所でも述べてきたが、美作大学の「大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力」は、大学の規模から見ても、かなり高い水準を満たしている。

今後の改善・向上方策としては、大学の施設開放・公開講座の実施の質を低下させないような努力を積み重ねることである。

そこで、昨年度から休止している「社会人への授業開放」等も、開放授業科目の選定工夫、広報宣伝活動を充実させることで社会人の授業参加を増やし、修学状況を多様化させることで、在学生の学習意欲をかき立てたい。更に、卒業生や社会人の「リフレッシュ教育」等も今後取り組むべき課題であり、これについては大学院への社会人（卒業生を含む）入学あるいは科目等履修生としての受け入れを積極的に進めていく。

更に、従来から続けている「10 年経験者研修講座」の充実に加え、平成 21(2009)年度からの開始へ向け「教職課程委員会」を中心に準備を進めている「教員免許状更新講習」を充実させることにより、地域社会の要請に応じていくこととしている。

これらの講座や前述の大学院での教育研究への受け入れを通して、卒業生は勿論であるが一般社会人のキャリア・アップ、スキル・アップを図っていく。

一方、このような大学の取り組みは、学外に向けても積極的にPRし、周知徹底を促す必要がある。現在の周知徹底は、「新聞報道」や『学報みまさか』、「大学ホームページ」等が主であるが、津山市等との包括連携協定を活用した周知方についても、津山市との間で検討していく計画である。

10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

《10-2の視点》

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

(1) 10-2の事実の説明（現状）

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

平成18(2006)年度より「大学コンソーシアム岡山」（平成18(2006)年4月創設）の会員として、社会人事業部が企画した「シティカレッジ講座」に講師を派遣し、会場の提供もしている。

美作大学は、岡山県北唯一の大学（含む短大）で、地域の拠点としての役割が期待されており、平成18(2006)年度は2講座を提供し、平成19(2007)年度は「吉備創生カレッジ」（平成19(2007)年度から、前述の「シティカレッジ講座」を山陽新聞社と共催とし、名称を変更）に、前期3講座、後期3講座を提供している。

表10-2-1 平成19年度吉備創生カレッジの本学担当講座一覧

前期担当講座名	後期担当講座名
18歳からの育てあげと心の世界	ヒトの足から考える
共に生きる社会	高齢者衣服とユニバーサルデザイン
バイオの進歩と暮らしの改善	体に良い食品の選び方

同じく、平成18(2006)年度から、岡山大学を拠点とした「大学コンソーシアムによる幼稚園教員の養成」（——教員養成GP——県下8大学が参加）に参加し、第4回の「子育て親育ちフォーラム」を当番校として担当し、参加者から好評を博した。

また、本学は、平成15(2003)年に美作大学・美作大学短期大学部地域生活科学研究所（以下、研究所）を設立し、産学官民連携による技術交流・商品開発を目的とした美作大学技術交流プラザも同研究所の下に位置づけている。

研究所の主な活動としては、平成16(2004)年には吉備中央町で合併に伴う地域再編課題に関する自主的な調査研究を行い、同町に調査報告書を提供した。更に、平成17(2005)年には、合併後の津山市から委託を受け、平成18(2006)年度から10カ年の総合計画策定のための地区別住民懇談会・分野別懇談会等を開催し、それらの結果を踏まえて、津山市総合計画審議会及び行政各部門での審議・協議に有用な資料を作成した。これらの成果は『平成の大合併と地域社会の再編・活性化——岡山県の事例——』（A4版 750p）として、明文書房から平成19(2007)年末に出版されている。

一方、研究所では、平成15(2003)年からフォーラムを開催し、それを地域社会に公開して来た。平成15(2003)年度には「美作地域の産業・文化・生活の未来像を考える」、平成

16(2004)年度には「現代っ子たちは今―「食」からみた家庭・地域・学校の子どものたちの問題とあるべき方向を考える―」、平成 17(2005)年度には「子どもの育ちと地域と学校」というフォーラムを開催し、多くの参加者を得ている。

しかも、このような地域社会との交流・連携、地域貢献は、それらに参加する本学教員の資質を豊かにするのに役立ち、更に、現代の地域社会が解決を求めている中長期の研究課題を設定する場としても役立っている。

技術交流プラザは、平成 11(1999)年 7 月に発足し、美作大学・美作大学短期大学部のキャンパスを利用して、当初から熱心に会議や交流等を行い、平成 15(2003)年からは研究所の下で、技術交流プラザとして活動している。

平成 18(2006)年度からは、産学官夢プラザ所属の「つやま夢みのりグループ」「ユニバーサルデザイングループ」「リーディングアグリクラスター」の 3 グループが、毎月 1 回のペースで会議（研究・交流及び商品開発）を行っている。

これまでの成果として、「つやま夢みのりグループ」では、産学連携で杜仲茶活用による「杜仲地鶏」の育成や、食品開発（「レアチーズとうふ」）等を行っている。また、「ユニバーサルデザイングループ」では、「ミフラー」「ミポロ」「ミプロン」の商品開発を行い、「リーディングアグリクラスター」でも「胚いぶき米」等の商品開発が実現している。

表 10-2-2 美作大学技術交流プラザによる開発主要商品一覧

分野名	開発主要商品名
食品分野	○ジャーキー牛レアチーズ ○お米と黒豆の純生ロール ○津山ラーメン ○ヤマノイモ焼酎 ○さくら鯖寿し ○杜仲地鶏 ○山の芋入りお好み焼き粉 等 24 商品
ユニバーサルデザイン分野	○ユニバーサルデザイン T シャツ ○ミポロ ○ミフラー(UD マフラー) ○ミーテミーテ(ふくらはぎウ ォーマー) ○ミプロン ○ベッドサイドカバー 等 10 商品

(2) 10-2の自己評価

美作大学（含む短期大学部）では、早い時期（平成 11(1999)年 7 月）から美作大学技術交流プラザを立ち上げ、地域福祉分野、地域振興・まちづくり分野、地域産業・製品開発分野、住環境・環境保全分野、食品・栄養分野、衣環境分野、児童の養育・教育分野、文化・言語・芸術分野の各分野で、地域社会と交流・連携し、地域貢献を行ってきた。

その活動がベースとなり、平成 15(2003)年には「美作大学・美作大学短期大学部地域生活科学研究所」が設立され、同研究所の下に、産学官民連携による技術交流・商品開発を目的とした技術交流プラザとして位置づけられた。以来、研究所に所属する技術交流プラザ委員が、「つやま新産業開発推進機構」が主催する商品開発研究会等に参加し、交流・相談活動を積極的に行っている。

また、研究所は、平成 16(2004)年に、吉備中央町で合併に伴う地域再編課題に関する自主的な調査研究を行い、同町に調査報告書を提供した。

平成 17(2005)年には、合併後の津山市から委託を受け、平成 18(2006)年度から 10 年間の総合計画策定のための地区別住民懇談会・分野別懇談会等を開催し、それらの結果を踏

また、津山市総合計画を答申し、審議会及び行政各部門での協議に有用な資料を作成するなど、その地域社会の課題解決へ向けた研究活動は実に多面的である。

一方、研究所は、地域啓発のフォーラムも平成 15(2003)年度から平成 17(2005)年度へかけて開催しており、多くの参加者から賞賛を得た。

これらの成果は、研究所活動案内の「リーフレット」とともに、『美作大学・美作大学短期大学部 地域生活科学研究所所報』として毎年刊行され、学外に向けての広報活動とともに、実績報告がなされている。

このように本学は、研究所を中心に地域社会の課題を反映させた研究や地域の食品加工関係等との共同による商品開発、更には、県内の大学と連携・協力を進め、本学の教育研究と社会貢献の充実に努めている。

(3) 10-2の改善・向上方策（将来計画）

美作大学の企業や他大学との連携は、大学の規模から考えて、概ね十分と考えている。今後の改善・向上方策としては、産・官・学・民のより緊密な連携が望まれる。

そこで、研究所では、その「社会貢献」をより明確にかかげた組織作りを進めており、地方自治体との協力関係を一層強化しながら、地域貢献活動を続けていく将来計画を立てている。

その第一歩として、美作大学では、平成 20(2008)年 4 月から、地元産業界とのより密接な連携を築くため、「美作大学・国立津山工業高等専門学校及び津山市との包括的連携協定」を締結し、新たな取り組みを進めている。

10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

《10-3の視点》

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

(1) 10-3の事実の説明（現状）

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

本学は、岡山県北における唯一の大学（含む短大）であり、多くの教員が地域の学校や社会教育施設、市民活動団体などにおける各種の研修・学習会をはじめとする様々な取り組みの講師を引き受けている。

更に、津山市や岡山県といった行政機関から委嘱された会議・委員会、フォーラムのパネリスト等、専門家として参加する教員も多い。その数は毎年 10 人を超えている。今年度も 5 月 1 日時点ですでに 12 人が学識経験者として委員となっている。人によっては、平均して月に数回も講師や委員の活動をこなしている。それは、県南などの大学が多いエリアと比べると、かなり高い頻度で、その貢献度も大きい。

また、本学は、平成 17(2005)年 4 月、学生の主体性、自発性に基づく様々なボランティアへの意欲、活動を組織的、体系的に支援し、またボランティアの協力を要する地域社会と学生との架橋としての役割を果たすべく、「美作大学・美作大学短期大学部ボランティアセンター」（以下、ボランティアセンター）を開設した。

開設年度（平成 17(2005)年度）の、ボランティアセンターを經由してボランティア活動

に参加、登録した学生数は、大学・短期大学部学生を併せ、延べ 150 人（大学学生 126 人、短期大学部学生 24 人、）に上る。また、平成 18(2006)年度には延べ 137 人（大学院生 1 人、大学学生 115 人、短期大学部学生 21 人、）を数える。

学生の派遣機関は、近隣の小中学校や養護学校・適応指導教室等の学校教育、あるいは社会教育諸機関、また保育所、児童養護施設、身体障害者施設、高齢者施設等の福祉関係諸機関、並びに地域社会における様々な催し物等を主としている。

また、ボランティアセンターを経由してのボランティア活動とは別に、本学に対する国や県からの委嘱や依頼に応じて、教員の呼びかけのもと、多くの学生がボランティアとして活動している。加えて、近隣の幼稚園や保育所から、本学の特定のクラブに対し園の行事等のボランティア要請が数多く寄せられ、学生たちが主体的にその要請に応じている。

平成 15(2003)年に岡山で開催された第 60 回国民体育大会では、競技補助員として 35 人の大学・短大生が参加している。

一方、近年は、高校生の大学進学率が高くなり、高校教育と大学教育との連携（高大連携）が強く求められるようになってきた。そこで、美作大学（含む短期大学部）では、高校生に大学教育の一端に触れさせる目的で、「出前講座」に力を入れてきた。

この取り組みは平成 14(2002)年度からスタートし、過去 3 ヶ年で、平均して、大学・短大の専任教員 80 人のうちの 38.7%に当る 31 人が、依頼があれば応じられる態勢（登録）を取っており、過去 3 ヶ年の実績では延べ 41 人が出向いている。

また、平成 14(2002)年度から岡山県立津山工業高等学校生徒による建築系授業の聴講、そして平成 19(2007)年度からはそれを更に発展させ、岡山県立津山工業高等学校及び岡山県美作高等学校との間で高大連携の協定を結び、「生徒科目等履修生」として両高校の生徒を受け入れている。

なお、本学が地域社会と連携して行っている取り組みの一覧を、次の表で示すことにする。

表 10-3-1 地域社会と連携した取組み一覧

事業・活動等の名称	関わっている学部・研究科名	共同で行っている事業者の名称
高大連携事業	福祉環境デザイン学科	津山工業高校 岡山県美作高等学校
高大連携事業	大学院生活科学研究科	津山高等学校（理数科）
高大連携事業（出前講座）	生活科学部（学募広報室）	県内外高校
スクールフレンド事業	児童学科（ボランティアセンター）	津山市教育委員会など
教育 GP 参加	児童学科と（短大幼児教育学科）	岡山大学代表の「子育て GP」
シンポジウム 「地産地消と食農連携」	研究所・美作大学	つやま新産業開発推進機構
包括連携（津山市と）	美作大学附属図書館	津山市図書館との相互利用協定
包括連携 （津山工業高等専門学校）	大学(SD 研修会)	研修会相互開放
研究所(相談活動)	研究所・(生活科学部)	民間個人など

(2) 10-3の自己評価

大学と地域社会との協力関係が最も顕著な形で顕在化している例として、「講師・委員」の派遣、「ボランティア活動」「出前講座」、更には「高大連携」等があげられる。

本学は岡山県北における唯一の大学（含む短期大学部）であり、多くの教員が、地域の学校や社会教育施設、市民活動団体などにおける各種の研修・学習会をはじめとする様々な取り組みの講師を努めている。

特に、津山市や岡山県といった行政機関から委嘱された委員会等にも専門家として参加する教員が多く、人によっては、平均して月に数回の講師や委員の活動をこなしている。

これは、県南などの大学が多いエリアと比べると、かなり高い頻度でその貢献度も大きいと評価している。

また、ボランティア活動は平成 14(2002)年度、児童学科が「インターンシップ・ボランティア」の科目を開講したのを皮切りに、平成 17(2005)年度には全学科で開講し、平成 19(2007)年度からは「ボランティア論」の講義も付け加わり、平成 20(2008)年度からは「ボランティア論」「インターンシップ実習」「ボランティア実習」が全学科で開講された。

一方、学内の「ボランティアセンター」では、日頃の活動を「ボラセン便り」で定期的に紹介し、学生や教職員に周知、ボランティア活動への意欲の喚起を図っている。

更に、高大連携の一環として、美作大学（含む短期大学部）では、高校生に大学教育の一端に触れさせる目的で、「出前講座」に力を入れてきた。

この取り組みは、平成 14(2002)年度からスタートし、昨年の実績では、大学・短大の専任教員 80 人のうちの 38.7%に当たる 31 人が、依頼があれば応じられる態勢（登録）を取っており、内外から好評を博している。

なお、「出前講座」のテーマや内容は、一覧表が各高校に配布されるとともに、大学のホームページ等にも公開されている。最近では、ホームページから情報を得て「出前講座」を依頼されるケースも増えている。

一方、平成 19(2007)年度、岡山県立津山工業高等学及び岡山県美作高等学校との間で結ばれた「高大連携協定」に基づく「生徒科目等履修生」の実績は、岡山県立津山工業高等学校生徒が 3 人、岡山県美作高等学校生徒が 9 人で、高校生からの授業評価は非常に良く、今後も継続・発展させていく方向を確認している。

(3) 10-3の改善・向上方策（将来計画）

本学の「講師・委員」の派遣には、長い歴史と伝統があり、今後も地域の要請に応え継続・発展させていく計画である。加えて、学生の「ボランティア」活動についても一層の力を注ぎ、この取り組みの充実により、学生による社会貢献と共に、大学の教育力のみならず、地域力も借りながら、学生の問題解決能力や社会性の向上も目指したい。

また、高大連携の一環としてはじめた「生徒科目等履修生」が、平成 20(2008)年度前期にも 12 人入学してきている。これからの計画としては、これまでの 2 校に加え、近隣の他の高校にも働きかけて協定を結ぶことにより、地域をあげて学生の資質を高める教育システムを構築していく計画である。

大学という狭い枠の中だけで教育や成果の検証を行うのではなく、大学で学んだことを、地域や実社会の中で実践に即して検証しながら、社会人としての資質を高める取り組みを

組織的に実施していく計画を順次進めて行く。

【基準10の自己評価】

本学は小規模大学ではあるが、美作大学の理念・目的の、「地域社会の課題を反映させた教育研究への取り組みにより、社会の発展に寄与することを目指す」や、「地域社会の人々に対し広く学習の機会を提供し、文化の発展に寄与することを目指す」ことを標榜し、努力を重ねている。

これまで、他大学の実状等も念頭に置きながら、美作大学の「社会連携」を述べてきたが、美作大学では、学内に「地域生活科学研究所」を設け、大学院にも「生活科学研究科」や「人間発達学研究科」を設けるなど、地域の生活に密着した教育・研究を軸にした地域貢献を進めてきている。

また、ボランティアセンターを中心とした学生によるボランティア活動の組織的な取り組みも進め、学生による地域貢献と共に、学生の社会人としての資質の向上にも積極的に取り組んでいる。

そこで、今後も、この方向性をぶらすことなく、地道な努力を積み重ねる必要がある。

【基準10の改善・向上方策（将来計画）】

大学の持つ物的・人的資源を「社会にいかに有効に提供するか」、あるいは「大学がいかに社会のニーズに応えられるか」が、美作大学の今後の発展には欠かせない視点である。

つまり、大学が、いかに地域社会から必要とされ、いかに学生に選ばれるかということ抜きには、向上方策や将来計画は語れない。

そこで、重要となるのが、まず「大学の持つ物的・人的資源」を大いにPRし、大学がより緊密に地域社会とふれあうこと。次に、その社会の厳しいナマの声を聞きながら、将来への改善・向上方策（将来計画）を練り直すことである。

本学はこれまでこのようなコンセプトの下に、教職員はもちろん、学生を含めた地域社会との連携・地域社会への貢献を推進してきた。従って、これからもこれまでの実績を踏まえながら、大学と社会の連携をより活発にし、それを広報・宣伝するのはもちろんのこと、それらの取り組みを通して、参加者の声やニーズをしっかりと汲み上げ、実りある「社会連携」にこれからも努力していく。

基準 1 1. 社会的責務

1 1 - 1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

《1 1 - 1 の視点》

1 1 - 1 - ① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

1 1 - 1 - ② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

(1) 1 1 - 1 の事実の説明

1 1 - 1 - ① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

組織倫理に関するものとしては、「就業規則」に服務規律が定められており、その骨子は以下のような事項である。

- ① 就業規則等の諸規程及び上司の職務上の指示に従うこと。
- ② 学園の名誉を重んじ、職員としての品位を保つこと。
- ③ 常に研修に努め、計画的に職務を行うこと。
- ④ 職務上の機密を漏らさないこと。
- ⑤ 地位を利用して金銭・物品等の利益を得ないこと。
- ⑥ 権限を乱用する行為を行わないこと。
- ⑦ 設備、備品等を丁寧に扱い、消耗品の節約に努めること。

ハラスメント防止に関しては、「美作大学・美作大学短期大学部 ハラスメントの防止に関する規程」が定めてある。ここでいうハラスメントは、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、パワー・ハラスメント等である。本規程において、教職員及び学生等の責務、学長の責務、防止委員会、調査委員会、調停委員等について定め、「ハラスメントの防止に関するお知らせ」を学生・教職員に配布すると共に、学生部作成の『キャンパスガイド』の中にも「ハラスメントの防止に向けて」を掲載し、ハラスメント防止の取り組みを行っている。

大学教職員は、法令及び本学の規則・規程等を遵守することは勿論、社会からの信頼を損なうことのないよう、高い倫理観と良識を持って行動することが求められている。そのため本学では、研究については、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿って研究が行われているかを審査するための「倫理審査規程」、「動物実験に関する指針及び動物実験委員会規程」、「科学研究費等補助金に関する規程」等を定めている。

本学では、これまで職員会議等の場を利用して法令等の遵守は元より、各自が自発的に高い規範意識をもって業務・研究に従事するよう自覚を促してきており、一定の実効が上がっていると評価しているが、それだけにそれに関連した一連の規則・規程の整備という点では不十分なところがあった。そのため、大学教職員全体の組織倫理に係る諸規程等について、今年度 9 月には、理事会において教職員がそのことを常に意識して職務に従事すべき「学校法人美作学園倫理憲章」（以下「倫理憲章」と略）、それに基づく「教職員倫理綱領」（教員の教育者としての倫理指針及び研究者としての倫理指針と事務職員の倫理指針を含む）及び「広報に関する指針」を制定するべく準備を進めている。

個人情報の保護については、「個人情報保護法」の成立を受け、「個人情報保護規程」を

定め、個人情報の保護について教職員や学生に意識の喚起を行ってきている。

また、情報流出防止のため、「学内情報ファイル流出防止に関するガイドライン」を定め、職員会議においてその内容についての説明と、情報流出防止へ向けた教職員の自覚を促している。

1 1 - 1 - ② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

- ・就業規則を基本にして、理事長・学長・学部長及び事務局長の責任・管理体制の下で、適切な運営がなされている。
- ・教職員として遵守すべき事項、特に教育研究上の倫理意識等については、必要な規程の整備と共に、職員会議における教職員への説明、更には学長の所信表明等において、意識の高揚を図ることに努めている。
- ・個人情報保護やハラスメント防止等の課題についても、その都度必要な申し合わせ、あるいは、規程の整備を進めてきた。加えて、それらについての職員会議での説明会、また研修会を開催し、周知徹底を図っている。
- ・本学は、「人間性豊かな専門的職業人の養成による地域社会への貢献」を目的に掲げている。そのため、教育活動において人権尊重の精神の涵養のための科目を全学科で開設、更にボランティアに関する講義及び実習の科目を全学科で開設すると共にボランティアセンターを設け、学生のボランティア活動への積極的な参加を促進し、社会性に加え実践的な力の涵養に務めている。
- ・全学科で開設している情報処理教育の中で、インターネット活用上の倫理、情報流出防止についての教育を行っている。ハラスメント防止についても、『キャンパスガイド』への掲載、チラシの配布等により周知徹底を図っている。

(2) 1 1 - 1 の自己評価

これまでは、就業規則を基本としながらも、インターネットの急速な普及・人々の意識の多様化・研究の高度化等の中で、新たに求められるようになった組織倫理について、規程の整備を順次進めているところであり、制定した規程についてはその都度周知を図ってきている。

本学は1学部3学科の小規模大学である。教職員が互いに名前と顔が分かるだけでなく、教員は所属学科の学生が分かり、職員も所用で事務所に来た学生の名前と顔をできるだけ覚えるように心がけている。新たな規程等について学内ランにより情報の周知を図るのに加え、その特性を生かし、月1回開催の全教職員が一同に会する職員会議で直接規程等の説明を行うことにより、情報のより綿密な共有を図っている点は評価している。

大学の重要な構成員である学生についても、倫理意識の涵養のための様々な取り組みを小規模大学の特性を生かして行っている点は評価している。

(3) 1 1 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

組織倫理の確立へ向けたいくつかの規程等は最近整備を図ったもの、また「倫理憲章」や「教職員倫理綱領」等現在整備を進めているものもある。整備された規程等については、職員会議、特に重要なものについては研修会を開催し、一層の周知徹底・定着化を図ると

共に、適正な運用に努めていく。

社会の急速な変化、価値観の多様化や高度情報化の中で、かつては考えられなかった教職員倫理、研究者倫理が大きな社会問題となることを考えれば、今後も時代の変化に注意を払い、社会から信頼を得るための努力を続けていく決意である。

1 1 - 2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《1 1 - 2 の視点》

1 1 - 2 - ① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 1 1 - 2 の事実の説明（現状）

1 1 - 2 - ① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

危機管理については様々なケースが想定されるが、おおむね適切に機能している。代表的な事柄については次の通りである。

- ・ 災害や緊急時についての対応は、「消防・避難計画」「緊急連絡網」で対応している。
火災・地震時の避難については、「避難経路図」を作成、教職員へ配布、学生へは掲示により周知に努めている。
- ・ 岡山県北部に暴風を含む警報が発令された場合の対応についての申し合わせを作成し、災害への対応を行っている。
- ・ ハラスメント防止、個人情報保護については、規程あるいは申し合わせを設け、実際に問題がおきた場合は、学長を中心として対応することとしている。
- ・ 情報ネットワークについては、ウイルス対策を講じて適切な通信環境の維持・情報の流出防止を図っている。実際に問題が起きた場合には、情報処理教育センター長を中心に対応することとしている。教職員に対しては、「学内情報ファイルの流出防止に関するガイドライン」により、情報流出の防止を図っている。
- ・ 入学試験問題については、出題ミスや校正ミス防止のため、数名の校正委員による点検を複数回実施することとしている。印刷ミス、出題ミス等が試験実施直前あるいは当日判明した場合は、入学試験委員会委員長・副委員長及び学部長を中心に対応することとしている。また、入学試験の合否判定については、学長が中心となって対応することとしている。
- ・ 学生の住まい等での例えば不審者・ストーカー等については、学生部が中心となり対応している。深刻なケースについては、学生部が中心となり警察と連携し、対応することとしている。そのため警察の速やかな対応を求めべく、理事長が所管の警察署を定期的に訪問し、協力関係を築いている。その他、学生が遭遇する事件や事故等についても、学生部長が中心となり、学生課スタッフ及び担任を中心として対応することとしている。
- ・ 学生に対しては、交通安全、悪徳商法についての説明と注意の喚起及び契約の解消の方法等について、『キャンパスガイド』に掲載し、学生課によるオリエンテーションの中で注意を促している。それに加え、1年生全員必修の「1年次セミナー」の中で4回にわたり防犯、悪徳商法への注意、更には、健全な食生活についての講義や心身の健康保持のための心構え・対処について説明を行っている。

- ・AED（自動対外式除細動器）を設置し、消防署員等を講師とした学生、教職員向けの講習会を実施した。

（２） 11-2の自己評価

- ・情報ネットワークの不具合、入学試験の出題ミス等については、数は少ないがこれまで適切に対処してきている。また、ハラスメントについては、それに類する情報があった場合、学長・学部長及び事務局長を中心に早期対応を行って、深刻な事態に至らないよう努めており、評価できる。また、個人情報の保護に関しては、これまでは申し合わせに拠っていたが、現在「個人情報保護規程」の制定を進めている。また、情報機器を通じての情報流失防止にも対応している。
- ・災害、緊急時等については、幸いにしてこれまでほとんどそのようなケースがなかった。常勤の教職員は原則津山市あるいはその周辺に在住することとしているので、そのような事態に遭遇した場合、迅速な対応が可能である。しかし、これまでそのような事態に遭遇していないだけに、「非常時・緊急時の対応マニュアル」を作成しているが、それに基づいた訓練を行うことが課題である。
- ・学生に対しての周知・指導体制は整っており、評価できる。

（３） 11-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・危機管理は重要な課題であるだけに、教職員及び学生に対する啓発活動の強化に加え、「非常時・緊急時の避難マニュアル」に基づいた訓練を実施することにより、被害を最小限に止める努力と共に、未然防止に努めていくこととする。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《11-3の視点》

- 11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

（１） 11-3の事実の説明（現状）

- 11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。
- ・『紀要』を年1回発行し、教育研究成果の公表を行っている。『紀要』編集に当たっては、「紀要編集委員会規程」「紀要投稿規程及びその細則」を設け、投稿のあった論文については査読を行い、学術論文集としての一定水準の維持に努めている。学術論文の他、総説・動向・報告・資料も掲載し、本学の教育研究の多方面にわたる動向の公表を行っている。また、『紀要』には、本学職員のその年度の著書、学会での発表等についてもその一覧を「研究業績記録」として紹介している。更に、『紀要』は雑誌媒体での公表に加え、オンライン上のデータベースに掲載し、広く公開している。編集は、紀要編集委員会が行っている。

- ・『地域生活科学研究所所報』についても年 1 回の発行を行い、地域生活に関する所員の研究成果を関係機関に配布し、公表している。これについても、平成 21(2009)年度からは『紀要』と同様にオンライン上のデータベースに掲載することとしている。地域生活科学研究所では、上記の『所報』に加え、「公開研究会」を年 2 回実施し、研究成果を地域の人々や本学職員に発表している。また、本研究所では平成 17(2005)年には『市町村合併と地域社会・環境の再編に関する総合的研究』を、そして平成 19(2007)年 12 月には『平成の大合併と地域社会の再編・活性化—岡山県の事例—』の発行も行っている。
- ・大学院の学位論文については、その梗概を『大学院研究叢書』として 3 年に 1 回発行することとしている。3 年に 1 回の発行としているのは大学院の規模が小さいためである。平成 17 年度に大学院を設置しているので、今年度末に最初の叢書を発行する計画である。なお、梗概については本学図書館ホームページにも掲載し、広く公表することとしている。これらの業務は、大学院と図書館とが協力して進めている。
- ・卒業論文・研究については、『生活科学研究』を発行し、その梗概を掲載している。その内、建築やまちづくりの分野での優れた研究については、記者会見等により周知を図っている。
- ・その他、学生・保護者・教職員更に高等学校等に配布している年 3 回発行の「学報みまさか」においても学位取得者の紹介、また、研究ノートの欄を設け、毎回教員 2 人ずつの現在の研究内容について紹介を行ってきた。本学では、広報部の広報室を中心にホームページにより、また、事柄によっては新聞社への情報提供により、本学の教育研究活動を学内外に周知している。

(2) 11-3 の自己評価

本学の教育研究活動成果の広報は、担当の委員会や各部署が責任をもって行う体制になっている。大学の社会貢献と社会的責務がこれまで以上に問われるようになってきていることに鑑み、委員会や担当部署の責任体制の点検・評価を進める中で、「広報に関する指針」を作成し、それに基づく公正かつ適切な広報活動を行う必要がある。

(3) 11-3 の改善・向上方策（将来計画）

学内外への情報発信は益々重要となるので、責任体制の点検・評価、相互の情報交換を密にしていく努力を継続していくのは当然であるが、公正な広報の社会的責務が重要度を増している状況を踏まえ、公正かつ適正な広報活動について「広報に関する指針」の作成を現在進めている。

現在『紀要』等いくつかのものについては、既にホームページ等での公表を行っているが、インターネットによる情報発信の重要性が加速度的に高まっていることから、費用対効果も考慮しながら、ホームページによる教育研究活動とその成果の公表を一層推進していくこととしている。

[基準 11 の自己評価]

組織倫理については、「就業規則」を基本として、社会的機関・教育研究機関として求められる組織倫理実現のため、「倫理審査規程」「動物実験に関する指針及び動物実験委員

会規程」「ハラスメントの防止に関する規程」「科学研究費等補助金に関する規程」等を制定し、周知とその遵守に努めているが、組織倫理確立のためには体系的な規程の整備が必要である。そのため「倫理憲章」「教職員倫理綱領」、その他の規程、申し合わせ等の作成を急いでいる。

言うまでもなく、組織倫理は教職員一人ひとりが内発的にそれをわがものとし、それが共有されてはじめて社会的責務が果たされるのである。そのような点からすると、制定した、あるいは制定しつつある諸規程等について、教職員への周知徹底と適正な運用に努めていく。

防災に対する危機管理については、マニュアルの作成に合わせて、それに基づいた訓練に取り組む。その他の危機管理については、おおむね適切と評価できる。

教育研究活動を公正かつ適切に広報する体制も整っているが、「広報のための指針」の制定により一層の徹底を図る。

[基準11の改善・向上方策（将来計画）]

今年度秋までの規程等の整備と、それらの啓発と醸成に組織的に取り組むと共に、今後、法令改正を規程等に速やかに反映させるためにも、理事長・学長・学部長及び事務局長を中心に、規程を管理し、改善していくための体制を構築していく。また、危機管理に対するマニュアルについては、早急に取り組んでいく。

教育研究活動の広報については、インターネットによる広報を促進する。

IV 特記事項

本学が位置する津山市は、岡山県北部の人口 11 万人程度の典型的な地方小都市であり、現在わが国の多くの地方都市同様、急速に進む少子高齢化、街のスプロール化、更には大都市圏への人・物・金の集中化等のため、様々な深刻な課題に直面している。その一方でまた津山市は、江戸時代から箕作阮甫等優れた蘭学者を輩出してきた教育学問の伝統をもち、市街地の一部には江戸時代の面影を止めている情緒豊かな町でもある。

本学はそのような津山市にあり、約 40 年の歴史をもつ岡山県北唯一の 4 年制大学、平成 19(2007)年度からは博士課程を備えた高等教育研究機関として、津山市は元より周辺の市や町の都市機能の一翼を担い、地域社会が抱える課題の研究、地域社会が必要とする専門的な知識や技能を身につけた職業人の育成、生涯学習等、様々な面で地域社会に貢献してきている。このような地域社会と密接に結びついた本学の取り組みは、本学園の建学の理念、そして大学の理念・目的に基づくものであることは言うまでもない。ここでは以下に、本学の特色あるそのような取り組みを 3 点に集約して述べることにする。

1. 地域社会の生活の向上に貢献できる人材の養成

・地域社会の人々の生活の質の向上に貢献できる資格・免許を持った人材の養成

本学はこれまで大学の理念・目的に基づいて、食・子ども・福祉と建築の分野において、地域の人々の生活の質の向上に貢献できる専門的職業人の養成のための教育研究体制の整備・充実に努めてきた。そして今年度からは、福祉のまちづくり学科の中に建築・まちづくり専攻を設け、福祉の視点に立って安全・安心な街づくりを担える人材養成も行えるようにした。

平成 17(2005)年度からは、学部の基礎の上に大学院の設置・拡充に取り組み、地域社会が直面している課題の深刻化や複雑化に対応することのできる、高度な専門的知識や技能を身につけた高度の専門的職業人の養成を開始した（各学科・専攻及び大学院の各研究科で取得できる免許・資格については、p.12,13,14 に記載しているのでここでは割愛する）。

そして、これらの専門的職業人の養成のための教育研究には、地域生活科学研究所における地域の課題を反映させた研究の成果を反映させることを図り、学生たちが自らの教育研究を常に地域社会の現実の諸課題と結びつけていけるように努めている。

・資格取得等へ向けた大学の組織的な支援

管理栄養士や社会福祉士の資格取得へ向けた国家試験対策については、定期的な模擬試験の実施、その結果分析を踏まえた多くの試験対策講座の実施、更には e ラーニングによる学生の自主的学習の支援等、計画的にきめ細かな対策を講じている。特に社会福祉士の国家試験対策については、福祉系の教員がそれぞれ 10 人程の学生を責任をもって指導する取り組みを行い、平成 19(2007)年度の国家試験では、現役学生の合格率では 66%、全国の私立大学の中で 3 位という高い注目すべき実績をあげている。教員採用試験についても、児童学科の教員が中心となって試験対策指導を行うと共に、教育事務所の主催する研修会への参加により成果をあげている。

これらの取組みについては、単に直接的な試験対策の取組みだけでなく、4年間を視野に入れたキャリアデザイン教育の計画的なガイダンス等を実施することで、学生たちが卒業後の進路を意識しながら勉学に励むようモチベーションの維持・高揚に努めている。

・業者との連携による支援の取組

大都市圏では、業者による国家試験対策や各種資格取得のための講座が開設され、学生たちもそのような講座への受講が容易であり、いわゆるダブルスクールの学生が多い。しかし、本学が立地する津山市ではその点大きなハンディを負っている。そのため、本学では大学と業者との間で協定を結び、Web講座により割安でいくつかの講座を受講できるように図っている。現在協定を結び学生が受講している講座は、二級建築士国家試験対策講座と宅地建物取引主任者受験対策講座の2つのWeb講座と、就職の厳しい出身地へのUターン就職活動強化のための通信による医療事務講座の計3講座である。

・就職支援室によるきめ細かな各種の支援

就職支援室が中心となって、学科単位で3年次から計画的に実施している就職ガイダンスについては既に述べたが、その他就職試験へ向けた自己アピール文の書き方・礼儀指導・面接指導等の種々の就職指導講座も実施している。

学生への求人情報の提供については、学生個々の希望職種・就職希望地等を把握し、それに即した求人情報を学生個々に携帯メールにより迅速に提供している。また、就職支援室と各学科の就職担当教員・卒業年次の担任とが連携し、個々の学生の就職内定状況の情報を共有しながら、小規模大学の特性を生かし、未内定の学生については面接を行う等して就職支援を徹底して進めている。

・Uターン就職支援の取組

本学学生は、岡山県北は勿論であるが、島根・鳥取・高知・沖縄県等地方出身者が多い。一方「地域社会の人々の生活の質の向上への貢献」を私たちは目的としている。そのため、出身地での就職を希望する学生に対する支援は重要な課題である。

就職支援室は、学生の就職希望のデータを下に、スタッフが常時就職先開拓のため病院や保育所・施設、また臨時採用の教員を希望する学生のため教育事務所を訪問している。

特に出身学生の多い県（島根県、高知県、沖縄県）については、「就職参与」を配置し、それら参与と出身県学生との面談を実施し、そこで得られた学生の希望を踏まえ、就職先の開拓・就職情報の収集に努めている。

それに加えて、常勤の教員の大多数が夏季休業中や実習先への巡回指導を利用して、少なくとも年に1回は就職先開拓を行うなど全学体制で取り組んでいる。

また、「インターンシップ実習」や「ボランティア実習」の科目を設け、学生たちには就職希望先でのインターンシップやボランティアを指導し、就職へと結びつくよう努めてきている。

男女共学化前の平成 13(2001)年には、女子大学として就職率全国 1 位の実績を上げたが、このような取組により、それ以後も当時とほぼ同程度の高い就職率を維持している。また、高いUターン就職率、併せて、大学で学んだことを生かせる専門職への就職率が高いのも本学の特徴であるが、それはこれまで繰り返し指摘した本学の理念・目的に基づくものであることは言うまでもない。

2. 知識・技能に加え、それを生かすことのできる力（コミュニケーション能力、社会性、広い視野、応用的能力等即ち人間力）の育成

○教養・基礎教育課程の改正

本学は、教育目的・目標である「新しい時代の生活の向上に寄与できる専門的職業人の育成」へ向け、前述したように各学科でそれぞれの専門に関する知識・技能の教育研究は当然であるが、それと関連した資格・免許の取得、国家試験へのきめ細かな対応、更には綿密に計画された就職支援を展開してきているところである。しかし、卒業後専門的職業人として使命感をもって活躍し、地域の生活の向上に寄与していくためにはこれだけでは未だ十分とは言い難い。専門的な知識や資格・免許に加え、社会人として必要な様々な資質や能力、例えばグローバル化の中で求められる広い視野、道徳性や責任感・人権意識等の高い倫理性、コミュニケーション能力・適応力・協調性や決断力等のいわゆる人間力等、様々な能力の育成が必要である。

本学では、そのような視点に立って、平成 18(2006)年から 19(2007)年にかけて各学科の専門教育課程の見直しと共に、教養・基礎教育課程の大幅な見直しを進め、平成 20 年度から全学科共通の新たな教育課程がスタートした。

新しい教養・基礎教育課程の構成は次のようである。

- ①広い視野を身に付けるための科目
- ②人間理解と人権尊重の精神を身に付けるための科目
- ③コミュニケーション能力を身に付けるための科目
- ④社会を分析的・統計的に見る力を身に付けるための科目
- ⑤現代社会において必須であるパソコンの基礎技能を身に付けるための科目

そして、これら教室で学習したことを現実の社会において試行的に実践する中で、社会人として求められる資質や能力の一層の自覚と伸張を図ることを目的とした「ボランティア実習」及び「インターンシップ実習」を設けている。なお、これらの科目による効果を上げるために、「キャリアデザイン論」や「ボランティア論」の講義科目も開設することとした。

また、外国語教育についても、これまでの伝統的な「英語」「ドイツ語」「フランス語」を一部変更し、「英語」「フランス語」「中国語」及び「韓国語」と、わが国との関係の緊密さの度合いが高くなってきている近隣の国々の言語教育を取り入れた。

○教職員と学生との緊密な関係、きめ細かな学生支援の中での感化

前述した卒業後社会において活躍するために必要な資質や能力は、計画的な教育課程での学習に加え、教職員との普段の親密な関係を通じて醸成される側面も看過できない。というより、実際的な効果という点では、後者の方が大きいといっても過言で

はない。

本学はその理念・目的の中で「小規模大学の特性を生かし・・・」と謳っている。いずれの学科も学生総数が 300～360 人程度であるので、教員は所属学科の学生を覚え、教務・学生・就職支援室等学生と直接関わる課の職員も、日ごろより学生を覚え、互いに挨拶・声かけをする関係にある。そういった親密な関係の中で、学生の声に耳を傾けるのは勿論であるが、例えばクラブ・同好会・県人会の顧問として、あるいは学生が相談に来た時等、折に触れて教職員はそれぞれの立場で、学生たちに社会人として必要な素養について話すよう努めている。

全学科必修科目である「1年次セミナー」は、1教員が所属学科の10人程の学生を担当している。同科目は1年間にわたる科目であり、その主たる目的は大学教育への導入であるが、文章表現力やコミュニケーション力の向上も意図している。それに加え、同授業の一環として学内のバーベキューコーナーを利用した懇親会も多くの担当教員が企画し、飲食を共にした触れ合いの中で人生の先輩として学生の悩み等に答えている。

また本学は、大学設置以来担任制度を設けている。学生は学習方法・進路・経済的な悩み・友人関係更には心身の悩み等、実に様々なことで担任に相談し、担任はそれらに対応している。本学では、担任を中心とした教職員のための『学生支援の手引き』を作成し、それに沿いながら担任が中心となって、クラスの学生が有意義な学生生活を送るなかで、卒業後社会人として活躍できるよう人間形成の支援を充実している。

このように、専門的な知識・技能の修得、資格・免許取得の支援、就職支援に加え、教養教育の中で、更には小規模大学の特性を生かしたシステムの中で、きめ細かく学生個々が学生生活を通じ自覚的に人間形成を図ろうとする仕掛け、そしてその支援を組織的に展開している点、高く評価できると確信している。

3. 地域社会への主として教育研究面での貢献

○大学及び教職員を中心とした社会貢献

・地域生活科学研究所の活動による地域貢献

本研究所は平成 15(2003)年設置された。その目的は、「本学が教育研究上有する専門性とこれに直接間接に関わる人材の持つ専門性を生かした、幅広い視野に立つ調査研究・政策創作活動等の社会貢献活動を行い、教育研究の向上と地域社会の発展に寄与する」ことを目的としており、その達成へ向けて下記のような事業を行っている。

- ①地域社会が抱えている課題に関する調査研究の実施、助成、受託又は協力及び研究成果の公表
- ②地域社会が抱えている課題に関する開発・加工・計画・設計・製作・創作活動等の実施、助成、受託及び活動成果の公表
- ③地域社会の要請に応えた課題解決の活動への協力・協働・参画
- ④公開研究会・所員研究交流会・シンポジウム・フォーラム・講演会等の開催

このような研究所所員による調査研究等の成果については、年2回開催している公開研究会での発表、年1回発行の研究所所報、平成 19(2006)年 12月発行の『平成の大合併と地域社会の再編・活性化』等により広く公表している。

受託研究についても、平成 18(2006)年度には、「高齢者虐待防止モデル策定業務」(岡山県)、平成 19(2007)年度には、「高齢者虐待防止モデル策定業務」(美作市)等 3 件の受託を受け、地域社会に貢献している。

また、現在は研究所の活動の一部に組み込んでいるが、平成 11(1999)年からスタートした美作大学技術交流プラザは、産官学民四者の協働のもとに、地域産業の振興、地域の産物の特性を生かした新商品の開発等に取り組んで多くの注目すべき成果をあげてきている。現在本プラザは主として地場産の農産物を活用する食品開発研究部門と高齢者や障害者用のユニバーサルデザイン研究部門で活動を展開している。その一端を紹介することにする。

[食品開発部門]：地場産の自然薯や蜂蜜を使った「津山ラーメン」や「山の芋焼酎」、国内最大級のギフト品展示商談会「東京インターナショナルギフトショー」新製品コンテストで大賞を受賞した「レアチーズ豆乳デザート」等、これまで既に地域色豊かな 24 品が商品化されており、これらは「つやま夢みのり」名でブランド化されている。

[ユニバーサルデザイン部門]：ユニバーサルデザインによる街づくりという津山地域全体の動きを視野に入れ、その一端を担う繊維分野での研究と商品開発に取り組んでおり、これまで高齢者や障害者を対象としたユニバーサルデザインのポロシャツやエプロン、タオル、マフラー等 10 品が開発され、販売されている。

本学は産学官民連携による「つやま新産業創出機構」の一翼を担っているが、同機構の中で本学技術交流プラザは重要な役割を果たしてきている。

・津山市をはじめ周辺の市・町の各種審議会への委員の派遣、講習会への講師の派遣

平成 18(2006)年度には、津山市都市計画審議会委員等 13 件、平成 19(2007)年度には、津山市都市計画マスタープラン検討会議委員等 12 件(5 月 1 日時点)と、毎年 10 件を超える審議会や会議に委員を派遣している。また、講習会の講師派遣も同様である。

・公開講座、県生涯学習委託講座等生涯学習講座の開講

本学はこれまで地域のニーズを下に、情報処理教育・健康の維持と食・スポーツ教室・子どもの教育等をテーマに、毎年 1 ないしは 2 の公開講座を開講してきている。また、県生涯学習センターの委託を受けた講座も毎年開講し、社会の要請に応じている。

昨年度からは、美作地方の歴史・文化をテーマとした「美作学講座」も定期的の開講し、毎回 100 人程の社会人が受講される等人気を博している。

・岡山県 10 年経験者研修講座の開設

本学が立地している地理的な条件もあって、県教育委員会の依頼に基づき、数年前から経験 10 年目の現職教員に対する研修講座を開設している。平成 19(2006)年度は「子どもを見る目～子育てと教育の歴史から～」 「楽しい造形活動の指導と実践」 「小学校理科指導における機器使用の基礎的な技能」 「からだところをひらく開発的カウンセリング」の 4 講座を開設し、現職教員の研修指導に当たった。因みに県内 16

大学の内、本研修講座を開設しているのは本学を含め 3 大学に過ぎない。

また、平成 21(2009)年度からは教員免許更新制に対応した講習講座を開設するための準備を進めているところである。

・ **高大関係等による高校生の受け入れ、教員派遣、出前講座等**

本学は現在津山市内にある 6 高校の内、2 校と協定を結び、科目等履修生としての高校生の受け入れを行っている。平成 19(2007)年度には前・後期合わせて 16 人、今年度前期は 12 人の生徒が本学の講義を履修している。理数科のある高校には平成 18(2006)年度から、大学レベルでの理科分野の研究手法や実験等の指導に教員を派遣している。また、希望のあった高校に対しては、1 日体験入学の受け入れも行っており、毎年数校の受け入れ実績がある。更に、出前講座の希望のあった高校へは、可能な限り教員を派遣し、地域の教育への貢献に努めている。

・ **スポーツセンターによるスポーツ振興、スポーツによる地域貢献**

平成 18(2006)年 3 月のトレーニングルームを備えた体育館の改築を機に、本学ではスポーツセンターを置き、地域の人々、特に小・中学生を対象とした各種のスポーツ教室を開設し、スポーツ振興とスポーツによる地域貢献を開始した。

平成 19(2007)年度には、児童運動教室や児童体操教室、高齢者健康教室、健康エクササイズなど、児童や高齢者を対象とした 5 つの教室を開設。

平成 20(2008)年度は、低学年用・高学年用の 2 つの児童運動教室、小学生用・中学生用の 2 つの HIP・HOP 教室、児童体操教室など、主に小・中学生を対象とした 6 つの教室を開設。受講者は、昨年、今年共に、約 120 人程度である。

・ **施設の開放**

施設についても、地域の各種行事について、希望があれば可能な範囲で調理実習室等の開放を行っている。外部機関の資格試験等の使用も認めている。

○ **学生による社会貢献**

本学では学生の地域社会への関心を高め、社会において活躍できるためのいわゆる人間力の涵養を目的として、平成 18(2006)年度からボランティアセンターを設け、そこを中心にボランティア活動の推進を行っている。しかし、ボランティア活動の積極的な推進は、単に教育目的のためのみでなく、同時にそれを通して地域社会に貢献するためでもある。そのため、ボランティアセンターが中心となって、地域社会の各種団体・組織からのボランティア要請にできるだけ応えるようにしている。障害のある子どもたちとの交流、地域の行事へのボランティア、養護施設でのボランティアなど、昨年度は延べ 150 人を超える学生が同センターを介して活動している。

このようなボランティア活動を実りあるものとするため、平成 19(2007)年度からは全学科で「ボランティア論」の授業（教育系と福祉系の 2 科目）を開設すると共に、それまで一部の学科で開設していたボランティア実習も全学科で開設し、ボランティア活動の積極的な推進を図っている。

同センターを介してのボランティア活動に加え、「点字サークル」や「ボランティアサークル木馬の会」など、ボランティア系の数サークルや「児童文化研究部」等も、幼稚園や保育所や施設等の要請に応じ、行事への協力といった独自のボランティア活動を積極的に展開し、地域社会に貢献している。

【おわりに】

本学は地方の小都市に位置する学生数 1,000 人程度の小規模大学であるが、大学の理念・目的そして教育目標を踏まえ、地域生活科学研究所等の取り組みを通して、地域社会への貢献を積極的に展開している。それに加え、本学は平成 12(2000)年度以降の学部の改組や大学院の設置・拡充により、地域社会の人々の生活の質の向上に貢献できる人材、即ち学部にあっては専門的職業人、大学院にあってはその指導的役割を担うことのできる高度の専門的職業人の養成を進めてきている。

本学が目指す食・子ども・福祉・建築そしてまちづくりを担う人材は、津山市や周辺の市や町は当然のこと、本学学生の主な出身地である鳥取県・島根県・高知県そして沖縄県でも、地域の子どもから障害者そして高齢者まで全ての人が安全・安心して生活できる街づくりを進める上で欠かすことのできない人材である。専門的な知識や技能に加え、それを活かすことのできる人間的な力を身につけた専門的職業人を養成し、出身地への就職を支援することで、地域社会の人々の生活の質の向上に貢献しており、今後もそれを一層充実していくことにより、地方の小都市にあっても小規模ながらもキラリと光る個性的な大学づくりに努力していく決意である。